

ごみ処理基本計画

平成 29 年3月

猪名川上流広域ごみ処理施設組合

目 次

第1章 総論

1. 1	計画策定の趣旨	1
1. 2	計画の位置づけ	1
1. 3	目標年度	2

第2章 ごみ処理や減量化の現状と課題

2. 1	構成市町の概況	3
2. 1. 1	地域の概況	3
2. 1. 2	人口及び世帯数	4
2. 2	猪名川上流広域ごみ処理施設組合の現状と課題	5
2. 2. 1	ごみ処理の現状	5
2. 2. 2	ごみ減量化や資源化、啓発事業の現状	16
2. 3	基本計画策定に当たっての課題	19
2. 3. 1	猪名川上流広域ごみ処理施設組合ごみ処理基本計画 (平成15年3月策定)の進捗状況	19
2. 3. 2	施設組合における今後の課題	20

第3章 計画の目標と方向性

3. 1	計画の基本方針	21
3. 2	ごみ種別の処理の主体	22
3. 3	基本フレームと減量等の目標	23

第4章 基本計画

4. 1	川西市の基本計画	29
4. 2	猪名川町の基本計画	46
4. 3	豊能町の基本計画	52
4. 4	能勢町の基本計画	65
4. 5	猪名川上流広域ごみ処理施設組合の基本計画	72
4. 5. 1	啓発活動・環境教育の充実	72
4. 5. 2	搬入されるごみの適正な分別・減量の推進	72
4. 5. 3	現有施設の適正管理の徹底とさらなる資源化への対応	73
4. 5. 4	広域的な最終処分場の確保	73
4. 5. 5	災害時における役割・機能の強化	74

第5章 計画推進のために

- 5. 1 計画の進行管理 75
- 5. 2. 1 市3町と施設組合との連携の強化 75

資料編

- 資料1 将来のごみ搬入量の予測 76
- 資料2 減量目標を達成した場合のごみ搬入量の予測 78

第1章 総論

1. 1 計画策定の趣旨

国内のごみ排出量の推移を見ると、高度成長期から1980年代までごみが急増し、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会構造ができあがりました。その後、急増したごみを適切に処理するための施設整備等が進んだものの、資源やエネルギーの浪費が見直されないままであったため、生活環境や自然環境への負荷は大きくなってしまいました。

こうした状況への反省から、単に排出されたごみを適正に処理するのではなく、長期的に持続可能な社会を形成するために、ごみの適正処理よりも減量（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の3Rを優先する社会、すなわち循環型社会を形成することが必要だという考えが広がってきました。また、環境面における近年の大きな課題である地球温暖化の顕在化や資源の枯渇対策等の観点からも、省資源、省エネルギーを中心とした社会への転換が必要とされています。

国においても、第3次環境基本計画の中で、低炭素社会、資源循環社会、自然共生社会の3つの社会を目指すべき環境像として定めました。廃棄物に関しても関連する法律の制定や改訂等により、ごみの適正処理から資源の循環利用へと、ごみ処理の方向性を大きく変えているところです。また、平成23年に発生した東日本大震災では災害廃棄物対応が大きな問題となり、その対応も課題となっています。

そこで、歴史的、経済的に関係の深い川西市、猪名川町、豊能町、能勢町の4自治体によって設立された猪名川上流広域ごみ処理施設組合では、平成21年に川西市国崎に新たな清掃工場を整備し、資源の有効利用と省エネルギーを中心としたごみ処理を進めています。一方、平成15年3月に策定したごみ処理基本計画（前計画）の期間が平成28年度で終了することから、新たな基本計画を策定しました。本計画は、循環型社会を目指した本組合のこれまでの取組を継続するとともに、廃棄物に関する国の動向や新たな社会経済的な課題に対応できる処理体制の構築を念頭に置き、策定したものです。

1. 2 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃棄物処理法）の規定により、組合を構成する1市3町の区域から排出される一般廃棄物の処理について定めた長期的な計画です。また、本計画は、組合を構成する1市3町の環境に関する取組について整合性を図るものであり、川西市、猪名川町、豊能町、能勢町のそれぞれのごみ処理基本計画或いは一般廃棄物処理基本計画を踏まえて作成するものです。

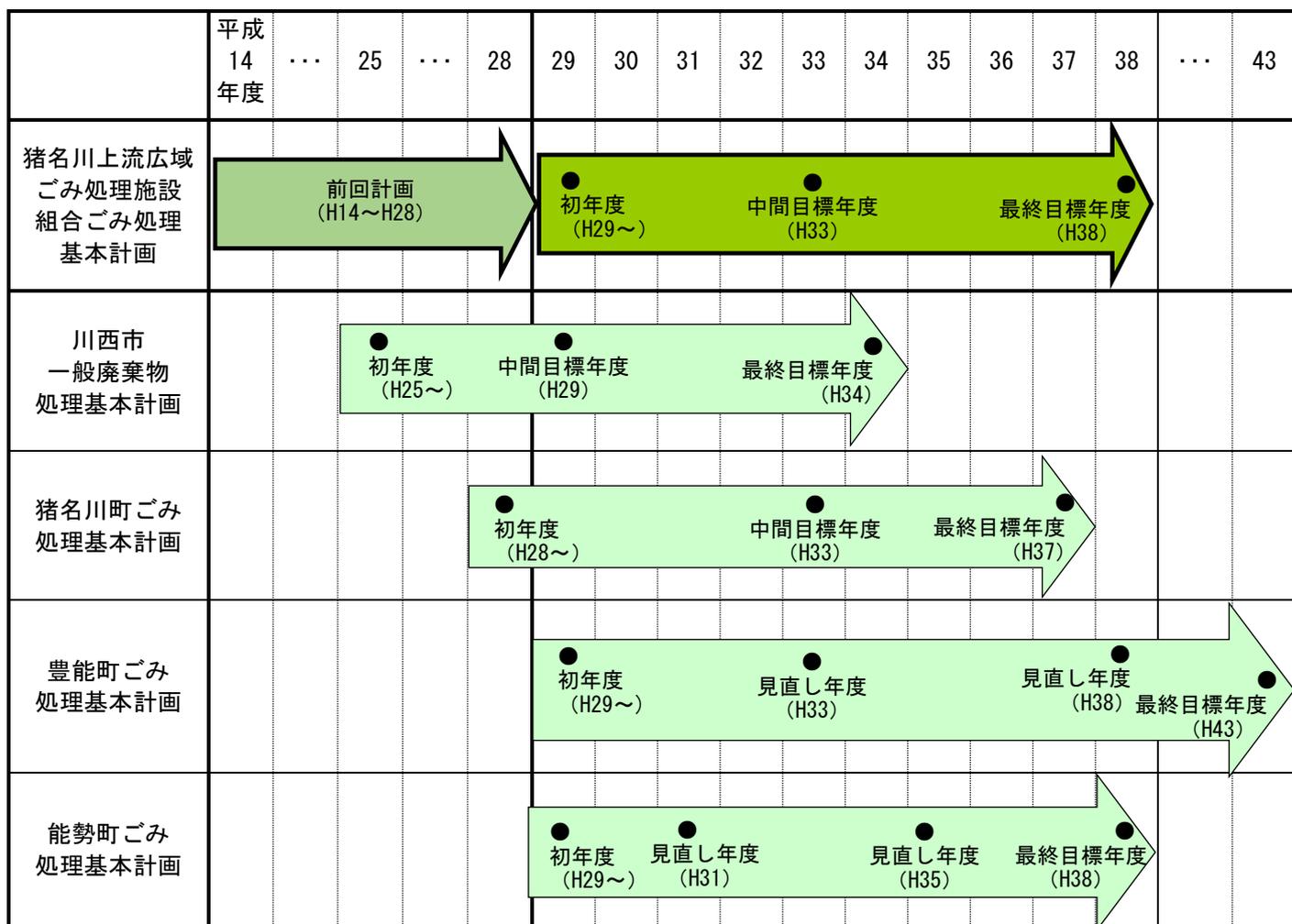
1. 3 目標年度

本計画は、平成 29 年度を初年度とし、平成 38 年度を目標年度とする 10 年間の計画とします。

また、平成 33 年度を中間目標年度とし、目標達成状況や計画の進行状況を確認するとともに、社会経済情勢の急激な変化や、法体系の大きな変化などがあった場合には、必要に応じて、適宜見直しを行うものとします。

本計画と、組合の構成各市町の基本計画の計画目標年度等を図 1 - 1 に示しました。

図 1 - 1 計画目標年度



第2章 ごみ処理や減量化の現状と課題

2. 1 構成市町の概況

2. 1. 1 地域の概況

猪名川上流広域ごみ処理施設組合は、兵庫県の北東部に位置する川西市と猪名川町、大阪の北西部に位置する豊能町と能勢町の1市3町で構成されており、兵庫県と大阪府という、2つの府県にまたがっています。

川西市、猪名川町、豊能町、能勢町は、大阪平野の北側の平野部から山麓にかけて広がり、川西市の南部地域を除き、その多くが山麓部にあり、都市近郊の貴重な自然に恵まれているという特徴があります。

図2-1 地域の概況



2. 1. 2 人口及び世帯数

施設組合の処理対象人口及び世帯数は1市3町の人口及び世帯数の合計です。本施設組合の処理対象人口及び世帯数の推移は図2-2に示すとおりで、人口は緩やかに減少傾向を示し、平成27年度末で約224千人となっています。一方、世帯数は微増傾向にあり、平成27年度末で約94.5千世帯となっています。

平成27年度末の1市3町の人口及び世帯数は表2-1に示すとおりです。

図2-2 人口・世帯数の推移

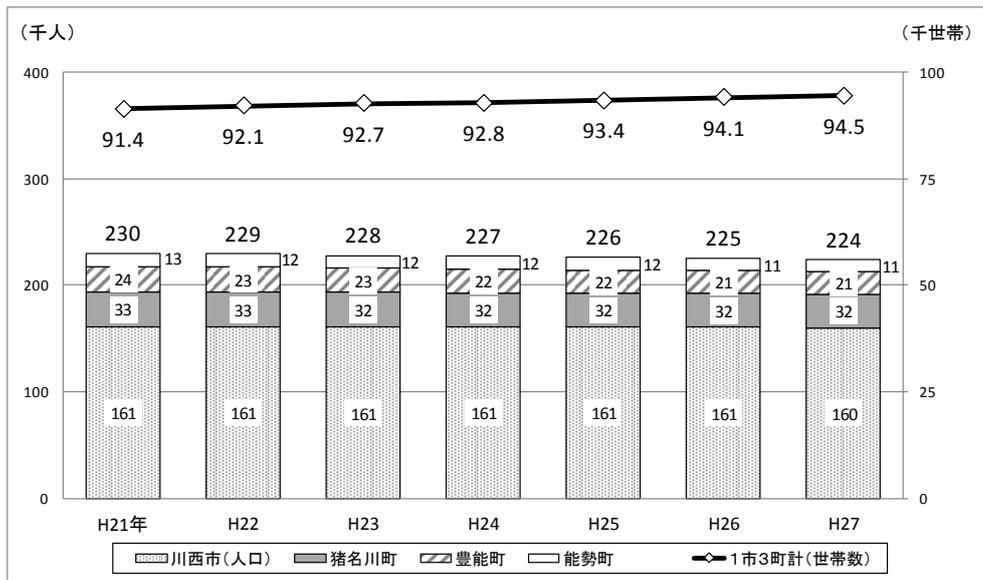


表2-1 施設組合構成市町の人口及び世帯数

		川西市	猪名川町	豊能町	能勢町	合計
人口	(人)	160,287	31,709	20,934	10,966	223,896
	(%)	71.6%	14.2%	9.3%	4.9%	100.0%
世帯数	(世帯)	69,020	12,180	8,694	4,617	94,491
	(%)	73.0%	12.9%	9.2%	4.9%	100.0%

平成27年10月1日人口

2. 2 猪名川上流広域ごみ処理施設組合の現状と課題

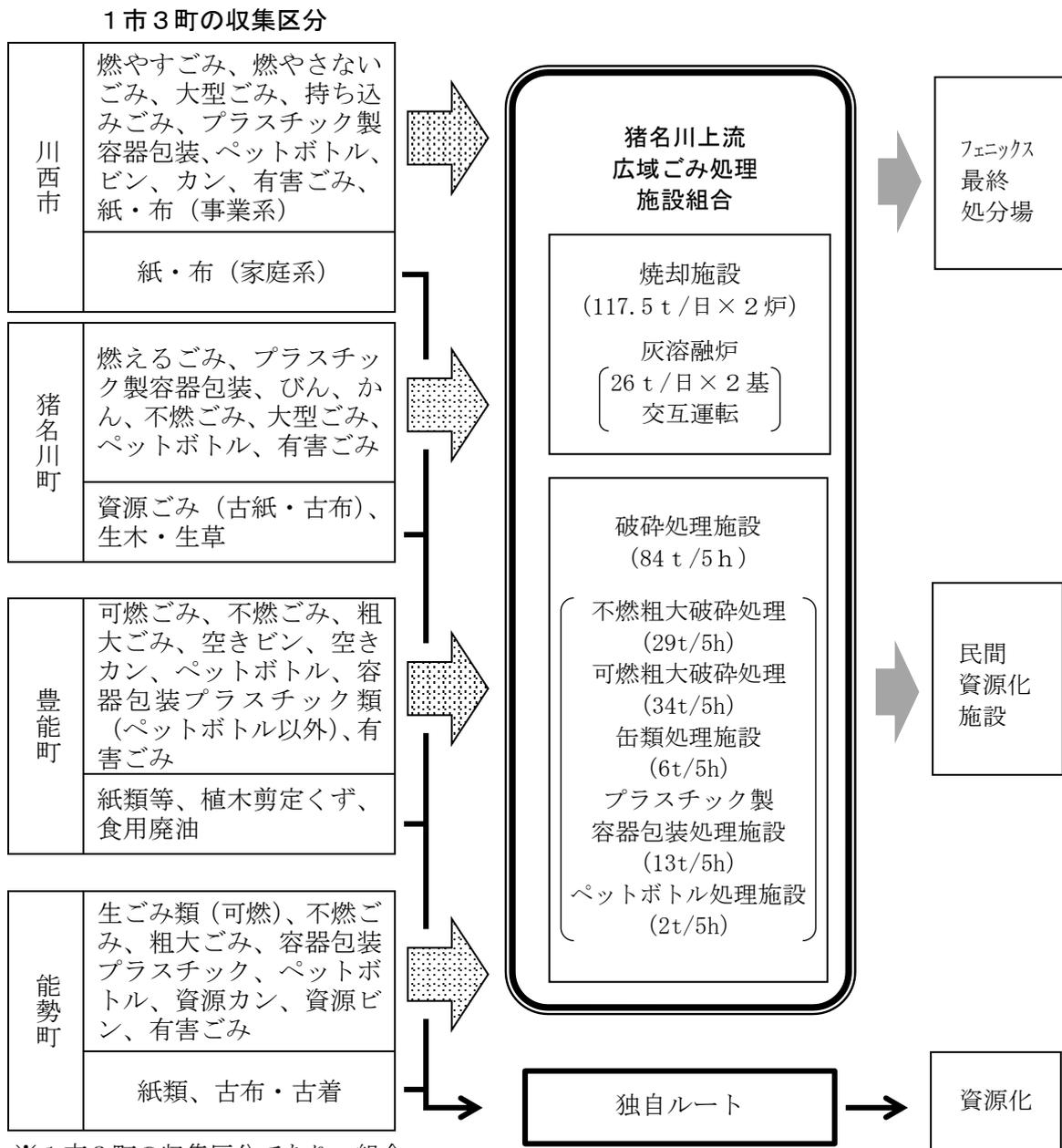
2. 2. 1 ごみ処理の現状

(1) ごみ処理の体系（分別区分と処理状況）

①ごみ処理の体系

ごみ処理システムの概要を図2-3に示します。収集運搬は、施設組合を構成する川西市、猪名川町、豊能町、能勢町がそれぞれ実施しています。1市3町が収集したごみの中間処理を施設組合が担っています。また、施設組合が処理したごみのうち、最終処分されるものは、大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス最終処分場）で処分されています。

図2-3 ごみ処理体系の現状



※1市3町の収集区分であり、組合における名称とは異なる

②施設組合の搬入基準

区域内から搬入される一般廃棄物の搬入基準は次のとおりです。

表 2-2 施設組合の搬入基準

分類		種類	備考
可燃ごみ	可燃ごみ	紙布類(資源紙・布類を除く。)、草木類、厨芥類	概ね 40 cm 四方の立方体未満
資源ごみ	プラスチック類	ペットボトル	容器に  マークが付いているもの。フタ、ラベルが除かれているもの
	プラスチック類	プラスチック製容器包装	容器に  マークが付いているもの及び食品トレイ
	紙・布類	新聞紙・チラシ、段ボール、雑誌・書籍、紙パック、紙製容器包装・雑紙、布	
	ビン類	食品類及び経口薬品類に使用されていた容器ビン類	
	缶類	スチール及びアルミ製の食品類に使用されていた空き缶及びスプレー缶	
	有害ごみ	蛍光灯、乾電池及び水銀含有物類	
粗大・不燃ごみ	大型ごみ	家具、家電製品等で概ね 40 cm 四方の立方体以上のもの(家電リサイクル法対象物は除く。)	
	不燃粗ごみ(可燃と不燃の複合物を含む)	他の分別区分のいずれにも入らないもの	概ね 40 cm 四方の立方体未満

※可燃ごみには、 や  マークが付いていないプラスチック類を含む。

※ビン類には、化粧品類に使用されていた容器ビン類を含む。

※缶類には、カセットコンロのガスボンベを含む。

※国崎クリーンセンターで適正に処理する事が困難なものは搬入できない。(構成市町が許可を受け搬入する場合を除く。)

(2) ごみ排出量の状況

施設組合を構成する1市3町から国崎クリーンセンターに搬入されたごみ量の推移を図2-4に、1市3町の自治体別の搬入量割合を図2-5に示しました。合計の排出量は、施設が竣工した平成21年度から、横ばいで推移しています。また、自治体別の搬入量割合も、ほぼ同程度で推移しています。

図2-4 ごみ排入量の推移

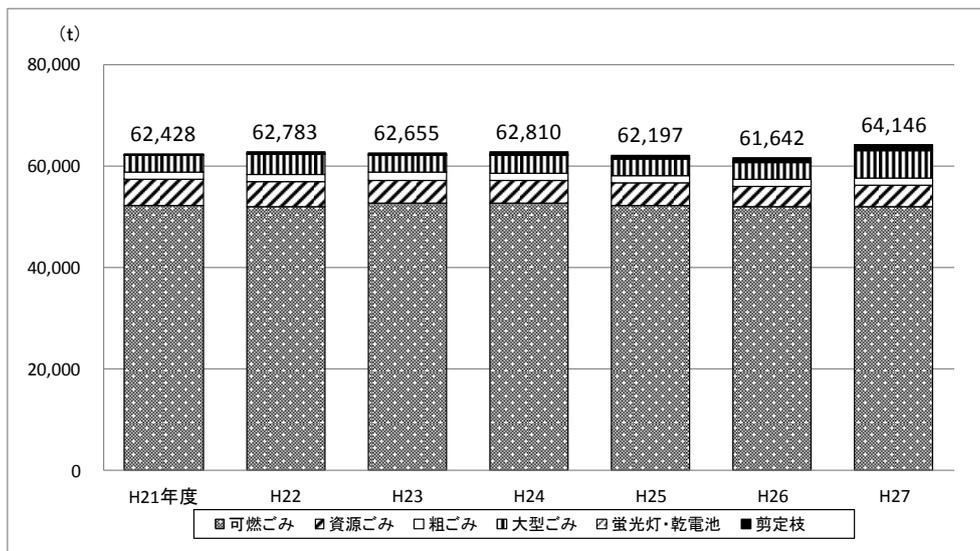
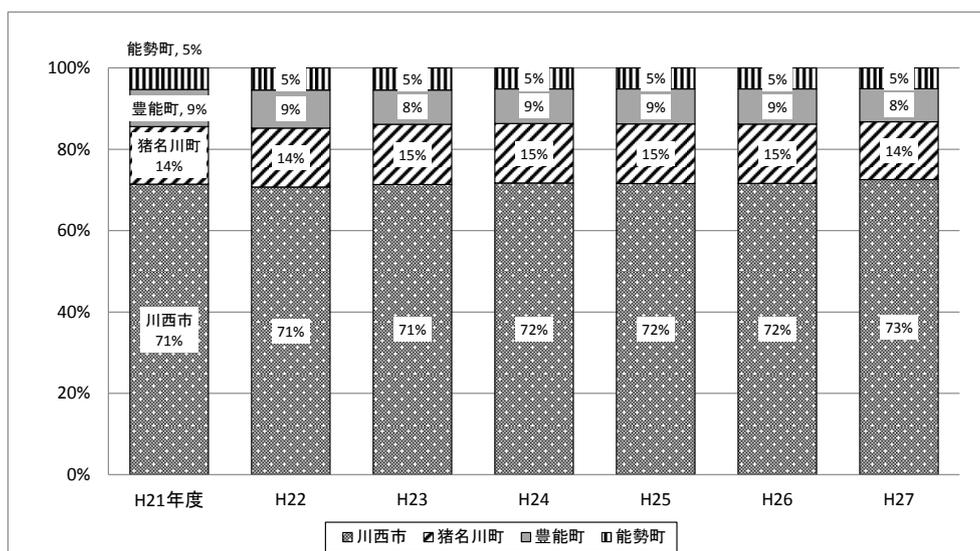


図2-5 自治体別の搬入量の割合



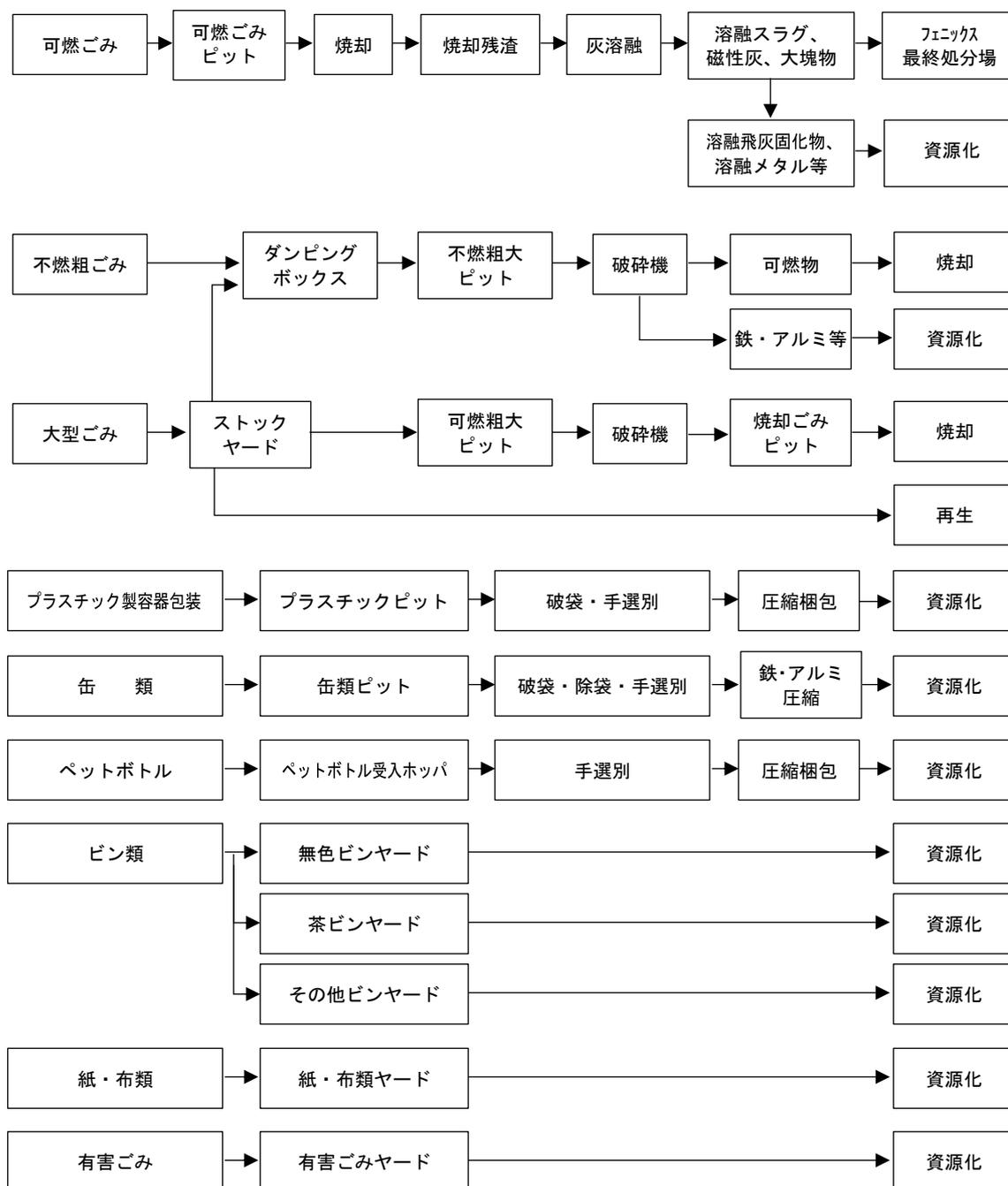
(3) 施設組合におけるごみ処理の流れ

1市3町から搬入されたごみの処理、処分のフローを図2-6に示します。

可燃系のごみは、搬入後焼却施設で処理され、その後灰溶融炉で溶融され、資源化或いは最終処分されます。

不燃系、粗大系のごみは破碎され、金属・アルミ等の資源を選別します。その後、可燃物は焼却され、不燃物は最終処分されます。資源ごみは集積場に降ろされ、選別・圧縮等を行った後に、民間資源化施設で資源化されています。

図2-6 搬入されたごみの流れ



(4) ごみ処理施設の状況

①施設の概要

施設組合の国崎クリーンセンターにおける施設の配置を図2-7に示しました。焼却施設、リサイクルプラザ（破碎・資源化施設）等が整備されています。

施設の概要は、表2-2～2-4に示すとおりです。

国崎クリーンセンターは、中間処理を行う施設です。中間処理後の焼却灰の一部や不燃系の粗大・大型ごみなどの最終処分については、フェニックス最終処分場で実施されています。

図2-7 国崎クリーンセンターにおける施設の配置



表2-3 ごみ焼却炉の概要

処理能力	235 t/日 (117.5 t/日 × 2 炉)
竣工	平成 21 年 3 月
処理方式	全連続ストーク式焼却炉
ガス冷却施設	廃熱ボイラ式
通風設備	平衡通風式
受入供給設備	ピット&クレーン方式 (全自動、半自動、手動)
排ガス処理設備	ろ過式集じん器、湿式有害ガス除去装置、活性炭吸着塔、触媒反応塔
余熱利用設備	蒸気タービン発電設備、給湯等

表 2-4 灰溶融炉の概要

処理能力	26 t/日 × 2 基 (交互運転)
竣工	平成 21 年 3 月
処理方式	表面溶融式灰溶融炉

表 2-5 リサイクルプラザ（破碎施設）の概要

処理能力	84 t / 5 h
竣工	平成 21 年 3 月
破碎処理施設	可燃粗大ごみ : 34 t / 5 h
	不燃粗大ごみ : 29 t / 5 h
缶類処理施設	缶類 : 6 t / 5 h
プラスチック製容器包装処理施設	プラスチック製容器包装 : 13 t / 5 h
ペットボトル処理施設	ペットボトル : 2 t / 5 h

②清掃工場、破碎施設（国崎クリーンセンター）の整備の経緯

現在、1市3町のごみ処理は、猪名川上流広域ごみ処理施設組合の国崎クリーンセンターで実施されています。

国崎クリーンセンターは平成 21 年に竣工していますが、それまでは、1市3町のうち、川西市と猪名川町はそれぞれ独自にごみ処理を実施し、焼却施設や破碎施設などを独自に運営していました。豊能町と能勢町は両町で一部事務組合を設立し、平成 9 年まで豊能郡美化センターでごみ処理をしていました。

処理施設の更新についても、当初は個別自治体での建設を前提に進んでいました。しかし、当時、全国的にごみ焼却施設からのダイオキシン類排出の問題が大きな社会問題となり、とりわけ本地域で豊能町と能勢町のごみを処理していた豊能郡美化センター（能勢町）では排ガスや周辺土壌がダイオキシンで汚染されていることが明らかになったことから、その対策が求められるようになりました。

ここで、旧厚生省がダイオキシン類を削減するための方策として、広域化等により 24 時間連続運転する全連続炉での処理が望ましいとしたことを受け、1市3町が猪名川を中心とした流域圏として広域的に一体的にごみ処理を行うことに合意し、平成 12 年に猪名川上流広域ごみ処理施設組合を設立しました。

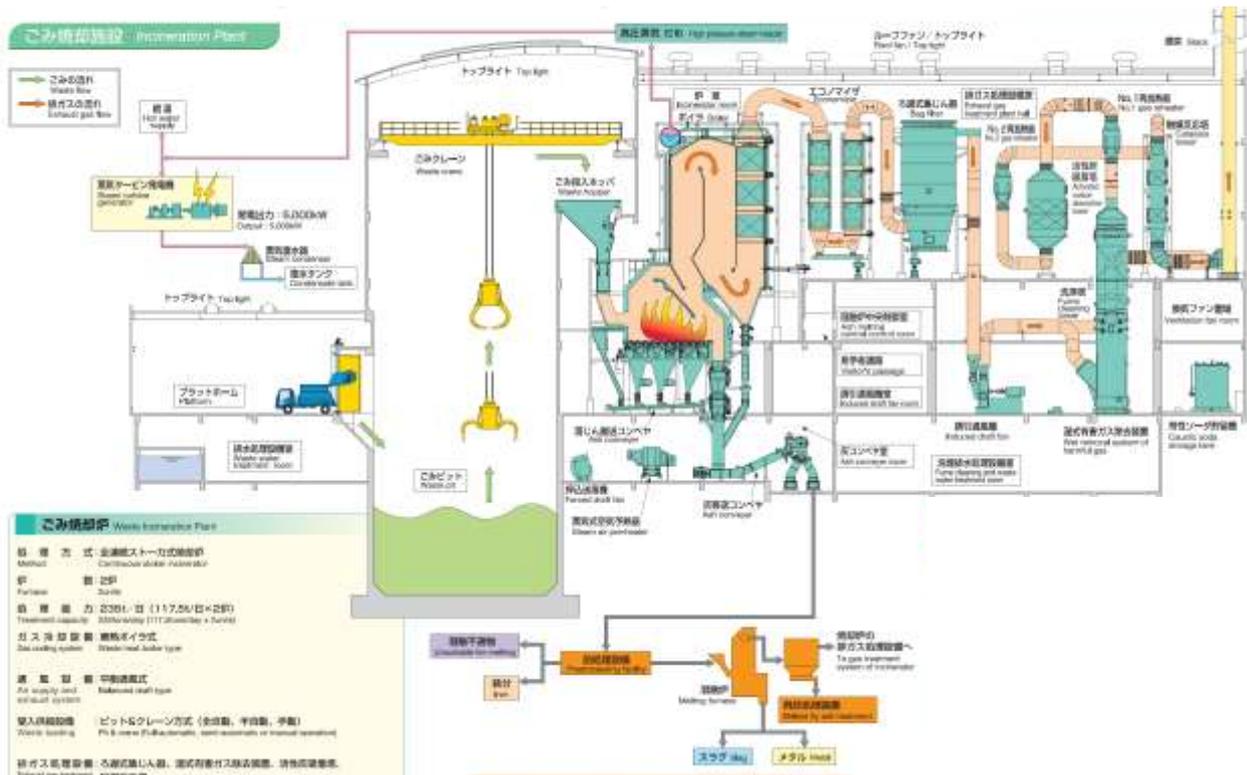
ごみ処理施設の広域化については、施設運営や環境負荷の低減の面からもメリットが大きいです。施設予定地の決定など困難も大きく、なかなか進まない場合が多いです。そうした状況の中、当施設組合を構成する 1市3町が施設組合の設置について合意し、運営していることは大きな成果です。

③現在のごみ処理施設の状況

○焼却炉及び灰溶融炉

灰溶融炉を備えるとともに、余熱による発電を行っています。余剰電力については売却して収入を得ています。

図 2-8 焼却炉及び灰溶融炉のフローシート

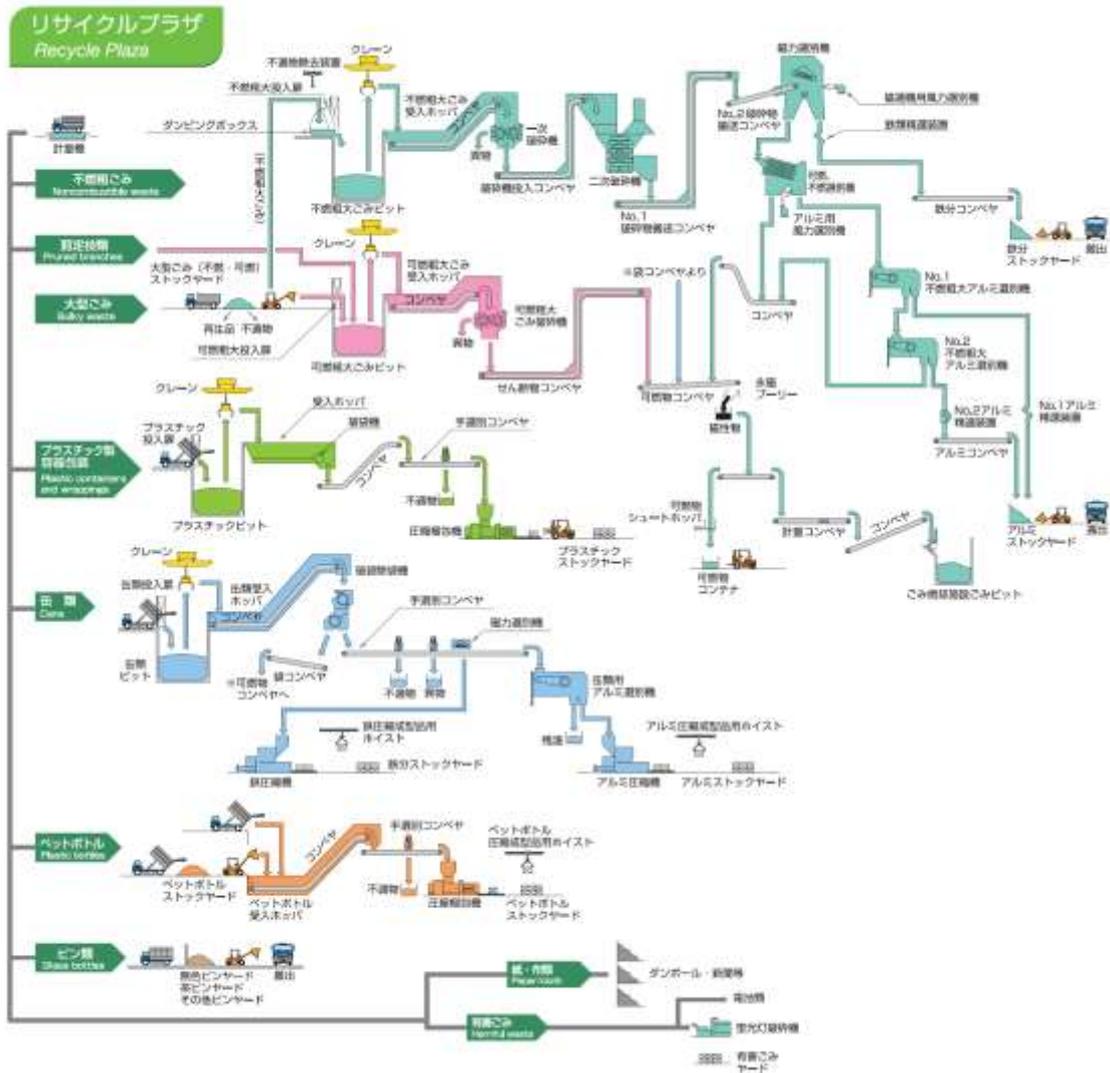


○リサイクルプラザ

不燃・粗大ごみについては、適切に破碎し、アルミ、鉄類を回収しています。

缶類やペットボトル、プラスチック製容器包装については、手選別ラインにより異物を除去した上で、資源化業者に引き渡しています。

図 2-9 リサイクルプラザ（破碎・選別等施設）のフローシート

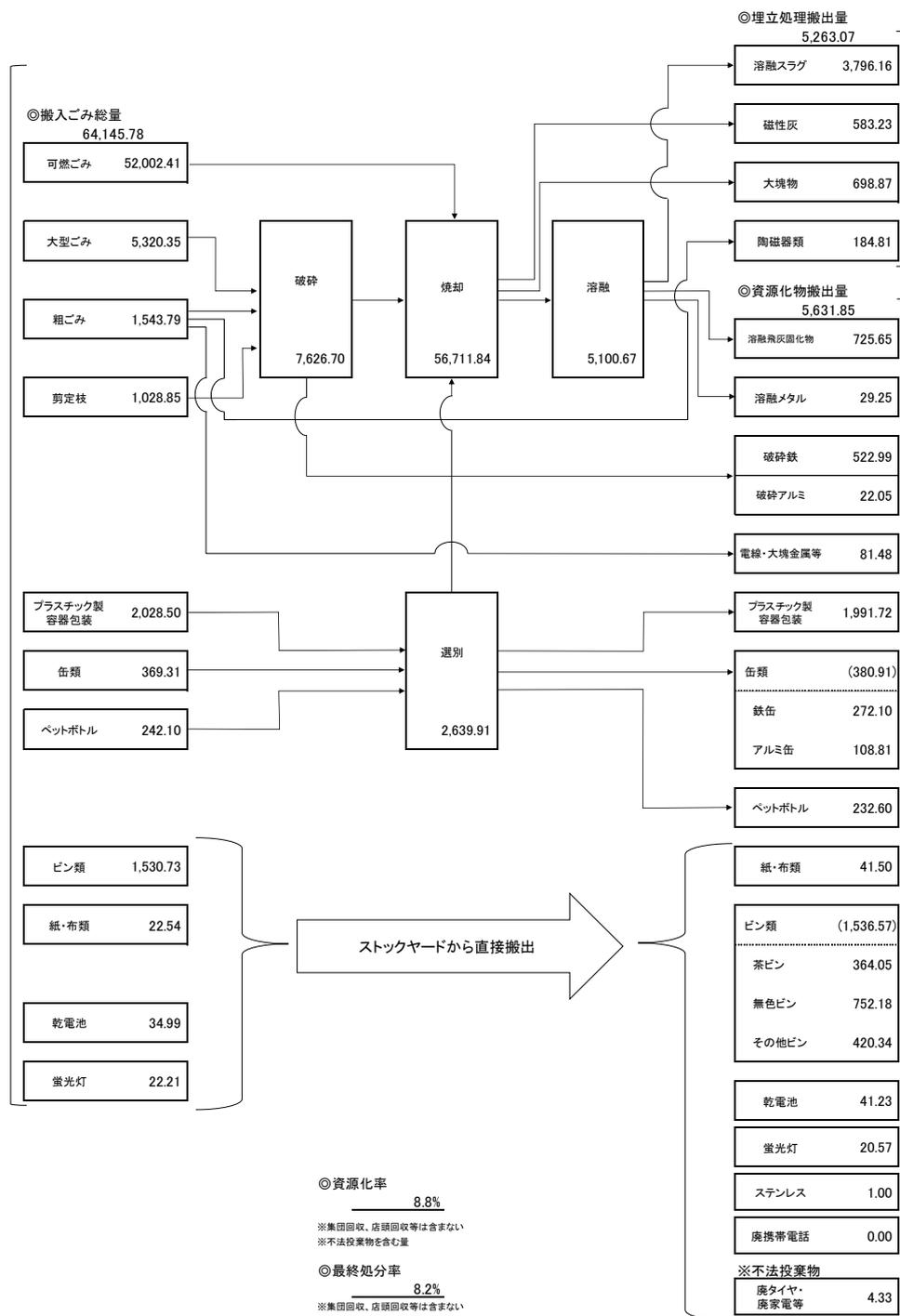


(5) 中間処理及び最終処分の状況

①ごみ処理の流れ (事業概要から)

平成 27 年度に、施設組合に搬入されたごみは、可燃ごみ、大型・粗ごみ、資源ごみを合わせて約 64 千 t で、そのうち焼却処理量が約 57 千 t、破碎処理施設での処理量は約 8 千 t で、フェニックス最終処分場での最終処分量は約 5 千 t です。平成 27 年度におけるごみ処理の流れは図 2-10 に示すとおりです。

図 2-10 搬入ごみの処理のフロー (平成 27 年度)



※計量時期の違いにより、入量と出量の合計が合わない箇所がある。

②焼却処理量及び灰溶融処理量の推移

焼却処理量は、図 2-11 に示すように、施設が正式に稼働した平成 21 年度が最も多く、その後は平成 23 年度を除いて微減の傾向を示していましたが、平成 27 年度は川西市の大型ごみ有料化の影響により増加しています。

焼却灰の灰溶融処理量は、図 2-12 に示すように、増減を繰り返していますが、長期的にはわずかに増加の傾向が見られます。

図 2-11 焼却処理量の推移

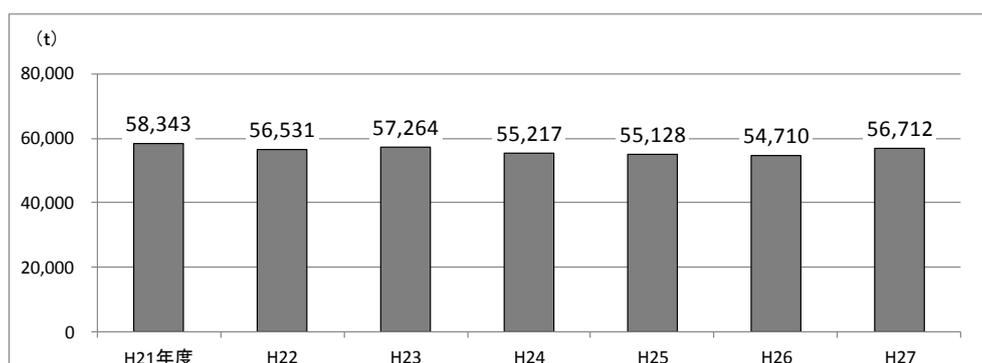
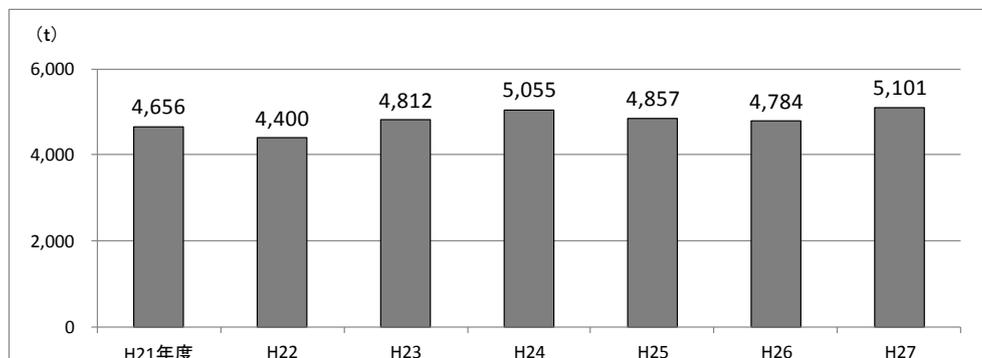


図 2-12 灰溶融処理量の推移



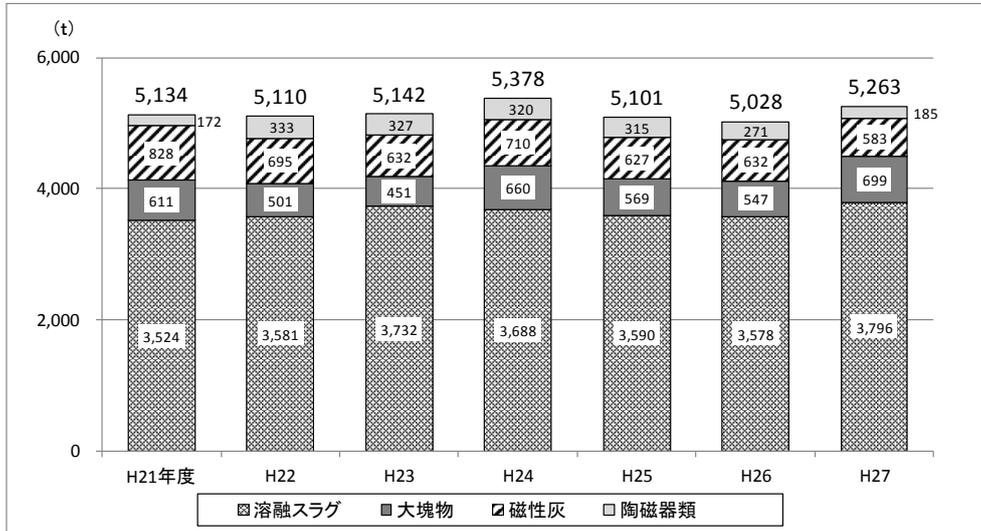
③フェニックス最終処分場の概要と最終処分量

国崎クリーンセンターから搬出され、フェニックス最終処分場で最終処分された溶融スラグ等の推移を図 2-13 に示しました。最終処分量には、不燃・粗大ごみから選別された不燃の残渣（陶磁器類）も含まれますが、灰溶融炉から排出された溶融スラグが多くを占めるため、溶融量の推移に応じて最終処分量も増減しています。

スラグ等は、平成 21 年度からフェニックス最終処分場へ全量搬出しており、平成 27 年度の搬出量は約 5,263.07 t でした。

なお、最終処分量の過半を占める溶融スラグについては、平成 29 年度から資源化する計画としています。

図 2-13 最終処分量の推移

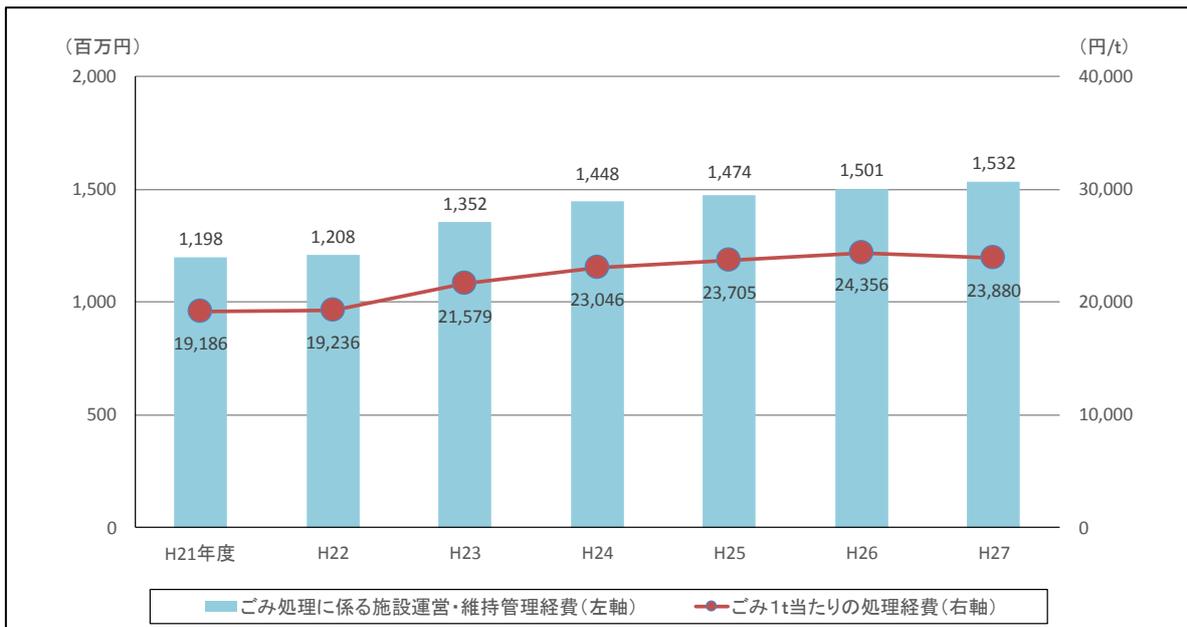


(6) ごみ処理に係る経費の状況

①ごみ処理に係る施設運営・維持管理費用

ごみ処理に係る施設運営・維持管理の費用を図 2-14 に示しました。平成 27 年度の実績を見ると、施設の運営・維持管理費用の合計は約 15.3 億円であり、搬入ごみ量 1 t 当たりの処理費用（収集・運搬費用を除く）は約 2 万 4 千円でした。

図 2-14 施設運営・維持管理の費用



2. 2. 2 ごみ減量化や資源化、啓発事業の現状

(1) 施設での資源回収

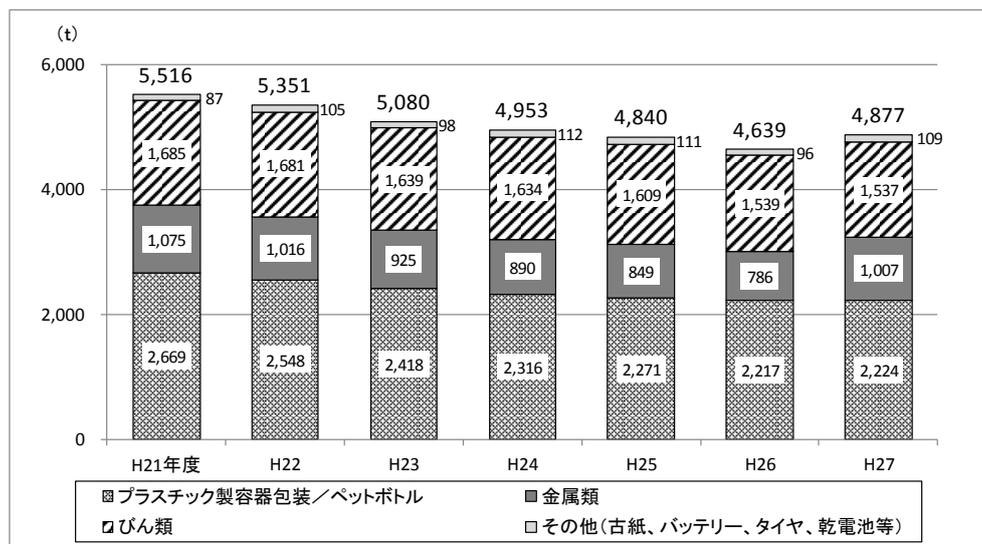
①リサイクルプラザからの資源回収

不燃ごみ、粗大ごみについては、リサイクルプラザで選別、破碎処理を行ったのち、磁力選別、風力選別により破碎鉄と破碎アルミを取り出し資源化を行っています。

資源ごみのうち、プラスチック製容器包装、缶類、ペットボトルについては、リサイクルプラザで異物等を選別、梱包などを行ったのちに、資源化業者に引き渡しています。一方、びん類、紙・布類、乾電池、蛍光管については、選別等を経ないで、ストックヤードから直接民間の資源化業者に引き渡しています。

回収量は、図2-15に示すとおりであり、平成27年度に搬出された資源化量は計4,877tでした。

図2-15 リサイクルプラザからの資源回収量



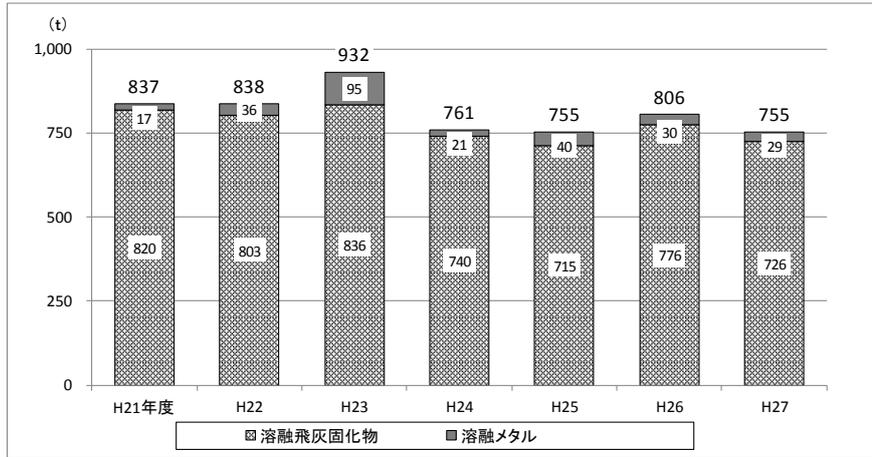
②焼却施設及び灰溶融施設からの金属回収

焼却施設及び灰溶融施設から排出される焼却灰や溶融スラグ等のうち、溶融メタルと溶融飛灰固化物については資源化業者に引き渡して資源化しています。

回収量は、図2-16に示すとおりであり、平成27年度の資源化量は755tでした。

なお、平成29年度からは、現在フェニクス最終処分場で埋立処分している溶融スラグについても、資源化業者に売却し、資源化する予定としています。

図 2-16 焼却施設からの金属回収量



(2) その他の取組

①見学、施設利用等の受け入れ

リサイクルプラザには、環境学習を主に担う啓発施設が設置され、清掃工場の見学や環境学習等の啓発事業を行っています。

啓発施設はクリーンセンターやごみ処理・減量等に関する展示や見学コースが整備されており、1市3町の小学校や地域の団体による見学などを受け入れています。また、出前講座等を開催している他、フラワーアレンジメントやレザー製品のリメイク、各種工作など、多彩なセミナーやワークショップを開催しています。

平成27年度の見学者、施設利用者は、計29,145人でした。平成25年度以降は30,000人程度を継続しています。

図 2-17 啓発事業の様子



見学オプション 里山学習



屋外フリーマーケット



ベビー用品リユース



分解ワークショップ 8・12・3月

② 広報誌等の発行

国崎クリーンセンターでのワークショップやイベントの案内、環境調査等の結果、ごみの減量・資源化や適正処理に関する情報提供などを目的とした広報誌「森の泉」を2ヶ月に1回発行しています。部数は毎回94,800部（平成27年度実績）であり、川西市、猪名川町、豊能町、能勢町の各世帯に配布しています。

図2-18 広報誌「森の泉」



2. 3 基本計画策定に当たっての課題

2. 3. 1 猪名川上流広域ごみ処理施設組合ごみ処理基本計画（平成 15 年 3 月策定）の進捗状況

(1) ごみ処理量（可燃ごみ、粗大・不燃ごみ、資源ごみ）

国崎クリーンセンターへの可燃ごみ、粗大・不燃ごみ、資源ごみの搬入量について、前回計画の目標年度である平成26年度の搬入予測量と実際の搬入量との比較を表2-5と表2-6に示しました。

平成26年度の搬入量の実績は1市3町の合計で61.6千トンであり、計画値の74.3千トンに比べて、約12.6千トン減量が進んでいました。なお、国崎クリーンセンターが稼働を開始した平成21年度の搬入量は約62.4千トンであり、実際のごみ量は横ばいです。

ごみの種類別に搬入量を見ると、可燃ごみについては、実績値が計画値を下回っていました。一方、粗大・不燃ごみについては、実績値が計画値を上回っており、想定よりも減量が進んでいない評価でした。

また、1人1日当たり搬入量を見ると、可燃ごみ、粗大・不燃ごみとも、実際の搬入量が計画量を上回っており、計画通りの減量が進んでいない結果となっていました。

また資源ごみについても、いずれの市町でも計画量に比べて、実際の搬入量が下回っていました。

表 2-6 搬入量の実績（平成 26 年度）

	搬入量(t)				1人1日当たり搬入量(g/人/日)			
	可燃ごみ	粗大・ 不燃ごみ	資源ごみ	計	可燃ごみ	粗大・ 不燃ごみ	資源ごみ	計
川西市	37,688	3,459	2,997	44,144	643	59	51	753
猪名川町	7,870	543	573	8,985	677	47	49	773
豊能町	4,550	331	433	5,315	581	42	55	679
能勢町	2,678	284	236	3,198	650	69	57	777
全体	52,786	4,617	4,239	61,642	642	56	52	750

表 2-7 前計画における目標年度（平成 26 年度）の搬入量推計値

	搬入量(t)				1人1日当たり搬入量(g/人/日)			
	可燃ごみ	粗大・ 不燃ごみ	資源ごみ	計	可燃ごみ	粗大・ 不燃ごみ	資源ごみ	計
川西市	40,123	1,415	9,662	51,200	652	23	157	832
猪名川町	7,513	876	1,628	10,018	609	71	132	812
豊能町	5,717	683	2,141	8,541	502	60	188	750
能勢町	3,357	341	819	4,517	541	55	132	728
全体	56,710	3,316	14,250	74,276	620	36	156	812

2. 3. 2 施設組合における今後の課題

(1) 啓発活動・環境教育の充実

施設組合では1市3町のごみの減量や適正処理の啓発に取り組んできており、今後もリサイクルプラザに併設されている啓発施設「ゆめほたる」を活用し、啓発活動を継続、強化します。また、周辺の里山で実施している保全活動についても、「里山林整備構想計画」や「里山林維持管理計画」に基づき継続して取り組みます。

(2) 搬入されるごみの減量化・適正化

産業廃棄物や適正処理困難物等の搬入を防止するためのPR活動、搬入ごみの監視の充実など、搬入されるごみの減量化、適正化に取り組みます。さらに、プラットホームでの資源回収など、焼却処理量の削減に向けた取り組みを進めます。

また、空き缶、空きびん、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装などの資源ごみについては、その選別工程で異物等の残渣が発生しています。そこで、1市3町と協力して排出マナーの徹底を要請し、さらに残渣の削減に努めます。また、民間の施設で直接資源化を進めている品目についても、適正に処理されていることを確認します。

(3) 施設の適正な維持管理

国崎クリーンセンターは平成21年の竣工からまだ8年の新しい施設ですが、長期的な維持管理の方針を定めた上で、適切な管理を進めていきます。

(4) 最終処分量の削減

1市3町のごみの最終処分を担うフェニックス最終処分場での焼却灰等の受入は、参加自治体のごみ減量努力により平成39年度まで延長されています。しかし、現時点ではそれ以降の新たな埋立処分場の整備の見通しはなく、その後のごみ処理に大きな影響を及ぼす可能性があります。そこで、新たな最終処分場整備に関する情報収集に努めるとともに、最終処分量の削減に努めます。

第3章 計画の目標と方向性

3. 1 計画の基本方針

(1) ごみ処理に係る理念・目標

構成市町との連携を強化し、施設組合と構成市町の計5者が力を合わせて、環境にやさしい資源循環型の地域の実現を目指します。

ごみ処理基本計画の理念・目標については、本施設組合が1市3町で構成されることをうけ、各市町との連携を強化し、各主体が力を合わせて資源循環型の地域を目指すべきことから、以下のとおりに決めました。

5者の協働で環境を保全する資源循環型の地域をつくる

※5者：本施設組合を構成する川西市、猪名川町、豊能町、能勢町と、猪名川上流広域ごみ処理施設組合

(2) ごみ処理の基本方針

上記のごみに係る理念・目標、また、施設組合に係る現状と課題とを踏まえ、施設組合のごみ処理に関する基本方針を以下のように定めます。

基本方針① : 環境負荷低減のための適正なごみ処理と維持管理の推進

基本方針② : 1市3町と施設組合の協力の強化

発生抑制への誘導、市民・事業者・行政の三者が連携した再生利用の仕組みづくり、行政が主体となった再生利用の推進及び排出者責任の確立に1市3町が努めても、やむなくごみとなって排出されてきたものに対して、施設組合では、1市3町との連携を強化し、また、ごみ搬入量の動向及びごみ処理・リサイクル技術の将来動向を見極めつつ、長期的な視点にたち計画的に焼却施設、破碎施設、資源化施設等の中間処理施設の整備を進め、再生利用と適正処理を推進していきます。

3. 2 ごみ種別の処理の主体

ごみ処理の主体については、現在と同様に、以下の表3-1に従って実施します。また、新たに分別等を実施する場合については、施設組合と構成市町とが適切に連携・調整することで、処理主体等を定めることとします。

表3-1 搬入ごみの処理主体

処理区分	家庭系ごみ (1市3町の独自処理対象物を除く)	事業系ごみ	直接搬入
分別・排出	住民	事業者	住民・事業者
収集・運搬	川西市 猪名川町 豊能町 能勢町	市町が許可した収集運搬業者	排出者(自己搬入)
中間処理	猪名川上流広域ごみ処理施設組合		
資源化	猪名川上流広域ごみ処理施設組合		
最終処分	フェニックス最終処分場		

3. 3 基本フレームと減量等の目標

以下では、1市3町のごみ処理基本計画で設定されているごみ排出量の将来予測や計画目標値を整理するとともに、将来的な減量・資源化量や最終処分量を推計し、将来の処理フレームを整理しました。

ごみ排出量の基礎となる将来人口やごみ量の将来予測、目標年度におけるごみ排出量の目標値については、基本的に施設組合を構成する1市3町の基本計画の目標値を採用し、それらの合計として算出しています。

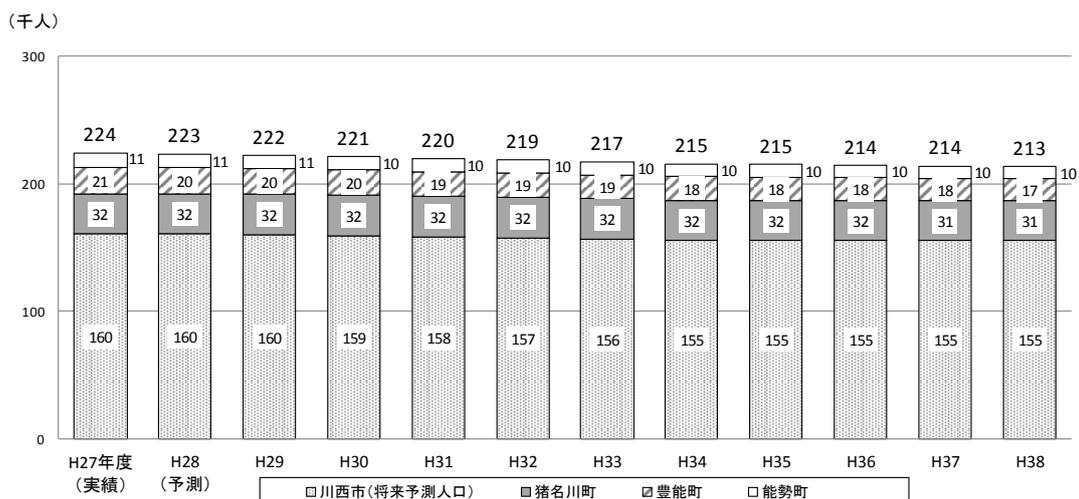
なお、自治体によって基準年度や目標年度が異なっていますが、平成27年度の実績値を基準値とし、平成38年度の予測値を目標値としました。また、計画期間の中間年である平成33年度を中間目標年度として決めました。平成38年度の値を予測していない川西市と猪名川町については、当初の目標値を参考に、平成38年度の排出量等を新たな目標値として設定しています。

(1) 将来人口

1市3町の平成38年度の将来人口については、各市町のごみ処理基本計画で定められた目標人口としました。ただし、川西市は計画の目標年度が平成34年度、猪名川町については平成37年度であり、その後の予測値が示されていないため、最終目標年度の人口が継続するとしてしました。

上記の手法で平成38年度の人口を推計すると、1市3町の合計で213千人でした。これは、平成27年度の1市3町の人口である224千人と比べて、概ね4.9%減となります。

図3-1 将来人口の推計値



※川西市の計画は平成34年度までであり、35年度以降は、34年度と同じ人口とした。猪名川町の計画は平成37年度までであり、38年度は37年度と同じ人口とした。

(2) 将来のごみ搬入量

①搬入量及び減量等を進めた場合の搬入量の考え方

1市3町の将来のごみ搬入量及び減量等を進めた場合の搬入量については、各自治体のごみ処理基本計画に示されている将来の搬入量を用いました。なお、計画期間が施設組合の計画期間と異なる川西市と猪名川町のうち、川西市については計画最終年度の1人1日当たりの排出量（原単位）が変わらないものとして、計画期間終了後のごみ搬入量を算出し、猪名川町については町の推計した平成38年度の排出量を用いました。

②搬入量の予測結果

このままで推移した場合（経済情勢が現在の傾向で推移し、また、新たな減量施策を実施しない場合）のごみ搬入量の予測結果を図3-2、図3-3に、平成38年度の処理フローを図3-4に示します。

平成27年度の搬入量は、1市3町の合計で約64千トンでしたが、人口減や減量・資源化の推進等によって計画目標年度である平成38年度の搬入量は合計約58千トンとなり、約6千トン減少すると予測しました。

図3-2 このままで推移した場合のごみ搬入量（自治体別）

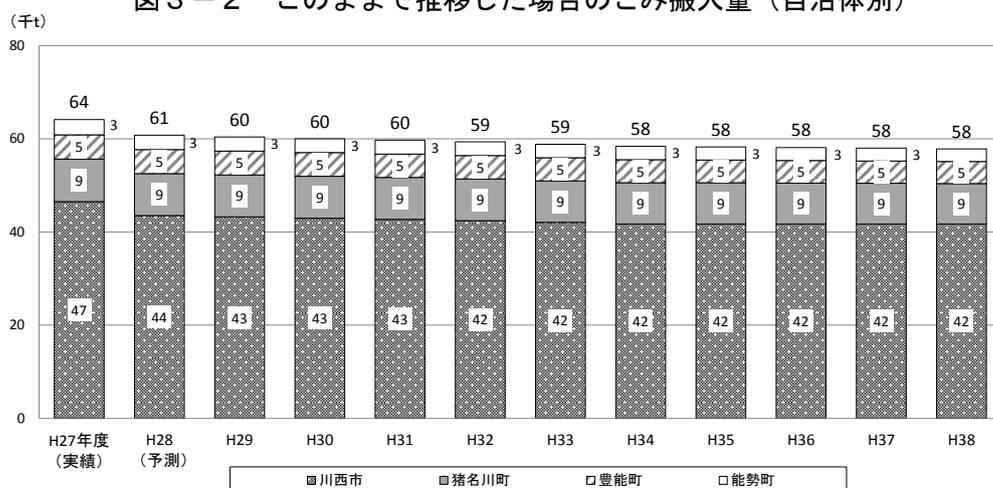


図3-3 このままで推移した場合のごみ搬入量（ごみ種別）

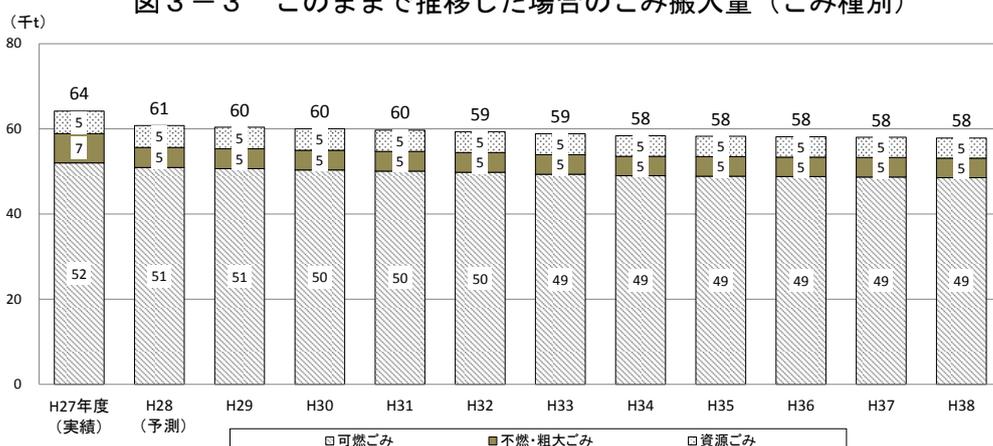
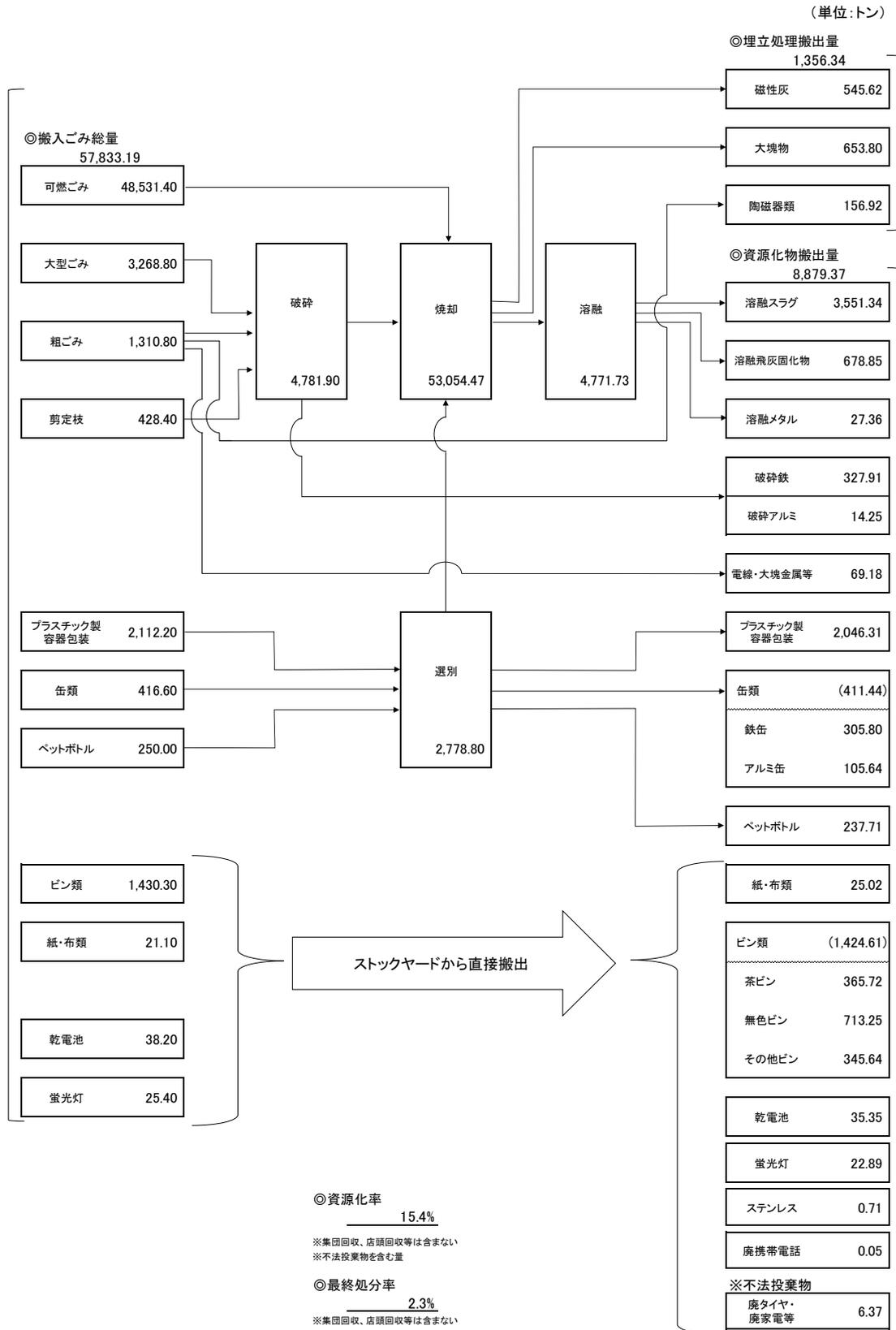


図3-4 平成38年度の処理フロー（現在のまま推移した場合）

平成38年度 搬入ごみの処理の流れ

(搬入予測量)



③ごみ減量目標値と搬入量の推計値

今後、排出抑制や資源化をさらに進めることにより、②で予測した、このままで推移した場合の搬入予測値から、搬入量をさらに削減することを目指します。

計画の目標値は、1市3町のごみ処理基本計画において、「今後さらにごみ搬入量を削減した場合のごみ排出量」として設定されている減量目標等を達成した場合に本施設組合への搬入量を予測し、本計画の目標値として決めました。なお、豊能町、能勢町については、減量目標を達成した場合の町全体の品目別の排出量等が推計されていないため、減量目標に合致するよう、排出量等を推計しています。

本計画の目標値を表3-2に、減量・資源化を進めた場合の搬入量の推移を図3-5、図3-6に、目標年度である平成38年度の処理フローを図3-7に示します。

表3-2 計画の目標値

	基準年度 (平成27年度)	中間目標年度 (平成33年度)	最終目標年度 (平成38年度)
ごみ搬入量	64,146 t	52,682 t	50,289 t
焼却処理量	56,712 t	47,959 t	45,711 t
最終処分量	5,263 t	1,231 t	1,171 t
資源化量	5,632 t	8,388 t	8,085 t
資源化率※	8.8%	15.9%	16.1%

※資源化率は施設搬入量全体に対する資源化量の割合であり、1市3町の独自資源化量や集団回収量は含めずに算出した結果である。そのため、減量目標を達成した場合の各市町の実際の資源化率は、上記よりも高い値となる。

※資源化量、資源化率には、平成29年度から新たに資源化予定の溶融スラグを含む。

※豊能町、能勢町については、減量目標を達成した場合の排出量等が推計されていないため、減量目標に合致するよう、品目別の排出量等を推計した。

図 3-5 減量・資源化を進めた場合の搬入量の推移（自治体別）

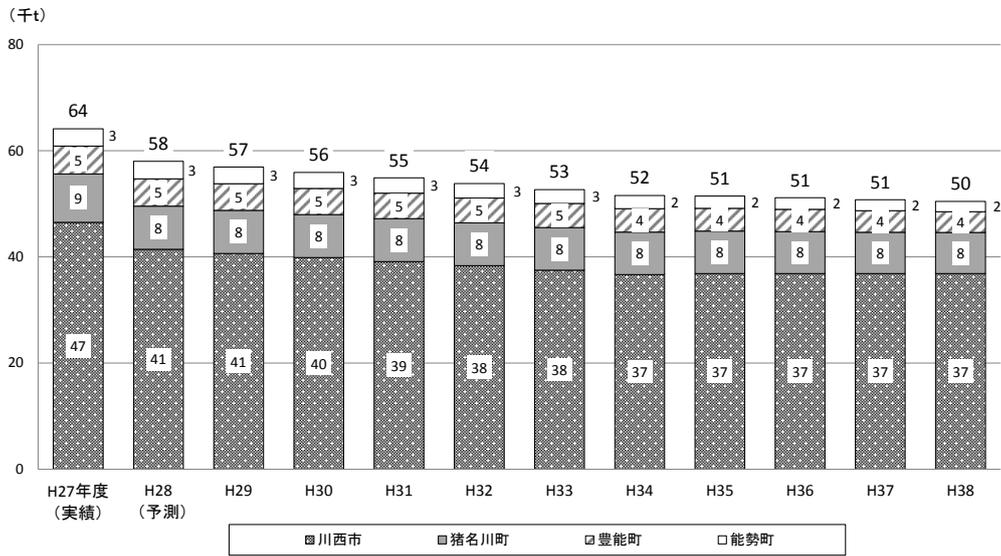


図 3-6 減量・資源化を進めた場合の搬入量の推移（ごみ種別）

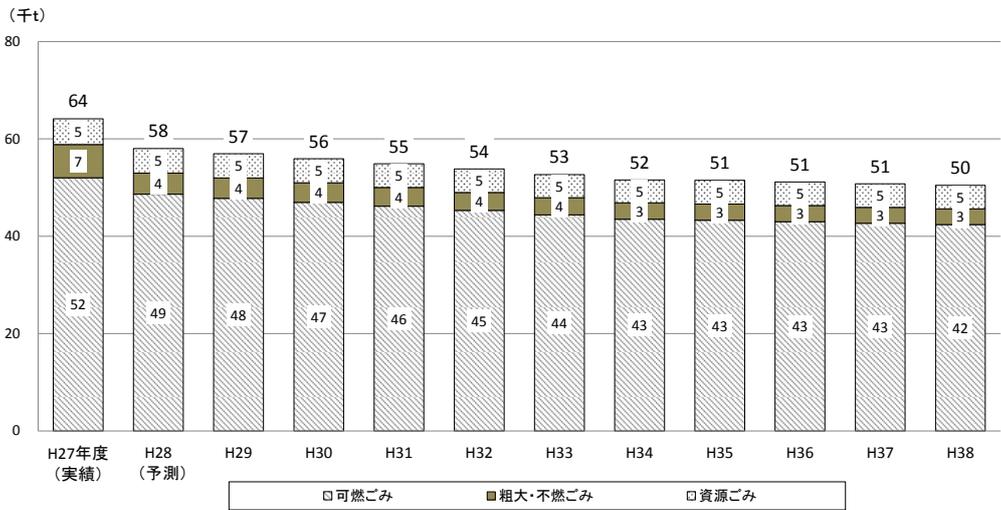
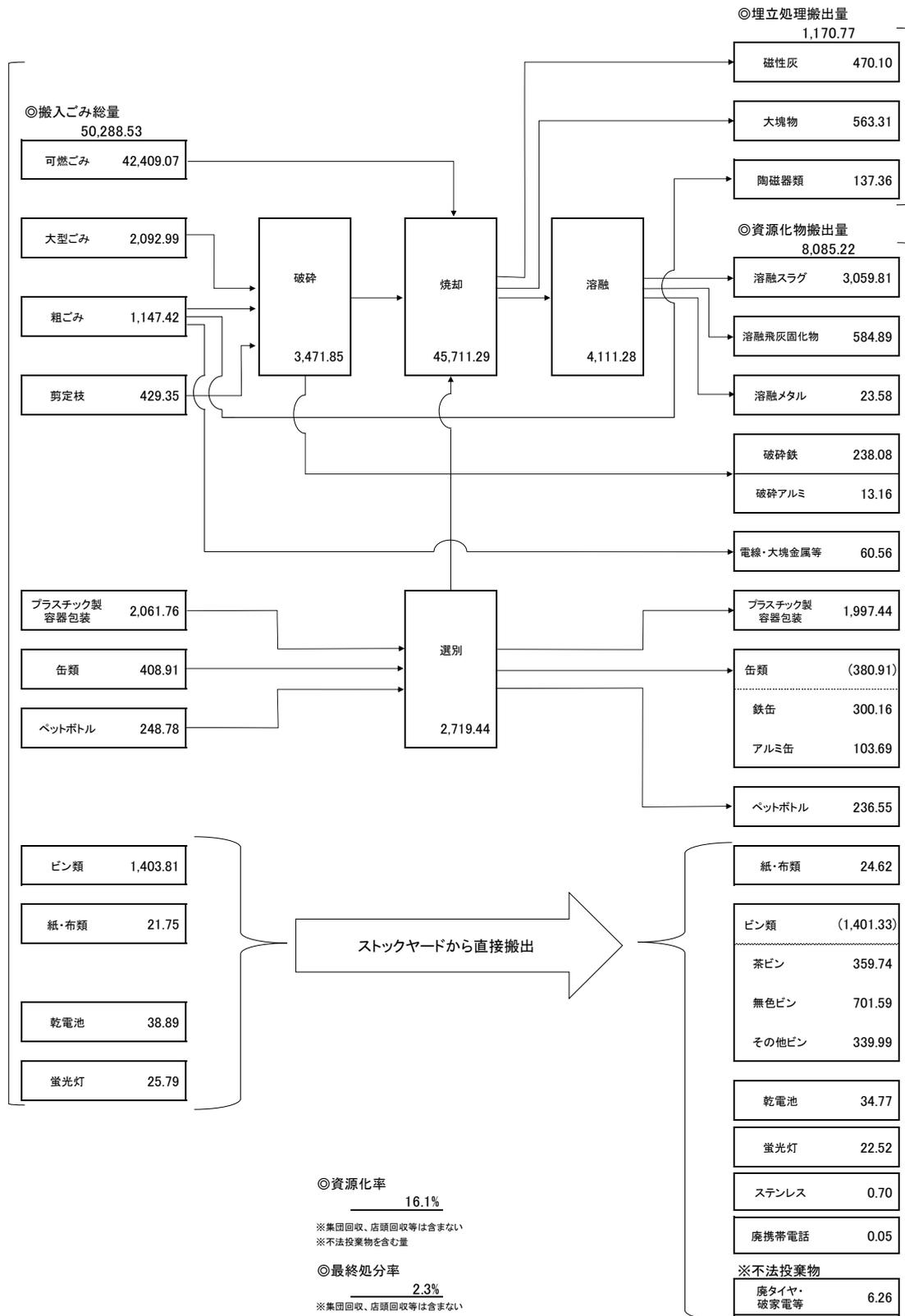


図3-7 平成38年度の処理フロー（減量目標を達成した場合）

平成38年度 搬入ごみの処理の流れ

(減量目標)

(単位:トン)



第4章 基本計画

4. 1～4. 4には、施設組合を構成する1市3町のごみ減量化及び収集・運搬等に係るごみ処理基本計画を整理しました。施設組合のごみ処理基本計画については、4. 5に示しています。

4. 1 川西市の基本計画

(1) 基本理念、減量目標等

①基本理念

私たちの生活する社会は自然の一部であり、生産・消費・使用・廃棄といった社会経済活動は自然の循環に大きな影響を与えています。これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会を続けていると、天然資源の枯渇や廃棄物の最終処分場のひっ迫などの深刻化が懸念されます。私たちが将来にわたり安定した社会経済生活を営むためには、地球の限りある資源を大切に使い、できる限り循環利用、有効活用を図っていかねばなりません。すなわち、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を形成することが求められています。

また、循環型社会の実現には、市民、自治会、コミュニティ、ボランティア、NPO、事業者、行政など様々な主体の参画と協働が不可欠です。本市においては、参画と協働のまちづくりを推進するための基本的考え方やルールを定めた「参画と協働のまちづくり推進条例」を平成22年に制定しています。循環型社会の形成においても、市民、事業者、行政のパートナーシップに基づく3R（発生抑制：リデュース、再使用：リユース、再生利用：リサイクル）の推進に努めることが重要です。

そこで、本計画の基本理念を次のとおりとします。

パートナーシップで進める循環型社会の形成

②基本方針

本市における基本方針を以下のように定めます。

基本方針1. ごみの発生抑制、再使用の推進

基本方針2. 再生利用の推進

基本方針3. 環境負荷の低減に配慮した収集処理の推進

基本方針4. 市民・事業者・行政のパートナーシップによる取り組み

基本方針 1. ごみの発生抑制、再使用の推進

第一に優先されるのが、ごみの発生や排出を減らすことです。3Rの基本原則に基づき、発生抑制(リデュース)を最優先します。

次に、発生してしまったものについては、すぐに廃棄するのではなく再使用(リユース)に努めます。

基本方針 2. 再生利用の推進

発生抑制・再使用を優先した後に、どうしても排出されるものについては、できる限り再生利用(リサイクル)に努めます。

基本方針 3. 環境負荷の低減に配慮した収集処理の推進

家庭や事業所から適正に排出されたごみの収集運搬及び適正処理については、安定性や効率性の確保に努めるとともに、環境負荷の低減を視野に入れて取り組みます。また、最終処分量の削減に努め、最終処分場の安定的な確保をめざします。

基本方針 4. 市民・事業者・行政のパートナーシップによる取り組み

循環型社会の形成に向けて、市民、事業者、行政がそれぞれの役割と責任を果たし、各主体の相互理解と協力による取り組みに努めます。

③減量目標

上位計画では、基準年度、目標年度及び指標が異なることから、同様に比較することはできませんが、本市の減量化目標値としては、これらも参考にしながら設定を行うこととします。基準年度は平成 22 年度とし、目標年度の平成 34 年度までの達成をめざします。

1 人 1 日当たりの排出量は、平成 22 年度で 928g と目標値を達成しており、100g 減量の意識は市民にも受け入れられています。今後もさらなる取り組みを実施することにより引き続き 100g の減量を進め、828g をめざします。

リサイクル率は、類似自治体の平均値である 27.5%を上回る 28%以上を目標とします。なお、社会情勢等の変化があった場合には、随時見直しを行います。

国及び兵庫県における上位計画で設定されている減量及び再資源化の目標値を表 4-1 と表 4-2 に示します。

基準年度：平成 22 年度

目標年度：平成 34 年度

○総ごみ量の 1 人 1 日当たり排出量を

11% (100グラム) 削減し、828グラムを目標とする

○リサイクル率を 28%以上にする

表4-1 国の目標値

《第2次循環型社会形成推進基本計画》

基準年度	平成12年度	
目標年度	平成27年度	
目標	1人1日当たりのごみ排出量	約10%削減
	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (資源回収されるものを除く)	約20%削減
	事業所から排出するごみの量	
	循環利用率	14~15%

《廃棄物処理法に基づく国の基本方針》

基準年度	平成19年度	
目標年度	平成27年度	
目標	排出量	約5%削減
	再生利用率	約25%
	最終処分量	約22%削減

表4-2 兵庫県の目標値

《兵庫県廃棄物処理計画》

基準年度	平成15年度	
目標年度	平成27年度	
目標	排出量	2,131千t
	1人1日当たりのごみ排出量	923g
	再生利用率	25%
	最終処分量	287千t(31%減)

④スローガン

本計画における目標値の達成に向けて、市民が共感でき、行動促進につながるスローガン（合言葉）の設定については、現在掲げているスローガンが市民に周知されていることから、引き続き本市ごみ減量のスローガンとして活用します。

ただし、本計画のスローガンとしては“100gを減らす”ことをよりわかりやすくするため、『マイナス100g』とするとともに、スローガンのさらなる浸透を図ることで、ごみの減量を推進し、循環型社会の形成をめざします。

マイナス

『始めよう！ ごみの減量 私から 1人1日 100g』

●スローガンの市民への浸透策

- * のぼり、懸垂幕の設置期間や設置箇所を増やす。
- * 啓発誌「Rあ〜る」や広報誌への掲載回数を増やす。
- * 出前講座などで、スローガンをPRすると同時に100gの具体例を示す。
- * 案内チラシやパンフレット等を作成する際には、スローガンを掲載する。
- * チラシやパンフレット以外にも、案内文書、ファクス送信表などに載せていく。 など



スローガン《きんたくんバージョン》



スローガン《ぷっくりごみくんバージョン》

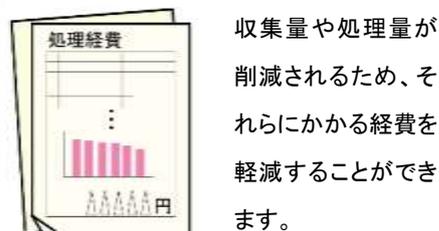
マイナス100gを実現すると・・・



焼却処理量の削減



市の財政負担の軽減



CO₂排出量の削減



最終処分量の削減



(2) 目標実現に向けた施策

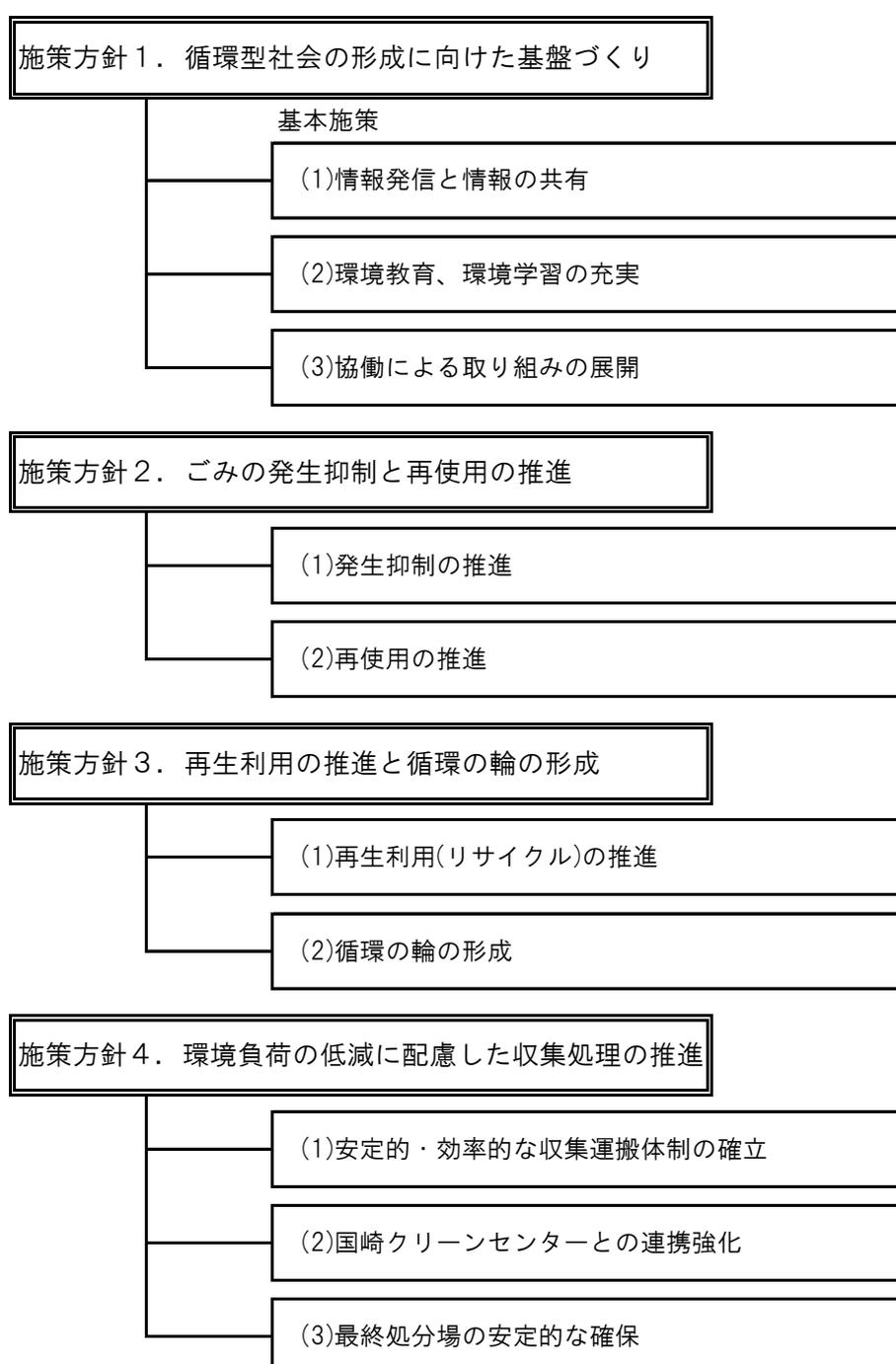
① 施策体系

基本理念を実現し、減量化等の目標を達成するための施策について、体系化したものを図4-1に示します。

本計画では、4つの施策方針とそれに基づく基本施策で構成し、さらに市民、事業者、行政のそれぞれの役割を含めた具体的施策を展開します。

また、今後特に重要な課題を設定し、その実現に向けた具体的施策を重点施策として「重点」と表します。

図4-1 川西市の施策体系



② 具体的施策

施策方針1. 循環型社会の形成に向けた基盤づくり

循環型社会の形成に向けて、市民・事業者・行政の参画と協働による取り組みを進めるために各主体の情報共有を進めるとともに、協働による事業を展開します。また、子どもや若い世代をはじめあらゆる年齢層への環境教育・環境学習を充実することにより、一人ひとりが意識を高め、環境にやさしいライフスタイルを実践するよう取り組みを推進します。

基本施策 (1) 情報発信と情報の共有

情報発信に当たっては、具体的な減量方法や減量効果を示すなど、分かりやすく、行動につながる内容を工夫します。また、市のキャラクターである「きんたくん」や「ぷっくりごみくん」を活用するなど、読んでもらえる効果的な表現に努めます。

1) 広報誌、啓発誌、ホームページ、掲示、イベントなど様々な手法や媒体を活用した情報発信……………【市】

市民や事業者に、ごみ処理の現状を広く周知し、ごみの減量やリサイクルに取り組む意識を高めます。より多くの人に情報を伝えるため、広報誌や啓発誌をはじめホームページ、施設での掲示等様々な媒体を活用するとともに、イベント等においても積極的にPRを行います。

情報内容については、以下のものがあげられます。

- ・ごみ量や収集処理経費を公表するなど、取り組み結果や効果の見える化
- ・簡単に取り組める減量方法など具体的な取り組み手法の紹介
- ・市のごみ減量化施策や助成制度などの周知
- ・市民、地域団体、事業所等による取り組みの情報提供
- ・事業者への減量化・リサイクル手法等の情報提供

2) 市民、地域団体等が実践している取り組みの情報収集……………【市】

ごみの減量やリサイクルは市民一人ひとりの取り組みによって実現できます。日常生活で気軽に実践できる事柄、アイデアや工夫について市民や地域団体等から情報を収集し、誰もが実践できる取り組みを推進します。

3) 市内事業所の取り組みや店頭回収等の情報収集……………【市】

本市で活動する事業所は、中小規模の事業所が多く、業種や規模に応じて異なる情報が求められています。また、各種販売店における食品トレイ等の店頭回収の情報についても、より一層、周知する必要があります。市が、事業所の取り組みや販売店での店頭回収品目について情報収集し、広く情報を発信することで取り組みを推進します。

4) 国の動きや他自治体の事例など先進的取り組みの情報収集……………【市】

近年、環境に対する負荷低減が強く求められており、減量化やリサイクルに向けて様々な方法が開発され、法規制等の整備も進んでいます。国の政策や他自治体で実施されている先進的な取り組みについて情報を収集します。

基本施策 (2) 環境教育、環境学習の充実

子どもから高齢者まで幅広い年齢層に対して、ごみ問題を学ぶ機会を提供します。とりわけ、将来を担う子ども達への環境教育については、学校等と連携を図りながら年齢に応じた効果的なプログラムの提供に努めます。

1) ごみ減量出前講座、子ども向けごみ学習会の実施 **重点** ……【市】

ごみ減量出前講座や子ども向けごみ学習会を、より多くの市民がごみ問題への意識を高める機会として、学校や自治会、コミュニティ等に呼びかけて、開催回数を増やすなどの充実を図ります。また、親子で参加できる講座や学習会を実施するなど幅広い年齢層に対応したプログラムを工夫します。

2) 小学校4年生向け副読本「ごみ減量ワークブック」の活用促進 **重点** ……【市】

小学校4年生向けに作成している副読本「ごみ減量ワークブック」を国崎クリーンセンターの見学に際し利用するとともに、ごみ減量やリサイクルへの気付きや取り組みにつながるよう活用を促進します。

3) 国崎クリーンセンターの見学に伴う出前講座の実施 ……【市】

国崎クリーンセンターには、環境学習の場として、啓発施設 環境楽習館「ゆめほたる」が併設されています。現在、同施設のスタッフによる施設見学が行われていますが、見学と併せて市の出前講座を実施することで、ごみ減量・リサイクルに対する意識の向上を促します。

4) 学校園・保育所等との連携強化 **重点** ……【市民、事業者、市】

小中学校、幼稚園、保育所などと相互に連携し、学習会のプログラムやワークブックを作成するなど、それぞれの年代に応じた効果的な環境学習を行います。

※ **重点** ……具体的な施策のうち重点施策として取り組むもの。



エコちゃん



ぴっくりごみくん



スリムちゃん



クリンちゃん



ぴっくりモンスター

川西市のごみ減量啓発キャラクター

基本施策 (3) 協働による取り組みの展開

市民、自治会、コミュニティ、学校、事業所などあらゆる主体との協働による取り組みの推進に向けて、市はコーディネート機能を発揮するよう努めます。

1) マイバッグ持参・ノーレジ袋運動の実施……………【市民、事業者、市】

店舗等における呼びかけなどにより、さらに周知徹底することで持参率を高め、市民の意識向上を図ります。また、これまでに市と協働でキャンペーンを実施していない新たな事業者にも協力を呼びかけ、マイバッグ持参・ノーレジ袋運動を展開します。

2) 「ごみ減量チャレンジ・モニター」の実施 **重点** ……………【市民、事業者、市】

平成 21 年度から実施している本施策においては、公募による市民が主体的にごみ減量に向けた取り組みを実践しています。今後は参加者が活動終了後においても、地域等でごみ減量の取り組みを広められるよう内容を充実していきます。

3) 自治会、コミュニティ等との連携 **重点** ……………【市民、市】

ごみの分別や減量への取り組みについて市民の理解や意識を高めるためには、地域レベルにおける情報の浸透が必要です。自治会、コミュニティ等との連携を図り、ごみステーションの環境美化や集団回収の周知、ごみ減量出前講座等の開催を推進します。

4) スリム・リサイクル宣言店など市内事業所との連携……………【市民、事業者、市】

市はスリム・リサイクル宣言店に関する情報を市民に広く周知するとともに、加盟している事業所に対しては、取り組み内容や事例などをフォローするとともに、未加入の事業所に対する加入促進を行います。

5) 事業系一般廃棄物減量化計画書の活用促進……………【事業者、市】

事業系一般廃棄物減量化計画書については、現在の計画書の内容を工夫する等、提出事業所を増やし現状の把握に努めるとともに、得られた情報の活用に努めます。

6) 国崎クリーンセンター(猪名川上流広域ごみ処理施設組合)との連携……………【市】

国崎クリーンセンターにおける処理・処分情報の共有や啓発施設との情報交換など国崎クリーンセンターとの連携を強化し、市民の意識向上やごみ分別ルールの徹底を図ります。また、事業者のごみ減量化・資源化をさらに促進するため、国崎クリーンセンターの事業系持込みごみの分別徹底や処理できないごみの混入防止、手数料の検討等について、猪名川上流広域ごみ処理施設組合及び構成市町と連携を図っていきます。

7) 近隣自治体等との協調と連携……………【市】

近隣自治体と情報共有を進め、連携しながら施策を推進します。また、災害発生時等様々な緊急事態の際には、周辺自治体と連携して対応します。拡大生産者責任の確立やリサイクル関連法の推進に関する要望については、他の自治体との連携を図りながら、国等に対して要望していきます。

施策方針 2. ごみの発生抑制と再使用の推進

3Rの取り組みのうち最優先されるのが発生抑制(リデュース)であり、ごみの減量化を推進するには、製造、流通、消費、廃棄というあらゆる過程において「ごみを出さない」ための取り組みを進めることが重要です。次に、発生してしまったものについては、不用になってもすぐに廃棄するのではなく、再使用(リユース)することが大切です。発生抑制、再使用に向けて市民や事業者の具体的な行動を促す取り組みを推進する必要があります。

基本施策 (1) 発生抑制の推進

日常の暮らしの中に、ごみの減量化に配慮した行動が当たり前のこととして定着するには、一人ひとりがごみ問題に関心を向け、実践に移していくことが重要です。そのためには、ごみ問題への気付きやきっかけとなる機会を提供し、ごみ減量化への動機づけを図りながら、実践につながる仕掛けや仕組みを作る必要があります。また、最終処分場の逼迫、廃棄物の処理に伴う環境負荷など、ごみ減量目標の達成が強く求められる中、減量化を促進する方策の一つであるごみの有料化について検討していく必要があります。有料化については、その手法やプロセスが減量効果に影響することから、課題の検証、実施方法の検討などを十分に行うことが求められます。さらに、その目的や効果について市民への周知徹底を図り、理解と協力を求めることが不可欠です。まず、大型ごみの有料化について検討し、大型ごみ以外の家庭ごみの有料化については、ごみ量の推移等を見ながら調査研究を進めます。

1) 生ごみの減量化の促進……………【市民、事業者、市】

家庭から排出される生ごみは、家庭系ごみの中でも主要なもののひとつです。そして、身近で実践しやすい取り組みも数多くあります。計画的な買い物や調理の工夫をすることで、買いすぎ・食べ残しを防ぐことができます。また、家計にも優しい行動といえます。さらに、堆肥化や水切りにより可能な限り減量化することで、より一層の減量が実現できます。

- ・食べ残し、手付かず食品ごみの削減
- ・エコクッキングの実践
- ・生ごみの水切りの促進
- ・生ごみの堆肥化

2) 容器包装ごみの削減……………【市民、事業者、市】

市民は、買い物にはマイバッグを持参し、レジ袋をもらわない、詰め替え可能な商品や簡易包装の商品を選ぶよう心がけるとともに、事業者はマイバッグを推奨し、店頭での簡易包装やばら売り、量り売りの導入を積極的に検討します。

- ・マイバッグ持参・レジ袋の削減
- ・詰め替え品の利用、過剰包装の削減、簡易包装、ばら売り、量り売りの促進

3) よく考えて必要なだけ購入する、不要なものは断る、修理をして長く使うなどごみを出さない行動の実践……………【市民、事業者】

市民は計画的な買い物を実践し、レジ袋やブックカバーなど不要な場合は断るなどごみとなる可能性のあるものを極力購入しないよう心がけます。また、壊れたものも修理が可能であれば修理し、長く使います。事業者は、レジでの声掛けや修理に関する情報提供などに取り組みます。

- 4) 事業系一般廃棄物減量化計画書の提出……………【事業者】**
市から事業系一般廃棄物減量化計画書の提出依頼があった場合、積極的に計画書の提出に協力します。
- 5) 製造、流通過程における発生抑制……………【事業者】**
商品の製造、流通過程において、原料調達や輸送時の梱包の無駄をなくすなどの改善を行い、発生抑制に努めます。
- 6) マイバッグ持参など消費者に向けた啓発……………【事業者】**
販売等を行う事業者については、消費者に向けてレジでの声掛けやマイバッグ持参を呼びかけるポスターの掲示などレジ袋の利用量削減に向けた取り組みを行います。
- 7) 市の行事やイベントにおける、ごみの減量化への取り組み……………【市】**
市の行事やイベントにおける、ごみの減量化やごみ減量啓発について、関係所管と連携しながら取り組みを進めます。
- 8) 大型ごみ有料制の検討……………【市】**
ごみの減量目標の達成に向けて、大型ごみの有料制について検討します。
- 9) ごみの有料化についての調査研究……………【市】**
大型ごみ以外の家庭ごみの有料化については、ごみ排出量の推移を慎重に見極めながら、近隣自治体の動向や先進事例等における導入実績や効果の検証を進めます。
- 10) 市民、事業者への情報発信及び支援事業の実施……………【市】**
市民や事業者に向けて、ごみの排出量や処理費用等の現状の他、身近なごみ減量化アイデアなどを紹介します。事業系ごみについては、ごみ分別の解説、OA 紙の資源化促進などごみ削減成功事例の紹介等、幅広い情報を発信します。また、市民のごみ減量化への取り組みを支援する事業や制度を実施します。

ごみの性質と環境負荷

ごみを燃やすと地球温暖化の原因である CO₂ が発生します。従って、ごみの減量は地球温暖化対策にもつながります。動植物由来である紙、生ごみ、木材などについては、燃やしたときに発生する CO₂ はカウントされません。一方、化石資源由来のプラスチックなどについては CO₂ 排出量にカウントされます。プラスチックなどの焼却を減らすことは、CO₂ 排出量削減にもつながります。

基本施策（2）再使用の推進

不用になったものを必要な人に譲るなど、物を出来るだけ長く大切に使用するために、意識の向上と仕組みの活用を図ることが必要です。また、リターナブルビンのようにリユースシステムが構築されているものの有用性を見直し、利用促進に努めます。

1)リターナブルビンの利用等リユースの促進……………【市民、事業者】

リターナブルビン等のリユースは、そのままの形で利用するため、加工が不要で再使用するためのエネルギーが最小限に抑えられ、減量化だけでなく環境にも優しい取り組みです。市民はリターナブルビン等を積極的に利用するとともに、事業者は、リターナブルビン等の回収を推進します。

2)フリーマーケットやバザー、リユースショップ等の活用……………【市民】

衣類やおもちゃなど不要になったものを必要な人に譲るフリーマーケットやバザー、リユースショップを積極的に活用し、ごみとなるものを減らします。

3)リユース情報誌「リ・ぼ・ん」の利用促進……………【市】

リユース情報誌「リ・ぼ・ん」について、制度の周知徹底を行うほか、現在のシステムについて見直しを行い改善するなど、より多くの市民の利用を促進します。

4)市民、事業者への情報発信……………【市】

市民に対しては、リユースを促進するための具体的な情報(国崎クリーンセンターや保育所などでのバザーの開催状況等)を提供します。事業者に対しては、国や業界団体におけるリユースシステムに関する動きなどの情報を提供します。



施策推進にあたっての視点

ごみの減量施策の推進にあたっては、真に豊かなくらしをめざして、「お得で」「楽しく」「美しく(スマートに)」をキーワードに、ごみ減量への動機づけを図りながら取り組むことが効果的です。

(例)「不要なものを買わないことで節約できる」「ゲーム感覚でごみダイエットに取り組む」「子どもや孫世代に向けて豊かな環境をつないでいく」など

施策方針 3. 再生利用の推進と循環の輪の形成

発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)の取り組みの後に、どうしても排出されるものについては、再生利用(リサイクル)して資源として活用していくことが求められます。また、資源循環の輪を形成するためには、リサイクル製品等の積極的な利用を進めることも重要です。

基本施策（1）再生利用(リサイクル)の推進

効率的・効果的に再生利用するためには、資源としての品質を確保することが重要であることから、分別ルール of 徹底を図ります。そして、燃やすごみに混入している割合の高い資源化可能な紙類等の分別及びプラスチック製容器包装とペットボトルの分別を重点的に促進します。また、資源化を促進する観点から、ごみ袋の透明・半透明化について調査研究を進めます。

1)ごみの分別及び適正排出の徹底……………【市民、事業者、市】

家庭や事業所から排出するごみについては、紙類をはじめとする資源物を分別するとともに、事業者においては排出者責任の原則に基づき、適正排出に努めます。特に以下の項目については分別ルールの徹底を図ります。また、市民等からの報告により、ごみステーションに不適正に排出されていることが分かった場合、現地調査・内容物確認のうえ、訪問指導などの対応を行います。

- ・紙類の分別、資源化の促進
- ・プラスチック製容器包装の分別の促進
- ・ペットボトルの分別の促進
- ・事業系ごみの排出者責任の徹底

2)店頭回収の促進……………【市民、事業者】

食品トレイ、紙パックなどについては、店頭回収が行われており、市民はさらに積極的に店頭回収を利用します。また、事業者は店頭回収の導入や拡大を検討するとともに、市民が気軽に利用できるようPRします。

3)携帯電話など事業者による自主回収ルートへの協力……………【市民、事業者】

携帯電話や小型家電製品などに使用されるレアメタルやレアアースなどは貴重な資源であり、リサイクルすれば再利用が可能です。特に、携帯電話は事業者による自主回収ルートが構築されており、市民や事業者は積極的に回収へ協力します。

4)集団回収への積極的な参加……………【市民、市】

地域で行われている集団回収では、新聞や雑誌、段ボールといった紙類をはじめ、古布、アルミ缶などが回収されています。集団回収は、ごみ減量やリサイクルへの意識高揚はもとより、地域コミュニティの活性化にも寄与するもので、市民の積極的な参加が不可欠です。市は集団回収の支援を行い、市民は自らが積極的に参加するとともに、参加していない市民への情報提供などに努めます。

5)分別ルールの分かりやすい啓発……………【市】

平成 21 年度から開始した新たな分別ルールについては、分別種別によっては分かりにくいという意見も見られるため、「ごみの分け方・出し方パンフレット」の活用促進や出前講座などを通じて、一層の啓発を図ります。

6) 店頭回収など事業所の取り組みに関する情報提供……………【市】

事業所が実施する店頭回収やごみ減量に関わる講座開催等の取り組みについて情報収集し、市民へ情報を提供します。

7) 希少金属(レアメタル)のリサイクルに向けた、小型家電製品の資源化に関する調査研究……………【市】

小型家電製品の回収システム等について、他自治体における先進事例、法整備の動向などの情報収集を行い、有効な資源化方法の調査研究を進めます。

8) ごみ袋の透明・半透明化の調査研究及び導入の検討……………【市】

今後さらなるごみの減量化や分別・リサイクル意識の向上をめざすために、他自治体における事例等について情報収集を行い、効果や課題等について調査研究及び導入の検討を進めます。

基本施策 (2) 循環の輪の形成

資源循環の輪を形成するためには、リサイクルによって再生された資源を原材料として使用している製品や、3Rに配慮して作られた製品を選んで利用することが大切です。また、グリーンコンシューマー（できるだけ環境に配慮した製品を選択する消費者）の環境配慮行動を紹介していきます。（※グリーンコンシューマー10原則）

1) リサイクル製品や環境への負荷ができるだけ少ない製品の購入

……………【市民、事業者、市】

製品を購入する際、エコマークやPET ボトルリサイクル推奨マークといった環境ラベル等を参考にしながら、環境や3Rに配慮したリサイクル製品や環境への負荷が小さな商品を選択するよう心がけます。

2) グリーン購入法に基づく製品やサービスの情報提供……………【市】

市で使用する製品については率先してグリーン購入法に基づく製品を取り入れるとともに、環境に配慮した製品やサービスに関する情報を市民や事業者へ提供します。

※グリーンコンシューマー10原則 （出典：NPO 法人環境市民ウェブサイトより）

1. 必要なものを必要なだけ買う
2. 使い捨て商品ではなく、長く使えるものを選ぶ
3. 容器や包装はないものを優先し、次に最小限のもの、容器は再使用できるものを選ぶ
4. 作るとき、買うとき、捨てるときに、資源とエネルギー消費の少ないものを選ぶ
5. 化学物質による環境汚染と健康への影響の少ないものを選ぶ
6. 自然と生物多様性をそこなわないものを選ぶ
7. 近くで生産・製造されたものを選ぶ
8. 作る人に公正な分配が保証されるものを選ぶ
9. リサイクルされたもの、リサイクルシステムのあるものを選ぶ
10. 環境問題に熱心に取り組み、環境情報を公開しているメーカーや店を選ぶ

施策方針 4. 環境負荷の低減に配慮した収集処理の推進

3Rの基本原則のもと、ごみの減量化・資源化を進めたのちに、最終的にごみとして排出されるものについては、迅速かつ衛生的に中間処理施設へ収集運搬し、適正処理を行っていく必要があります。その際には、生活環境の保全に努めることはもとより温室効果ガスの削減など環境負荷の低減に配慮しながら、確実に収集処理を行っていくことが重要です。

基本施策 (1) 安定的・効率的な収集運搬体制の確立

ごみを確実に収集運搬することが求められるため、安定性・継続性を確保しながら、効率的な収集体制の構築に努めます。

収集運搬体制については、表4-3に示すように、現行の区分及び方法を継続するものとします。今後、ごみの減量化、リサイクルの方策に合わせて必要に応じ変更するものとし、詳細については、毎年度、一般廃棄物処理実施計画で定めるものとします。

1) 安定的・効率的な分別収集の実施……………【市】

本市における、現在の収集運搬体制は以下のとおりです。今後においても安定的、効率的な分別収集を実施します。

表4-3 収集運搬体制

区分	内容	排出形態	収集方法	収集車	
家庭系ごみ	燃やすごみ	厨芥類、紙・布類（資源となるものは除く）、草木類、容器包装プラスチック及びペットボトルを除くプラスチック素材のもの、その他40cm未満の可燃物及びプラスチック製品（容器包装は除く）	ステーション	直営 委託	2tパッカー車
	ペットボトル	 マークがついているボトル	ステーション	直営 委託	2tパッカー車
	プラスチック製容器包装	 マークがついているプラスチック製容器包装	ステーション	直営 委託	2tパッカー車
	大型ごみ	40cm四方の立方体以上の可燃物及び不燃物	ステーション	直営	2tダンプ車 2tパッカー車
	燃やさないごみ	他の分別区分のいずれにも該当しない不燃物（可燃と不燃の複合素材を含む）	ステーション	直営	2tダンプ車
	ビン	食品類、経口薬品類及び化粧品に使用されていた容器ビン類	ステーション	委託	2tダンプ車
	カン	スチール及びアルミ製の食品類に使用されていた空きカン、カセットコンロのガスボンベ、殺虫剤等スプレーカン	ステーション	委託	2tダンプ車
	紙・布	新聞、チラシ、雑誌、書籍、紙製容器包装、雑紙、段ボール、布	ステーション	委託	2tパッカー車 2tダンプ車
	有害ごみ	蛍光管、筒型乾電池、水銀式体温計	ステーション	直営	2tダンプ車
	サポート収集	一人暮らしの高齢者、障がい者を対象に一定基準を設けて戸別収集を実施	戸別	直営	2tダンプ車
	臨時ごみ	臨時に排出されるごみ	戸別	直営 許可業者	パッカー車 ダンプ車
	持ち込みごみ		-	直接搬入	貨物車
	市が収集しない	特別管理一般廃棄物（感染性廃棄物）	市で定める在宅医療廃棄物の排出ルールに基づき適正に排出する。注射針、注射器等は医療機関または薬局へ返却する。		
法律で処理ルートが確立されているもの		家電4品目、自動車など法律で回収・リサイクルルートが確立されているものは、市では収集を行わず、その処理方法の周知により適正処理の推進を図る。			
業界団体が処理ルートが確立されているもの		パソコン、充電式電池（小形二次電池）、自動二輪（オートバイ）、FRP船、消火器など業界団体が回収・リサイクルルートが確立されているもの、広域認定を受けた業者が資源化・処分をしているものは、その処理方法の周知により適正処理の推進を図る。			
事業系ごみ	事業系の一般廃棄物については、事業者が自らの責任において適正に処理する。	-	許可業者 直接搬入	パッカー車 ダンプ車 貨物車	

事業系ごみの収集については、現状の一般廃棄物処理運搬許可業者の能力で運搬が可能

2) 収集作業の安全性の確保……………【市】

スプレー缶や使い切りライターといった危険物の混入による事故は全国的にも多く見られます。分別方法について正しい認識を高め、適正排出を促進するための周知徹底を図り、収集作業の安全性を確保します。

3) 在宅医療廃棄物の適正排出の周知……………【市】

在宅医療で使用された針や注射器などを家庭ごみと一緒に廃棄すると、針刺し事故の危険性があります。市民に対して、在宅医療廃棄物の排出ルール of 周知徹底を図ります。

4) 市民ニーズに対応した収集サービスの充実……………【市】

本市ではごみステーションまでごみを持ち出すことができない一人暮らしの高齢者や障がい者を対象に、一定基準を設けて戸別収集を行う「サポート収集」を実施しています。今後もサポート収集を継続するとともに、今後の社会環境の変化や市民のニーズに対応し、よりよい収集サービスをめざします。

5) 適正処理困難物に係る対処……………【市】

国崎クリーンセンターにおいて適正処理が困難なものについては、適正排出の周知徹底を図るとともに、販売店等における引き取りの拡充など拡大生産者責任を求めています。

基本施策 (2) 国崎クリーンセンターとの連携強化

本市で分別収集される一般廃棄物（ごみ）の中間処理については、原則として現行の方法を継続し、資源化の推進、適正処理を進めます。国崎クリーンセンターでの中間処理が適正かつ円滑に進むよう、猪名川上流広域ごみ処理施設組合による管理運営等を支援します。また、川西市、猪名川町、大阪府豊能町、能勢町の構成市町及び猪名川上流広域ごみ処理施設組合との連携を強化し、情報交換、情報共有を行いながら、施策を推進します。

また、消火器やタイヤなど広域認定を受けた業者や再生利用認定に基づき再生を行う者が資源化・処分を行っているものについては、これらの業界団体等による処理方法等を広く周知することにより、適正処理を推進します。

1) 国崎クリーンセンターにおける処理状況等の情報発信……………【市】

国崎クリーンセンターにおける処理状況や環境配慮に向けた取り組み等を把握し、市民や事業者へ情報提供することにより適正排出やリサイクルを推進します。

2) 国崎クリーンセンター啓発施設 環境楽習館「ゆめほたる」との連携……………【市】

啓発施設と情報共有を図り、施設見学と出前講座の同時実施やイベントの共同開催など連携による取り組みを進めます。

基本施策 (3) 最終処分場の安定的な確保

最終処分場としては、フェニックス最終処分場の広域処分場における埋立処分を継続します。大阪湾フェニックス計画では、平成 39 年度までの受入れを予定し、その後の新たな広域処分場の整備計画については、大阪湾広域処理場整備促進協議会で検討しており、長期的な展望に立った最終処分場の確保が喫緊の課題となっています。ごみの減量化の推進などにより最終処分量の更なる削減に努め、最終処分場の安定的な確保に努めます。

1) 大阪湾フェニックス事業への参画……………【市】

大阪湾フェニックス事業への参画継続については、次期フェニックス計画の策定に向け関係市町村に求められている最終埋立処分量の削減を踏まえ、ごみの減量、リサイクルの推進と最終処分量の減量に努めます。

2) 最終処分の状況について、市民・事業者への情報提供……………【市】

最終処分量や大阪湾フェニックス事業の状況について、市民・事業者への情報提供を行い、適正排出及び排出量削減への意識向上をめざします。

③重点的に取り組む課題

今後においては、3Rに向けた様々な取り組みを着実に推進するとともに、川西市の特長を活かした、いわば川西市ならではの取り組みを進めていくことが必要です。

本計画において、特に重点的に取り組む課題として、「子どもや若い世代に向けた啓発」及び「市民と協働で取り組むごみ減量啓発」の二つを掲げることとします。

1. 子どもや若い世代に向けた啓発

本市では、ごみ減量に向けた市オリジナル・キャラクターを活用しながら、小学校や保育所などで子どもたちに学習会を実施しています。キャラクターなどを通じてごみ問題を身近なものとして興味と関心を持てるよう工夫しています。また、親子での参加を推進し、一緒に考える機会を増やすことで啓発効果を高めるとともに、成長した子どもたちが、ごみの減量や分別を当たり前のこととして日々の生活の中で実践していく、そのような社会の姿をめざして取り組みを進めます。

重点施策

1. 子ども向けごみ学習会の実施
2. 小学校4年生向け副読本「ごみ減量ワークブック」の活用促進
3. 学校園・保育所等との連携強化

2. 市民と協働で取り組むごみ減量啓発

ごみの減量や分別、ごみステーションの環境美化などの取り組みは、市民や地域団体の協力なくして実現することは不可能です。分別の変更など大きな制度変更の際には地域に出向いて説明会を開催し、市民の理解と協力のもと、ごみ行政を推進してきました。これからも地域の実情の把握に努め、協働による取り組みを進めていきます。

また、ごみ減量に向けた取り組みの輪を拡大することを目的に、平成 21 年度に「ごみ減量チャレンジ・モニター」制度を開始しました。これは、公募により集まった市民がごみの減量について話し合い、実践活動を行うものです。これまでもチャレンジ・モニターの企画により、子ども向けの啓発イベントを実施するほか、市内スーパーと意見交換を行うなど主体的な取り組みが行われています。今後においても、同制度などを通じてごみ減量に取り組む市民のネットワークを拡大していきます。

重点施策

1. ごみ減量チャレンジ・モニターの実施
2. 自治会、コミュニティ等との連携

④その他ごみの処理に関し必要な事項

ア 災害対策

- i 地震や風水害等の災害発生時には、「市地域防災計画」の災害廃棄物等処理計画に基づき、適切に対処します。
- ii 災害発生時に、兵庫県、各市町及び関係一部事務組合が協力し災害廃棄物の処理を円滑に実施するための相互応援活動について定めた「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、相互支援に努めます。
- iii 市と川西市清掃事業協同組合が締結している「災害一般廃棄物の収集運搬に関する協定書」に基づき、災害時における生活系一般廃棄物の収集運搬について適切に対処します。

イ 不法投棄対策

ごみステーションや道路敷等への不法投棄防止のためパトロールを実施し、不法投棄物の回収・処分に取り組めます。また、ごみステーションへの不法投棄ごみには、不法投棄防止の意識づけのため、ごみに啓発ステッカーを貼付し、一定期間が経過した後には収集します。

4. 2 猪名川町の基本計画

(1) 基本理念、減量目標等

①ごみに係る理念・目標

現在の社会は、利便性と効率性の追求により、消費する以上のものを大量に生産しており、その結果、大量廃棄型の社会経済活動が日常化し、環境への負荷が日々増大するといった問題が生じてきました。ごみは増加し、その質は多様化となってきました。ごみ処理は、市町村の業務とされていますが、これらの問題は、行政だけではなく、事業者、住民が一体となって、排出源でのごみの発生を抑制するとともに、私たち一人ひとりが環境とのかかわりを意識し、物質的豊かさのみを追求するのではなく、環境にやさしいライフスタイルへ転換することが求められています。

法制度も、容器包装リサイクル法が平成12年4月に完全施行となり、同年5月には循環型社会形成推進基本法が制定され、さらには、家電リサイクル法及び食品リサイクル法が平成13年4月に施行されるなど、単なるごみ処理から循環型社会の構築に向けた法制度が確立しつつあります。

循環型社会の構築は、現代社会において重要な課題であり、究極は自然環境を含めた地球規模のハイレベルの循環システムが望ましいことは誰もが認識していますが、まずは、地域レベルで取り組むごみの減量と再利用、再資源化の範囲の拡大を図っていきます。

②ごみ処理の基本方針

ごみ処理基本計画における基本方針は以下のとおりです。

ア ごみの排出抑制の推進

ごみの減量はもっとも重要な問題です。3R(※)活動をあらゆる機会と場所、イベントなどを通じて、住民・事業者に対してごみの減量化に関する意識の啓発に努め、ごみの減量化の取り組みの推進を行っていきます。

イ 再生利用の推進

排出抑制の推進に合わせて、循環型社会を構築するためリサイクル品の利用を積極的に推進し、廃棄物の有効利用を図っていきます。

ウ 資源ごみの分別収集による再資源化の推進

循環型社会形成推進基本法や各種リサイクル法等の主旨を踏まえて、今ある分別品目を再検討し再資源化を推進していきます。

エ 住民・事業者参加によるごみ処理事業の推進

住民と事業者と行政が認識の共有を行い、協働した利用や取組などにより、消費とごみの発生を抑制する工夫や実践を検討します。

※3Rとは、ごみの排出量を減らす(reduce)、繰り返して使う(reuse)、再生利用する(recycle)の行動を表します。

③減量目標

再資源化ごみのびん類(3色)・かん類・ペットボトル・古紙・古布・プラスチック製容器包装及び有害ごみは、分別収集しており、1人1日当たりの排出量は、平成26年度の実績は842gで、全国が958g、兵庫県が910g(国・県の数値は、平成24年度)であることから、それと比較すれば、低い数値を維持しているところですが、県内他市町別の排出量を見るとごみ排出量が減少してきており、従前に比べ、県内での順位は、リサイクル率は高いものの、ごみの排出量の順位は低くなっている状況にあります。

現在、本町においては、大規模な住宅開発もなく、人口増減は微動なものと同様に推測される状況で、都市化傾向と日常生活の利便性の追求が高まるものの、人口減少局面、高齢化など、家庭系ごみ量は、概ね横ばいの数値で移行するものと推測されます。

事業系ごみ量は、人口推移に関係なく増加傾向にあり、要因として、大型量販店、コンビニエンスストア、飲食店などから排出される生ごみの増加が大きな要因の一つでもあり、また、産業拠点地区の事業化が進められるなどごみの排出量は、増加するものと予想されます。

現状での、排出抑制と細分別化による収集により、再資源化の更なるレベルアップを図るものであり実現性のある目標数値の設定が求められます。

(2) 目標実現に向けた施策

①排出抑制・再資源化計画

排出抑制と減量化のための推進として、住民・事業者・行政が果たす役割を整理すると概ね以下に示すとおりです。

ア 環境教育・普及啓発の推進

住民、事業者に対してごみの減量化・再生利用・適切な分別に関する啓発や情報提供を行い、ごみの減量化に関する意識啓発も必要であるため、学校や地域社会での啓発や猪名川上流広域ごみ処理施設組合が設置した「環境楽習館ゆめほたる」を活用したごみ処理施設の見学等、各種環境団体とともに環境学習に積極的に取り組んでいきます。

イ 過剰包装の抑制

販売店等の事業者は、容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、住民、事業者、それぞれの立場から役割を分担し、購入に対して相互に協力・連携を図ります。

ウ マイバック、マイカゴ持参運動の強化

レジ袋等の有料化やマイバック持参の徹底等、普及啓発・意識の醸成を図り、小売店での容器包装使用の合理化を行い、マイバックの利用促進などを推進します。

エ 事業所から排出される資源ごみの再分別とリサイクルの強化

事業系ごみは、事業者の協力のもと、分別を推進していますが、今後の社会経済動向によっては、廃棄物の種類や排出量に変動が生じる可能性もあります。

そのため、事業所に対するごみの排出指導や再資源化を、さらに徹底することにより、

ごみの減量・再資源化・適正な排出を促進させます。

また、事業系ごみの再資源化は、一般廃棄物収集運搬業許可業者の取り組みも重要となることから、契約事業者の排出状況や収集の方法等、許可業者と情報交換を行い、行政と一体となって推進していきます。

オ 家電リサイクル法指定の4品目の資源化の徹底

特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に規定するテレビ（液晶、プラズマ式を含む。）・冷蔵庫（冷凍庫を含む。）・洗濯機（衣類乾燥機を含む。）及びエアコンは、家電量販店等を通じて適正に処理することの周知徹底を行ないます。

②再資源化の推進

ア 再生資源集団回収の推進

本町では、ごみの減量と再資源化を推進するため、地域での資源物の集団回収に対して報奨金を交付しています。資源物の古紙（新聞紙・段ボール・雑がみ）・空き缶（アルミ缶・スチール缶）・布類等を対象として、自治会、子ども会、老人クラブなどの地域の団体・グループが参加して実施されていますが、未実施の地域もあることから、今後も本制度の周知徹底をはかり、リサイクルに取り組むまちづくりを推進していきます。

イ パークチップの有効活用の推進

本町のごみ減量化対策として道路や公園などの公共施設等を管理する中で発生する剪定枝や刈り草を破砕機で細かく裁断し、数か月程度、自然発酵させ、土壌改良材として再利用できるようにしています。現在では、猪名川町クリーンセンターにおいて無料配布していますが、配布方法等を検討し、更なる有効活用を推進していきます。

ウ 店舗回収などの情報提供

事業者の協力のもと店舗回収において、何をどのような形で回収されているのかなどを調査し、住民がさらに利用しやすく、リサイクル意識の向上につなげていきます。

エ 再資源化の情報提供

再資源化について、住民・事業者の協力のもと集められたものがどのような形に変わりリサイクルされているのかを示すことにより、リサイクル製品の関心を高める啓発を推進していきます。

③その他施策の展開

ア ごみを発生させない、出さない施策

ごみを発生させない社会システムづくりのために環境への負荷をできる限り低減し、ごみの減量化や資源化を進めるには、生産・流通・販売・消費のあらゆる段階で、ごみの発生や排出を出来るだけ抑制するシステムの確立が重要となっています。

そのためには、住民・事業者・行政が各々の役割や責務を担いながらごみに関する意識を高めていくほか、できる限りごみを発生させない仕組みと具体的な取組が必要とな

っています。そのため、環境負荷を考慮した買い物意識やライフスタイルの見直しをすることにより、新たな消費とごみの発生を抑制する工夫の実践を推進していきます。

イ ごみのリサイクル（再資源化）施策

i 資源ごみの細分別強化

○びん・かんは大切な資源ごみであり、円滑なりサイクルが図れるよう、排出時に洗浄することや、異物の混入防止の啓発を行います。

○ペットボトルは、利便性や耐久性の良さから、使用量が増加するものと考えられます。このペットボトルは、繊維製品やカーペットなどの原料として再利用できるものであり、キャップの除去や洗浄について啓発を行います。

ii グリーン購入の推進

○リサイクル製品や詰め替え方式の商品を積極的に使用し、環境負荷の少ないライフスタイルを推進します。

ウ 猪名川上流広域ごみ処理施設組合との連携強化

国崎クリーンセンターへの搬入・処理・再資源化の情報の共有や、住民の分別リサイクルの取り組みをさらに推進するべく連携を強化していきます。

エ 不法投棄防止に向けた対策の強化

猪名川町不法投棄防止条例（平成 16 年条例第 17 号）に基づく住民・事業者・行政がそれぞれの責務を理解し不法投棄のないまちづくりを推進します。そのため、監視カメラの設置による不法投棄の抑止効果を強化するとともに、県との連携強化を図り、不法投棄防止を推進していきます。

オ 新たな分別収集の導入

紙製容器包装の分別収集や、小型家電製品の拠点回収などリサイクル可能なごみの再資源化を進めるため、新たな分別収集の検討を進め、導入を進めていきます。

④収集・運搬計画

ア 計画の目標

排出抑制後に排出されるごみを、迅速かつ衛生的に国崎クリーンセンター、又は、猪名川町クリーンセンターへ収集運搬し住民の生活環境を清潔に保持することを目標とします。

なお、ごみ減量化・資源化を推進し、さらに環境及び処理施設に対する負荷の軽減を図るため、循環型社会形成推進基本法や各種リサイクル法の主旨を踏まえ、分別品目及び収集運搬体制の編成などを検討し、効率的な収集運搬体制を構築します。

イ 収集の区域

町内全域

ウ 収集・運搬の方法

分別収集計画による収集・運搬計画は表4-4に示すとおりです。

表4-4 分別収集計画による収集・運搬計画

	分別	収集回収	排出形態	収集方法
家庭系ごみ	燃えるごみ	週2回 (月・木)	ステーション	直営・委託
	プラスチック製 容器包装	週1回 (金)	ステーション	直営・委託
	びん	2週に1回	ステーション	委託
	かん	概ね2週に1回 (水)	ステーション	直営・委託
	不燃ごみ	概ね2週に1回 (水)	ステーション	直営・委託
	資源ごみ	3～4週に1回(火)	ステーション	直営・委託
	大型ごみ	電話申込 (月～金)	戸別	直営
	臨時ごみ	電話申込 (火・水・金の午後)	戸別	直営
	ペットボトル	2～3週に1回 (火)	ステーション	直営・委託
	有害ごみ	2～3週に1回 (火)	ステーション	直営
事業系ごみ		随時	-	許可業者・ 直接搬入

⑤その他

ア 適正処理困難物に対する処理方針

国が指定する適正処理困難物（平成21年4月現在、廃スプリングマットレス、廃自動車タイヤ、25インチ以上の廃テレビ、250リットル以上の廃冷蔵庫）のほか、車・バイク、消火器、プロパンガスボンベなどの処理について、メーカーや販売者などの事業者にも協力を求めます。

イ 家電リサイクル法に対する対処

家電4品目（テレビ類・冷蔵庫・エアコン・洗濯機及び衣類乾燥機）についてはメーカー、販売店での回収を行っていただきます。

ウ 特別管理一般廃棄物の取り扱い

感染性一般廃棄物については、関係機関と協議し適正に処理を行っていきます。

エ 地域に関する諸計画との関係

上位計画である猪名川町総合計画及び猪名川上流広域ごみ処理施設組合が策定したごみ処理基本計画との整合を図っていきます。

オ 住民に対する広報啓発

ごみ減量化の基本は、ごみとして廃棄されている再生可能な資源をできる限り分別して取り出すことであり、排出時の徹底した分別とマナーの向上が資源循環のカギとなっています。今後も、分別・再利用・リサイクルの重要性の意識向上を図るため、効果的な啓発活動を行っていきます。

4. 3 豊能町の基本計画

(1) 基本理念、減量目標等

①基本理念

これまで、私たちは快適性と利便性を享受し、豊かさを追い求める傾向にありました。こうした大量生産、大量消費型の経済社会活動は大量廃棄型の社会を生み出し、私たちが暮らす自然の循環システムに大きな影響を与え、天然資源の枯渇や廃棄物最終処分場のひっ迫など、地球規模での人類の課題に直面しています。

私たちが将来にわたり良好な地球環境を継承していくには、地球の限りある資源を大切に使い、環境への負荷が少なく、持続的発展が可能な「循環型社会」を構築することが求められます。

本町においては、これまでダイオキシン問題を発端として、住民・事業者・行政がそれぞれの立場で少しでもごみを減らしていくという意識を持ち、環境にやさしいライフスタイルに転換していくために取り組んできました。

このため本計画においても引き続き、住民・事業者・行政が、ごみの減量・資源化という目標を共有し、それぞれの立場で取り組めることを見直しながら、連携と協働に取り組み、さらなる「循環型社会」の構築をめざします。

住民・事業者・行政の連携と協働で進める 循環型社会の構築

②基本方針

本町における基本方針を以下のように定めます。

- (基本方針 1) 4 R の推進
- (基本方針 2) 連携・協働による取り組みの実践
- (基本方針 3) 環境負荷の低減

(基本方針 1) 4 R の推進

ごみの減量にあたっては、「豊能町ごみ減量化計画（第2次）」で掲げる考え方を受けて、これまでどおり4 Rの推進を原則とします。

リフューズ、リデュース、リユース、リサイクルを進めることで、総合的にごみの減量と資源化を進めます。

- ◇第1にリフューズ (Refuse) …… ごみとなるものの受け取りを断る
- ◇第2にリデュース (Reduce) …… ごみとなるものを減らす
- ◇第3にリユース (Reuse) …… 繰り返し使う
- ◇第4にリサイクル (Recycle) …… 資源として再利用する

(基本方針2) 連携・協働による取り組みの実践

住民、事業者、行政それぞれの立場と役割を理解しあいながら、「循環型社会」の構築をめざし、連携・協働してより効果的な取り組みを進めます。

(基本方針3) 環境負荷の低減

ごみの処理にあたっては、住民のみなさんの安全・安心や地球環境に配慮しながら、安定的に処理を行う必要があります。ごみ処理施策の推進にあたっては、適正処理や再生利用を進めながら、環境への負荷の低減に努めます。

③減量と資源化の目標

本計画における目標設定の考え方については、「豊能町ごみ減量化計画（第2次）」の目標設定の考え方を継承しますが、減量目標として「1人1日あたりのごみ排出量を750g以下に減量する」と、資源化目標として「生活系ごみ（家庭系ごみと集団回収、店頭回収）の50%以上の資源化をめざす」の2つの目標を設定します。

「減量目標」

1人1日あたりのごみ排出量を 750g 以下に減量する

「資源化目標」

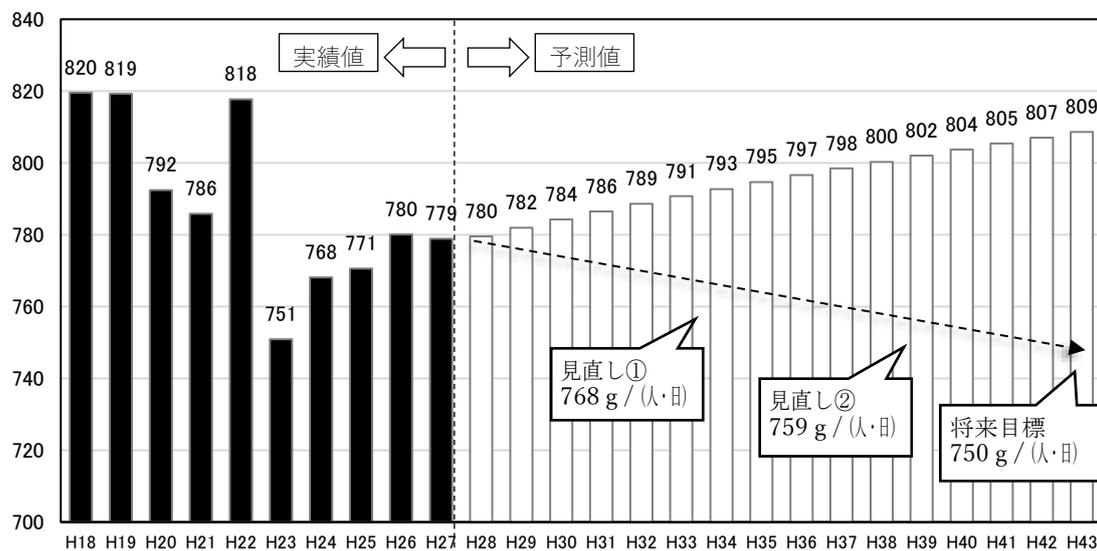
生活系ごみ（家庭系ごみと集団回収、店頭回収）の 50%以上の資源化をめざす

【減量目標、資源化目標の現状と目標値】

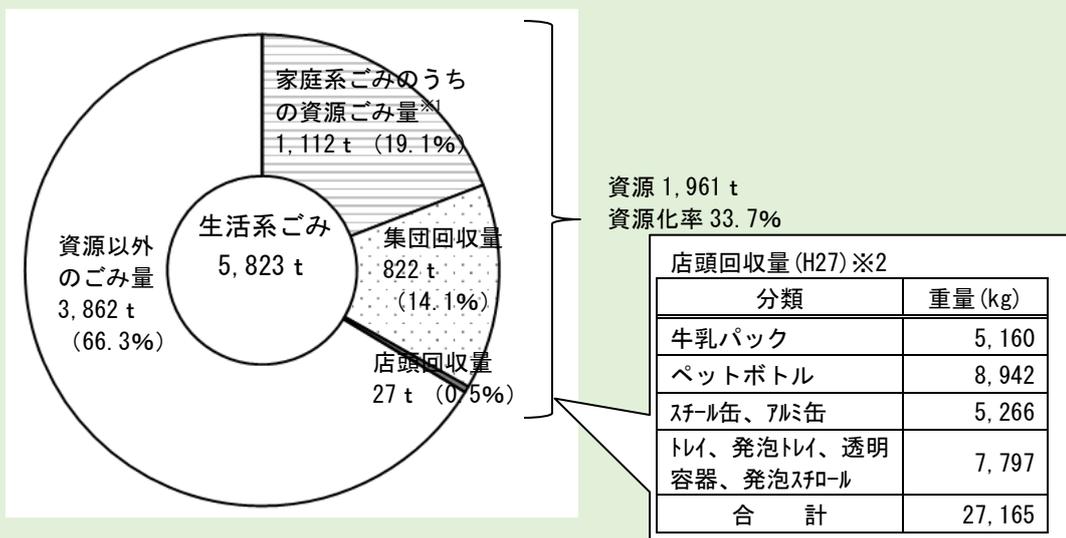
	現状 (平成27年 (2015))	見直し年度		将来目標 (平成43年 (2031))
		見直し① (平成33年 (2021))	見直し② (平成38年 (2026))	
「減量目標」 1人1日あたりのごみ排出量を750g以下に減量する	779 g/(人・日)	768 g/(人・日)	759 g/(人・日)	750 g/(人・日)
「資源化目標」 生活系ごみの50%以上の資源化をめざす	33.7%	39.8%	44.9%	50%以上

【1人1日あたりのごみ排出量の予測値と目標値】

(g/(人・日))



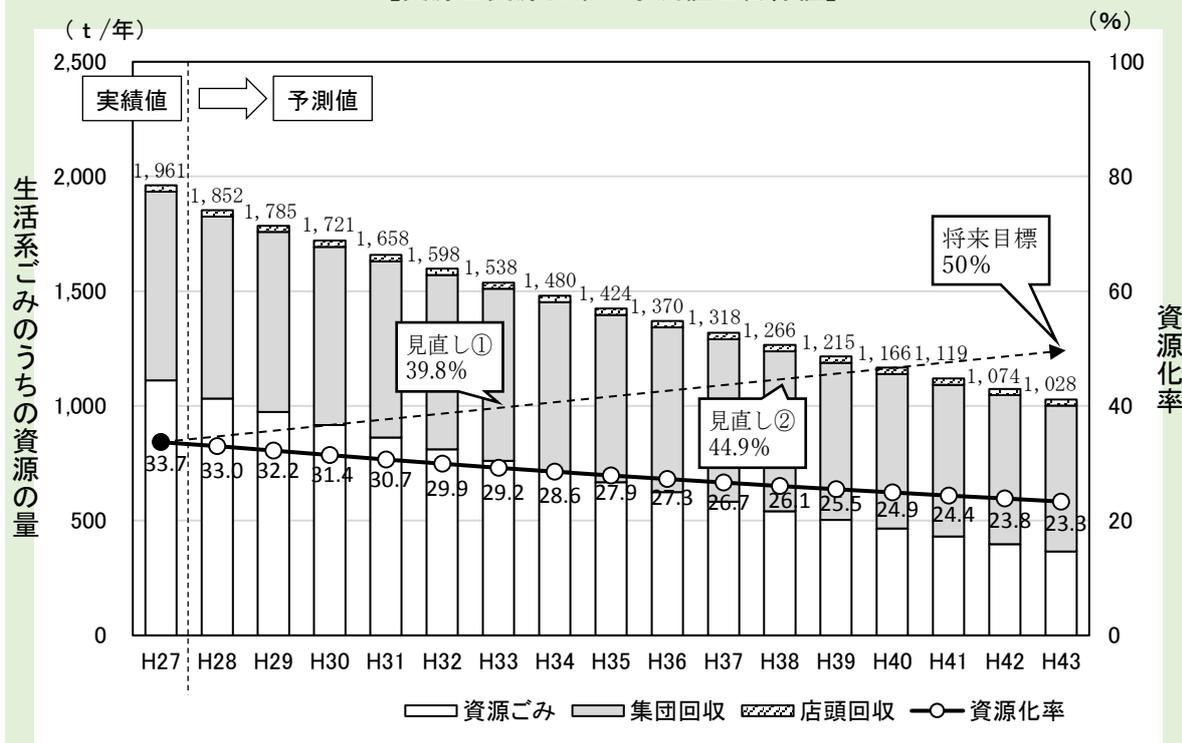
【平成 27 年度生活系ごみに占める資源化率】



※1: 空きビン、空きカン、紙類等、容器包装プラスチック類、ペットボトル、植木剪定くず、食用廃油、蛍光灯、乾電池

※2: デイリーカナートイズミヤ光風台、コープ新光風台、阪急オアシスときわ台での店頭回収量合計

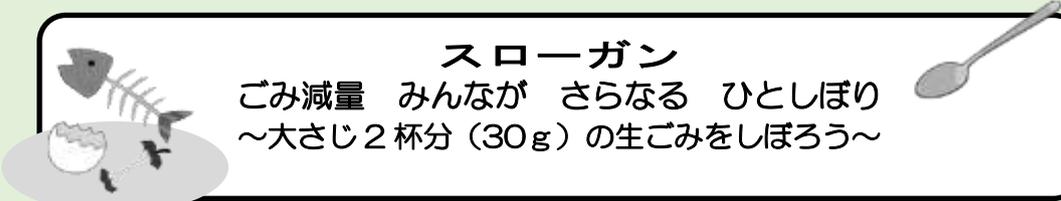
【資源と資源化率の予測値と目標値】



注) 店頭回収量については、平成 27 年度実績値で推移すると仮定しています。
 注) 資源ごみと集団回収については、「豊能町の将来ごみ量 (年間) 推計値」を使用しています。

本計画における目標値の達成に向けて、住民が共感でき、まちぐるみでごみを減らすための行動につながるスローガン (合言葉) を設定し、広報や各種イベントを通じて、住民への周知を図ります。

とくに前述の「減量目標」の達成を重視し、日常の排出行動における住民のみなさんの少しの心がけで、減量につながる「生ごみの水切り」に焦点を当て、以下のようなスローガンを掲げます。



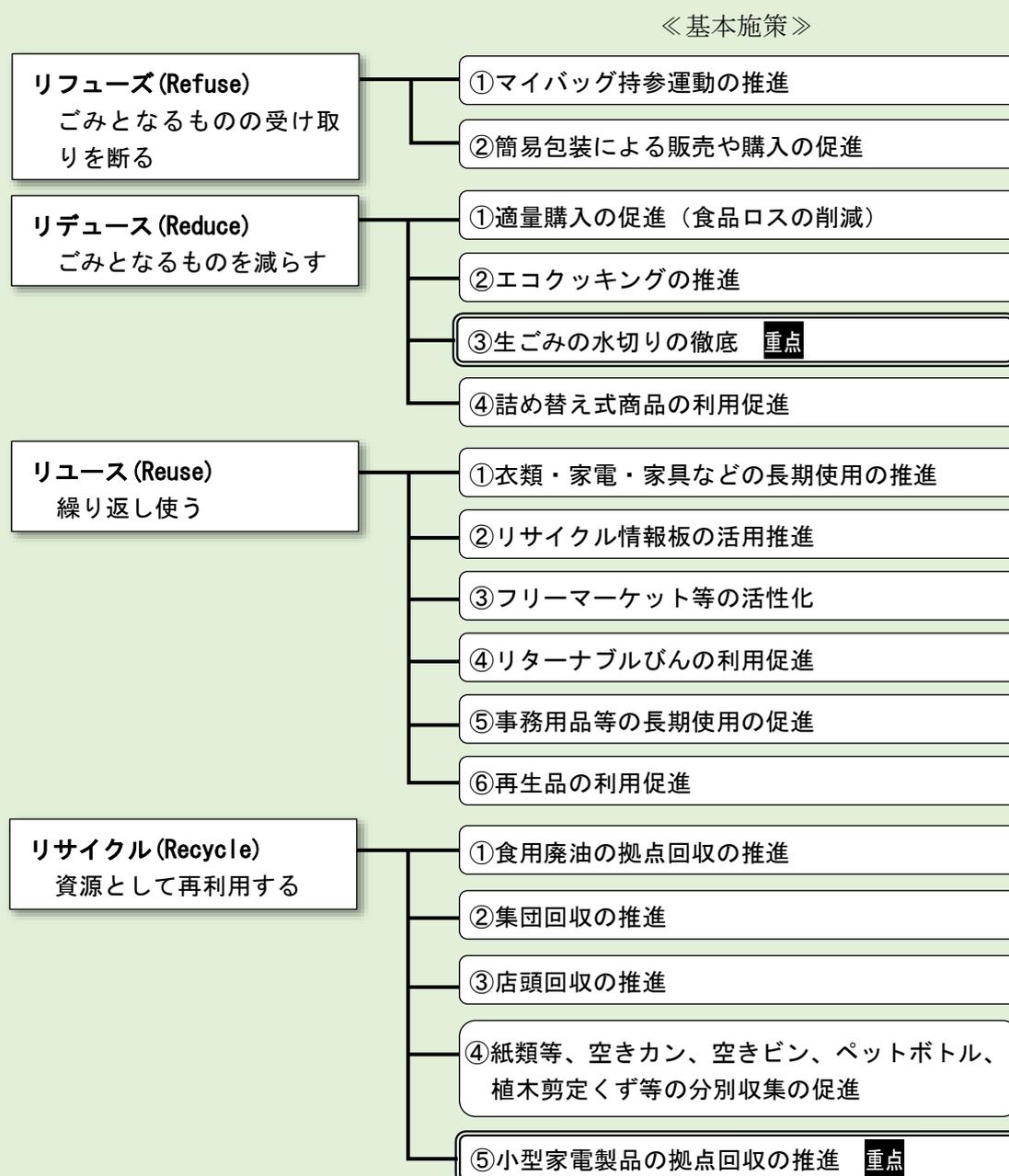
スローガン
 ごみ減量 みんなが さらなる ひとしぼり
 ~大さじ 2 杯分 (30g) の生ごみをしぼろう~

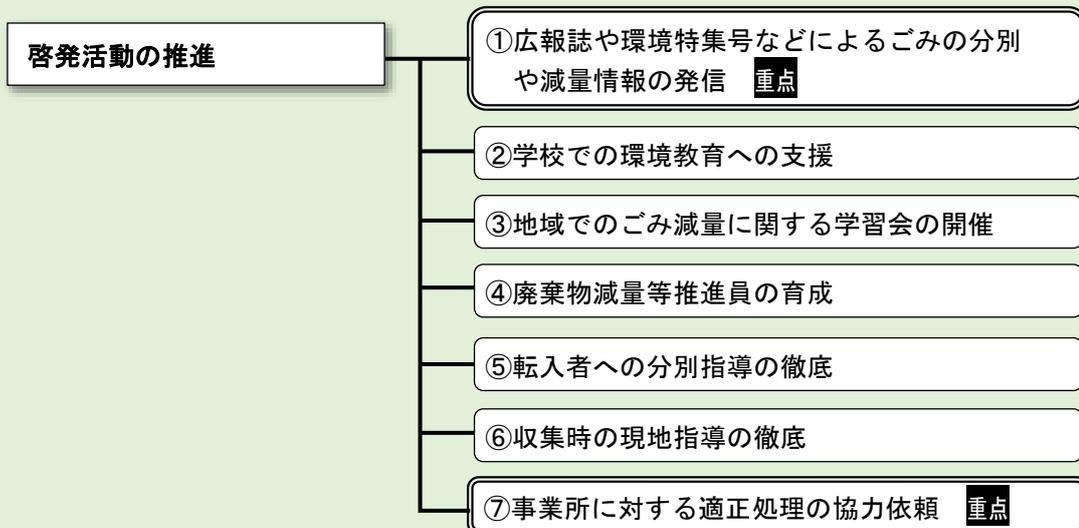
また、「資源化目標」については、ダイオキシン問題に係る公害調停 (平成 12 年 7 月 成立) における調停条項である「一般廃棄物の総量を平成 17 年 3 月末日を目途に、平成 10 年度の収集量の 50% 以下に削減するよう努める」という趣旨をふまえ、実現の可能性を含めて、「生活系ごみの 50% 以上の資源化をめざす」こととします。

目標達成のための具体的な取り組みとしては、可燃ごみの中に混入している資源（紙類や容器包装プラスチック類）を住民のみなさんに適正に分別していただくための、ごみ分別種別検索システムの導入を検討するほか、不燃ごみの中に含まれる小型家電製品を拠点回収することにより、資源化を図ります。

（２）目標達成に向けた施策

（１）施策の体系





★重点施策について

「1人1日当たりのごみ排出量を750g以下に減量する」とする『減量目標』と「生活系ごみ（家庭系ごみと集団回収、店頭回収）の50%以上の資源化をめざす」という『資源化目標』の2つの目標を達成するため、とくに優先して取り組むべき施策を、**重点**施策として設定しました。**重点**施策については、『(2) 施策の内容』で施策を実行していく際の具体的方法についても検討します。

(2) 施策の内容

【リフューズ(Refuse) ごみとなるものの受け取りを断る】

① マイバッグ持参運動の推進（行政、住民、事業者）

《行政》レジ袋の使用を抑制し、町全体でマイバッグの持参を呼びかけます。

《住民》マイバックを持参し、レジ袋を断るよう努めます。

《事業者》行政と連携してノーレジ袋を推進し、マイバック持参を呼びかけます。

② 簡易包装による販売や購入の促進（行政、住民、事業者）

《行政》住民に不要な包装を断るよう呼びかけ、容器包装の減量を促進します。

《住民》不要な包装は断るよう努めます。

《事業者》簡易包装による販売を実施します。

【リデュース(Reduce) ごみとなるものを減らす】

① 適量購入の促進（食品ロスの削減）（行政、住民）

《行政》住民に食料品などの適量購入を呼びかけて、賞味期限切れで捨てられる食料品

などの発生を抑制します。

《住 民》計画的な買い物を心がけて、適量を購入するよう努めます。

② エコクッキングの推進 (行政、住民)

《行 政》野菜のへたなどを活用したエコクッキングのレシピなどの情報を広報等で紹介して、生ごみの減量を推進します。

《住 民》エコクッキングを実践して食材を無駄なく利用するよう努めます。

③ 生ごみの水切りの徹底 (行政、住民) **重点**

《行 政》広報誌や町ホームページ等で、「生ごみの水切りのさらなるひとしぼり」を重点的に啓発するとともに、各種イベントで生ごみの水切り方法を紹介するなど、行政からの多様な情報発信を行い、実施を徹底します。

《住 民》「生ごみの水切りのさらなるひとしぼり」を実践するなど、生ごみの水切りの徹底に努めます。

◆施策の具体的実行方法

＜行 政＞ごみ減量のスローガンを記載した啓発用のぼりの公共施設等への設置や、各種イベント時での水切り方法の実演に取り組みます。

		現状 H28	H29	H33	H38	将来目標 H43	
生ごみの水切りの徹底	行政からの多様な情報発信	実施中	(広報、環境特集号、ホームページを活用して生ごみの水切り方法などを随時紹介する) -----○-----○-----▶ 見直し 見直し				
		未実施	●	○	○	▶	(環境学習・とよのまつりで生ごみの水切り方法の紹介や実演を行う。また、自治会等が主催する、ごみに関する勉強会などに資料提供を行う) 見直し 見直し
		未実施	●	○	○	▶	(ごみ減量・資源化 PR 事業期間(毎年9月～11月実施)などのイベントごとにのぼり等を施設に設置する) 見直し 見直し

④ 詰め替え式商品の利用促進 (行政、住民、事業者)

《行 政》シャンプーや洗剤などはできる限り詰め替え式の商品が選ばれるよう、事業者等に商品の販売を呼びかけるほか、住民に詰め替え式商品の選択を呼びかけます。

《住 民》詰め替え式商品の選択に努めます。

《事業者》詰め替え式商品の販売、利用促進に努めます。

【リユース (Reuse) 繰り返し使う】

① 衣類・家電・家具などの長期使用の推進 (行政、住民)

《行政》衣類のリフォーム店や、家電や家具の修理店などを利用して、ものを大切にできるだけ長く使えるよう、住民に呼びかけます。

《住民》衣類のリフォーム、家電や家具の修理等により、長く利用するよう努めます。

② リサイクル情報板の活用推進 (行政、住民)

《行政》平成 23 年度から実施しているリサイクル情報板について、利用件数を高めるため、町ホームページや広報誌、環境特集号等を活用して住民に周知し、利用を促進します。

《住民》リサイクル情報板を積極的に活用し、不用品の発生を抑制します。

③ フリーマーケット等の活性化 (行政、住民)

《行政》とよのまつりや国崎クリーンセンターで実施しているフリーマーケット等の開催情報を住民に周知し、フリーマーケットの利用促進に努めます。

《住民》フリーマーケットを利用し、ものを捨てないで活かして使うライフスタイルの実践に努めます。

④ リターナブルびんの利用促進 (行政、住民、事業者)

《行政》住民へのリターナブルびんの返却、また事業者へのリターナブルびんの回収を呼びかけます。

《住民》リターナブルびんの使用後の返却に努めます。

《事業者》リターナブルびんの回収に努めます。

⑤ 事務用品等の長期使用の促進 (行政、事業者)

《行政》事務用品、備品、設備などを修理してできるだけ長く使うほか、長期利用を事業者へ呼びかけます。

《事業者》事務用品、備品、設備などを修理してできるだけ長く使うよう努めます。

⑥ 再生品の利用促進 (行政、住民、事業者)

《行政》再生原料から作られた商品や環境配慮型商品の利用を事業者へ呼びかけます。

《住民・事業者》再生原料から作られた商品や環境配慮型商品の利用に努めます。

【リサイクル(Recycle)資源として再利用する】

① 食用廃油の拠点回収の推進 (行政、住民、事業者)

《行政》食用廃油の拠点回収を引き続き推進します。

《住民》拠点回収施設への食用廃油の持参に努めます。

《事業者》町が主催するイベント等における回収拠点場所の提供などの協力を努めます。

② 集団回収の推進 (行政、住民)

《行政》集団回収を引き続き推進します。

《住民》集団回収への参加に努めます。

③ 店頭回収の推進 (行政、住民、事業者)

《行政》事業者などで実施しているトレイや紙パックなどの資源回収について、住民および事業者を引き続き協力を求めます。

《住民》店頭回収への協力を努めます。

《事業者》店頭回収の実施に努めます。

④ 紙類等、空きカン、空きビン、ペットボトル、植木剪定くず等の分別収集の促進 (行政、住民、事業者)

《行政》資源ごみとして、紙類等、空きカン、空きビン、ペットボトル、植木剪定くず等の分別収集を引き続き推進します。とくに、紙類については、可燃ごみの中に混在している実態が多く見受けられるため、さらなる分別の徹底を呼びかけます。

《住民・事業者》ごみ排出時に資源とごみの適切な分別に努めます。

⑤ 小型家電製品の拠点回収の推進 (行政、住民) **重点**

《行政》希少金属(レアメタル)のリサイクルを行うため、小型家電製品の拠点回収に向け取り組みます。

《住民》小型家電製品の拠点回収に協力します。

◆施策の具体的実行方法

《行政》本庁、吉川支所のほか、中央公民館と西公民館に回収BOXを設置します。同時に住民に向けた周知活動と啓発活動を展開し、小型家電製品の拠点回収の周知を図ります。

		現状 H28	H29	H33	H38	将来目標 H43
小型家電製品 の拠点回収 の推進	回収BOX の設置	未実施	● 準備 → ● 設置	○ 見直し	○ 見直し	→
	回収BOX の利用促進	未実施	● 回収開始の周知 →	(回収場所の紹介や回収への協力を呼びかける広報を随時行う)		

【啓発活動の推進】

① 広報誌や環境特集号などによるごみの分別や減量情報の発信

(行政、住民) **重点**

《行政》ごみの分別や減量に関する情報について、広報誌や環境特集号をはじめ、町ホームページの掲載内容を強化することで、より積極的に発信します。

《住民》行政が提供する情報を基に分別や減量に積極的に協力します。

◆施策の具体的実行方法

＜行政＞広報「とよの」、環境特集号、町ホームページを活用し、ごみの分別や減量情報等をタイムリーにわかりやすく発信することに努めます。

特に町ホームページにおいて、ごみ分別の種別判断が容易にできるような検索システムの導入に向けて取り組みます。

		現状 H28	H29	H33	H38	将来目標 H43
広報誌や環境 特集号などによる ごみの分別や 減量情報の 発信	ごみの分別 種別の検索 システムの 導入	未実施	● 準備 → ● 稼働	○ 見直し	○ 見直し	→
	広報「とよの」 の充実	実施中	ごみ分別や減量情報などに関する記事を随時掲載する			
	環境特集号 の充実	実施中	年2回ごみ分別や減量情報などを掲載する			

② 学校での環境教育への支援 (行政)

《行政》小学校等の総合学習の時間などに講師を派遣し、ごみ減量やリサイクルの推進についての授業を支援します。

③ 地域でのごみ減量に関する学習会の開催 (行政、住民)

《行政》住民の要請により、ごみ減量についての学習会や意見交換会(井戸端会議など)を開催し、ごみ減量の意識向上や減量方法などの知識の普及に努めます。

《住民》学習会等に積極的に参加し、ごみに関する知識を深め、ごみ減量に努めます。

④ 廃棄物減量等推進員の育成 (行政、住民)

《行政》ごみ減量やリサイクルの推進に関する研修会や見学会などを開催し、廃棄物減量等推進員の育成に努めます。

《住民》研修会や見学会などに参加・協力するとともに、地域のリーダーとして、ごみ減量等の普及に努めます。

⑤ 転入者への分別指導の徹底 (行政)

《行政》転入届提出時などに分別方法とごみの出し方に関する冊子を配布し、分別の協力を求めます。

⑥ 収集時の現地指導の徹底 (行政)

《行政》ごみに資源が大量に混入していた場合などは、現地指導(職員等による直接指導やシールによる指導)を徹底します。

⑦ 事業所に対する適正処理の協力依頼 (行政、事業者) **重点**

《行政》町内の事業所に対し、適正処理を行うよう協力を依頼します。

《事業者》ごみの適正処理、資源化に努めます。

◆施策の具体的実行方法

《行政》町内事業所のごみの分別・排出状況を聞き取るなどして確認し、適正なごみの分別・排出に協力を求めていきます。また、行政もごみの減量に努めます。

		現状 H28	H29	H33	H38	将来目標 H43
事業所に対する適正処理の協力依頼	適正処理の協力依頼	未実施	●	→ (必要に応じて随時実態把握に努める)		
	情報発信	未実施	→ (協力依頼の状況を環境特集号やホームページで随時広報する)			

(3) 施策推進にあたって

住民・事業者・行政の連携・協働による取り組みの実践

ごみの減量・資源化については、ごみ排出者である住民および事業者の排出行動が、そのまま結果として現れます。そこで、住民・事業者・行政の3者が、本計画の基本理念を共有し、その重要性を認識したうえで、前述の「4. 目標達成に向けた施策」の主体者として実践していくことが求められます。

ごみの減量・資源化の施策推進のためには、施策内容のどれ一つをとっても、住民・事業者が日々の生活の中での意識と行動、そして行政の継続的な啓発活動が相まってはじめて前進するものです。このため、住民・事業者と行政の連携・協働により取り組んでいきます。

また、家庭や事業所から適正に排出されたごみの収集運搬および適正処理については、安定性や効率性の確保に努めるとともに、環境負荷の低減を視野に入れて取り組みます。

広域連携の強化

① 猪名川上流広域ごみ処理施設組合との連携

ごみの収集方法およびリサイクル方法について調整を図ります。また、リサイクルプラザの利用を促進し、ごみ減量と資源化の推進について組合と連携を図ります。

② 豊能郡環境施設組合との連携

ダイオキシン関連事業の終結をめざして組合と連携を図ります。

③ 近隣自治体との連携

猪名川上流広域ごみ処理施設組合を構成する1市3町で連携して、ごみの減量・資源化を推進します。

また、平成27年7月に「北摂地域における災害等廃棄物の処理に係る相互支援協定書」を締結しており、災害等の発生時にはその協定に基づき、廃棄物の適正な処理をめざします。

ごみ収集の有料化について

ごみ収集の有料化については、平成20年の豊能町廃棄物減量等推進審議会において「ごみ排出量の減量と資源化の推進、ごみ排出量に応じた負担の公平化、財政負担の軽減などを目的として、家庭系ごみの有料化を導入し、循環型社会の形成をめざしていくことが適当である」との答申が出ています。この答申に基づき、平成23年度から粗大ごみの有料化を開始しました。

可燃ごみ、不燃ごみの有料化については、今後のごみ排出量の推移や減量・資源化目標達成状況を見極めるとともに、社会情勢や近隣自治体の動向をみながら、慎重に検討

します。

④収集・運搬計画

安定性・継続性を確保しながら、効率的なごみの収集運搬体制の構築に努めます。

収集運搬体制については、下表の現行区分および方法を継続しますが、ごみの減量化、リサイクルの方策に合わせて必要に応じ変更するものとし、詳細については、各年の一般廃棄物処理実施計画で定めるものとします。

また、より効率的なごみの収集運搬に向け、町の財政状況等を勘案しながら、民間委託についても検討します。

【豊能町におけるごみの収集運搬方法（平成 28 年度）】

区 別		収集回数	排出形態	収集方法	
家庭系 ごみ	資源	紙類等	月 1 回	戸別 ステーション	委託
		空きビン	月 1 回		委託
		空きカン	月 1 回		委託
		ペットボトル	月 4 回		委託
		容器包装プラ スチック類	月 4 回		委託
		植木剪定くず	月 1 回		直営
		食用廃油	平日 9～17 時		拠点回収
	ごみ	可燃ごみ	週 2 回	戸別 ステーション	直営
		不燃ごみ	月 1 回		委託
		有害ごみ	月 1 回		委託
粗大ごみ		予約制	直営		
事業系ごみ		随時	—	許可業者又 は直接搬入	

4. 4 能勢町の基本計画

(1) 基本理念、減量目標等

①基本方針

能勢町において、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進を念頭に、本格的に取り組みが始まってから、約20年が経過しようとしている。

諸外国では、①ごみ問題に対する政策の基本的な枠組みを設定し、その実現に向けて目標を設定していく枠組規制的手法や、②個別のごみの引取り・再生利用の義務付けや、有害物質を含む製品の販売禁止等の直接的な規制を行う直接規制的手法、③ごみの排出者等に対し、主に資源ごみを対象とし、あらかじめ製品価格に上乗せされていた預け金が返還され、そうでない人には返還されない手法（デポジット）等により3Rの推進に経済的な動機づけを与える経済的手法、④業界団体や行政等の自主的な協定による取組や、エコラベル等の適切な情報提供により、3Rの推進につながる行動を促進していく自主的取組手法・情報的手法など、様々な取り組みが実施されている。

例えば①の手法は、EUでは、平成11年に廃棄物埋立てを規制する指令を定め、一定の廃棄物の埋立てを段階的に削減することとしている。

②では、EUにおいては、包装、自動車、電気電子機器といった製品ごとに、拡大生産者責任に基づき、引取りや特定の有害物質の使用制限を義務付ける指令を制定している。

③は、米国で、カリフォルニア等の州政府により、家庭ごみの処分に対してその重量に応じて料金を徴収する手法や、飲料容器に対してデポジット制度が導入されている。

④の代表的なものは、ドイツにおける建築廃材の半減化に向けた協定制度や、エコラベルの認証機関による世界規模でのエコラベルの普及に向けた取組等が行われている。

このような各取り組みには、次の4点が基本方針として確立されているからである。

- (1) **ごみの排出抑制の推進**
- (2) **資源ごみの分別収集による減量化再資源化の推進**
- (3) **再生利用の促進**
- (4) **住民参加によるごみ処理行政の確立**

能勢町においては、この4点をごみ処理基本方針とし、3Rの基本原則に基づき、次のように定める。

能勢町ごみ処理基本方針

(1) ごみの排出抑制の推進

1人当たりの排出ごみ量の抑制に重点をおき、生ごみ排出時の水切りなど、排出抑制を推進する。

(2) 資源ごみの分別収集による減量化再資源化の推進

依然、可燃ごみとして排出されている資源ごみ類の分別を徹底し、再資源化に努める。

(3) 再生利用の促進

老朽化や買換えにより使用しなくなった物でも、廃棄を前提に考えるのではなく、工夫することで別の用途として使用するなど、再生利用に努める。

(4) 住民参加によるごみ処理行政の確立

町民、事業者、行政がそれぞれの役割と責任を果たすべく、意識の向上に努め、パートナーシップを確立し、互いの理解と協力のもとに取り組んでいく。

(2) 目標実現に向けた施策

① 排出抑制・再資源化計画

(1) 排出抑制の方法

能勢町では、「第2次能勢町廃棄物（ごみ）減量計画」に基づき、排出抑制に鋭意取り組んでいる。しかし、近年の減量率は、停滞している傾向にあり、以前から取り組んでいる、以下の抑制方法をより徹底し、住民と行政の相互協力のもと、日々、地道な取り組みを継続し、抑制を図っていく。

表4-5 住民と行政の役割

抑制方法	住民の役割	行政の役割
生ごみの減量	<ul style="list-style-type: none"> 水切りをする 生ごみを堆肥にする 食べ残しなどを抑制する 食材を最大限活用し、消費する 	<ul style="list-style-type: none"> 堆肥化機器購入助成 食材の皮などを使ったレシピの紹介など情報を発信する
リサイクル率の向上	<ul style="list-style-type: none"> リサイクル推進委員を主とした資源ごみの分別排出の周知徹底 資源ごみ集団回収活動 	<ul style="list-style-type: none"> 資源ごみのリサイクル推進 資源ごみ集団回収活動支援

前記の取組みを基軸に抑制を図るものであるが、まずもって「余分なごみは排出しない」ことを意識づけしていく。

なかでも、「食品ロス」への取組みが、近年では、ごみ減量に限らず、地球環境の観点からも重要視されているところであり、生ごみの減量に傾注していかなければならないことはいうまでもない。

(2) 再資源化の方法及び量

「再資源化の取組みと実績」と同様、資源集団回収や生ごみ堆肥化の取組みを継続し、資源の有効利用を図る。

②収集・運搬計画

(1) 計画の目標

日々の生活と密接につながっているごみを、排出された種類ごとに衛生面を最重要視し、その上で、迅速かつ効率的な収集を行い、安全に中間処理施設まで運搬し、住民が住みやすく、清潔な生活環境を保持することを目的とする。

(2) 収集区域

現在と同様、能勢町の全域を収集対象区域とする。

(3) 収集・運搬の方法

現在の収集・運搬方法（表４－６）を継続する。ただし、分別の見直しなど、排出方法に変更が生じた場合は、適宜、見直しを図る。

表 4-6 収集・運搬の方法

区分	分類	出し方	収集方法	収集回数	収集体制	収集車両
家庭系ごみ	生ごみ類 (可燃)	生ごみ用 処理券貼付	・ステーション ・直接搬入	週 2 回	直営 委託	パッカー車
	不燃ごみ	不燃ごみ用 処理券貼付	・ステーション ・直接搬入	2 か月 1 回	直営 委託	パッカー車 コンテナ車 ダンプ車
	粗大ごみ	粗大ごみ用 処理券貼付	・戸別 ・直接搬入	月 1 回	委託	ダンプ車
	容器包装 プラスチック	処理券不要	・ステーション ・直接搬入	週 1 回	委託	パッカー車
	ペットボトル	処理券不要	・ステーション ・直接搬入	月 1 回	委託	パッカー車
	資源カン	処理券不要	・ステーション ・直接搬入	月 1 回	委託	パッカー車
	資源ビン	処理券不要	・ステーション ・直接搬入	月 1 回	委託	(白)パッカー車 (茶)パッカー車 (他)ダンプ車
	紙類	処理券不要	・ステーション ・直接搬入	月 1 回	委託	(新聞)ダンプ車 コンテナ車 (雑誌)パッカー車 (ダンボール)パッカー車
	古布・ 古着	処理券不要	・ステーション ・直接搬入	2 か月 1 回	直営 委託	パッカー車 パッカー車
有害ごみ	処理券不要	・ステーション ・直接搬入	2 か月 1 回	直営 委託	トラック車 ダンプ車	
事業系ごみ			適宜	許可	—	

(備考)

※生ごみ類(可燃)は一部有料。

※不燃ごみ、粗大ゴミは全部有料。

※粗大ゴミは事前予約制。

※直接搬入の場合は、国崎クリーンセンターへ要事前予約。

③その他

(1) 能勢町が収集しない廃棄物の対処方針

国崎クリーンセンターで受け入れていない廃棄物は、購入店や専門の処理業者などに問い合わせの上、適正に処理してもらうよう指導する。

(能勢町が収集できない廃棄物の一例)

- 自動車やバイクに付随する部品
- バッテリー ○タイヤ
- 消火器 ○農機具
- モーター
- コンクリート製品、ブロック、瓦など

(2) 家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法に対する対処

家電4品目(テレビ、エアコン、冷蔵・冷凍庫、洗濯・乾燥機)及びパソコンは家電リサイクル法に基づき、購入した店または購入する店や当該製品のメーカーへ引き取りを依頼し、回収してもらうよう指導する。また、購入した店が不明等、回収依頼ができない場合は、郵便局で「家電リサイクル券」を購入し、指定の引取場所に持ち込むよう指導する。

平成25年4月から施行された小型家電リサイクル法については、現在、能勢町には、小型家電リサイクル引取業者及び指定の回収場所がないため、不燃ごみによる回収で対応しているが、今後は、能勢町の実情を踏まえ、引取業者の登録及び指定回収場所の設置などについて、国崎クリーンセンターとの連携を図りながら、効果的な回収方法について検討する。(対象品目 次頁 表4-7参照)

(3) 特別管理一般廃棄物の取扱い

一般廃棄物のうち、廃エアコン、廃テレビ、廃電子レンジにふくまれるPCBを使用した部品や病院や診療所など、人が感染し又は汚染するおそれのある感染性病原体を取り扱う施設から排出される感染性一般廃棄物、爆発性、毒性、感染性、その他、人の健康または生活環境に係わる被害を生じるおそれのある性状を有するものとして政令で定められている廃棄物については、それぞれの専門処理業者やメーカー、関係機関との連携により適正に処理をしてもらうよう指導する。

表 4-7 小型家電リサイクル特定対象品目

1 電話機、ファクシミリ装置、その他の有線通信機械器具	15 電動式吸入器、その他の医療用電気機械器具
2 携帯電話端末、PHS 端末、その他の無線通信機械器具	16 フィルムカメラ
3 ラジオ受信機及びテレビジョン受信機	17 ジャー炊飯器、電子レンジ、その他の台所用電気機械器具
4 デジタルカメラ、ビデオカメラ、DVD レコーダー、その他の映像用機械器具	18 扇風機、電気除湿機、その他の空調用電気機械器具
5 デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセット、その他の電気音響機械器具	19 電気アイロン、電気掃除機、その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具
6 パーソナルコンピュータ	20 電気こたつ、電気ストーブ、その他の保温用電気機械器具
7 磁気ディスク装置、光ディスク装置、その他の記憶装置	21 ヘアドライヤー、電気かみそり、その他の理容用電気機械器具
8 プリンター、その他の印刷装置	22 電気マッサージ器
9 ディスプレイ、その他の表示装置	23 ランニングマシン、その他の運動用電気機械器具
10 電子書籍端末	24 電気芝刈機、その他の園芸用電気機械器具
11 電動ミシン	25 蛍光灯器具、その他の電気照明器具
12 電気グラインダー、電気ドリル、その他の電動工具	26 電子時計及び電気時計
13 電子式卓上計算機、その他の事務用電気機械器具	27 電子楽器及び電気楽器
14 ヘルスメーター、その他の計量用又は測定用の電気機械器具	28 ゲーム機、その他の電子玩具及び電動式玩具

(4) 地球環境保全との関係

世界的に対策が講じられている地球温暖化は、近年、甚大な災害を引き起こす要因となっている。

温暖化を招いた一つの要因として、燃料消費があげられ、その原因は、日常的に消費している、我々一般家庭の廃棄物処理が大きく関係している。

経済の成長や文化の発達により増え続けてきた廃棄物は、現在、全国的に減量化に取り組んでいるところであるが、依然として、「資源ごみ」が「焼却ごみ」として処理されている傾向にあり、資源としての認識が十分に浸透されていない状況である。

廃棄物処理が、実は、地球温暖化に直結する大きな課題であるということを認識し、

必要最小限に廃棄物を抑制することに努め、次世代に住みよい環境を継承していかなければならない。

(5) 住民に対する広報啓発

能勢町のごみ排出量の実態に即した課題の抽出など、行政からの情報発信はもとより、排出する側の実態把握に努め、その実情から苦慮していることなどの情報を提供できるよう、アンケートや意見交換会などを実施する。

また、保育所や小中学校へ出向き、環境授業を開催し、ごみ減量に取り組めることを伝えていく。

4. 5 猪名川上流広域ごみ処理施設組合の基本計画

4. 5. 1 啓発活動・環境教育の充実

(1) 見学者の積極的受け入れ

一人でも多くの住民が国崎クリーンセンターを見学するよう、1市3町の広報紙やホームページ、また施設組合のホームページなどで見学を呼びかけます。その他に、地域の自治会や子供会などの住民団体に対しても情報提供を進めます。

また、啓発施設「ゆめほたる」での情報提供や啓発事業に加え、近隣の里山に広がる豊かな環境に関する情報提供等にも積極的に取り組みます。

(2) 見学内容の充実

施設を見学した住民がごみ減量や資源化の必要性や有効性を理解し、今後のごみ減量や資源化に積極的に取り組めるように、パネルや電子機器などを用いた、わかりやすい手法での取組を進めます。

(3) パンフレット等の充実

現在も、国崎クリーンセンターや里山の貴重な動植物に関するパンフレットなどを活用して啓発に取り組んでいますが、今後も、ごみ減量や資源化などについて、学校を経由して見学に来る小学生等にも分かるようなパンフレットの作成など、さらに多くの人々がごみ減量や資源化に取り組むことにつながるようなパンフレット等の作成に取り組みます。

(4) 事業者向け啓発・情報提供の充実

排出者に産業廃棄物と一般廃棄物の分別の徹底を認識させるとともに、事業者が自主的にごみ減量や資源化に取り組めるよう、1市3町による事業者への情報提供等に協力します。

4. 5. 2 搬入されるごみの適正な分別・減量の推進

(1) 適正化の推進

搬入されたごみの検査の充実を進め、産業廃棄物や適正処理困難物の搬入防止を強化します。また、必要に応じて、1市3町と協力して排出源調査等の実施を検討します。

また、家庭系ごみについても有害ごみや資源化物を適正に分別排出するよう、情報提供や啓発活動を進めます。

(2) 減量化の推進

許可業者や直接搬入する業者に対して、ごみの適切な分別や、資源化についての啓発

を進めます。特に、産業廃棄物や適正処理困難物の搬入を防ぐため、指導の充実を図ります。

(3) 資源ごみ残渣の減量

選別工程で除去されている資源ごみの残渣削減に向け、1市3町と協力し、住民の排出マナーの向上を図ります。

施設組合から資源ごみの中間処理(選別、梱包)業者、資源化業者(再商品化事業者等)に引き渡された資源化物について、適正に処理、または資源化されているかどうかを把握するため、立入検査等を充実し、リサイクル率のさらなる向上に向けた方策を検討します。

資源ごみ等の分別や異物の混入等の状況について、1市3町の各市町の分別状況や異物等の混入状況を別途に把握し、1市3町へのフィードバックを充実させること等により、分別排出状況の向上を図ります。また、異物の混入やその他プラスチック製容器包装の洗浄の状況について、写真等でわかりやすく提示するなどにより、住民や事業者の意識向上を図ります。

4. 5. 3 現有施設の適正管理の徹底とさらなる資源化への対応

(1) 施設の維持管理の推進

施設組合はこれまでの施設の適正管理に取り組んだ経験を活かし、清掃工場から発生する環境負荷のさらなる低減に向けて継続的に取り組んでいきます。

今後、施設の維持管理を進めるに当たっては、施設の長期使用に備え、適切な維持管理に努めます。

(2) さらなる高度処理等に関する整備の検討

平成25年に「水銀に関する水俣条約」が採択されたことを受け、一般家庭等で退職されている水銀体温計等の水銀使用製品への対応が強化される可能性があります。施設組合では、現在も蛍光管などの水銀含有製品への対応を行っていますが、今後もこうした社会的要請による有害物・適正処理困難物への対応等について、環境負荷低減の観点から適切な対応を進めます。

4. 5. 4 広域的な最終処分場の確保

施設組合と1市3町は最終処分場を持っておらず、中間処理後の最終処分をフェニックス最終処分場に頼っています。一方、フェニックス最終処分場は、フェニックスの基本計画の期限が切れる平成40年度以降の利用の目処が立っておらず、1市3町と施設組合の最終処分場が未定になる可能性があります。そのため、広域最終処分場の安定的な確保を、国や府県に要望していきます。

4. 5. 5 災害時等における役割・機能の強化

(1) 相互支援体制の強化

1市3町、また兵庫県や大阪府と協力し、災害時における他自治体等との相互支援体制について、充実を図ります。

(2) 災害対応能力の向上

東日本大震災や熊本地震など、大規模災害による災害廃棄物を広域的に処理する例が増えており、今後もこうした災害廃棄物の広域処理に協力するとともに、初動力を高めるなどの処理体制の充実や、災害時の処理マニュアルの作成など、災害対応体制の充実を図ります。

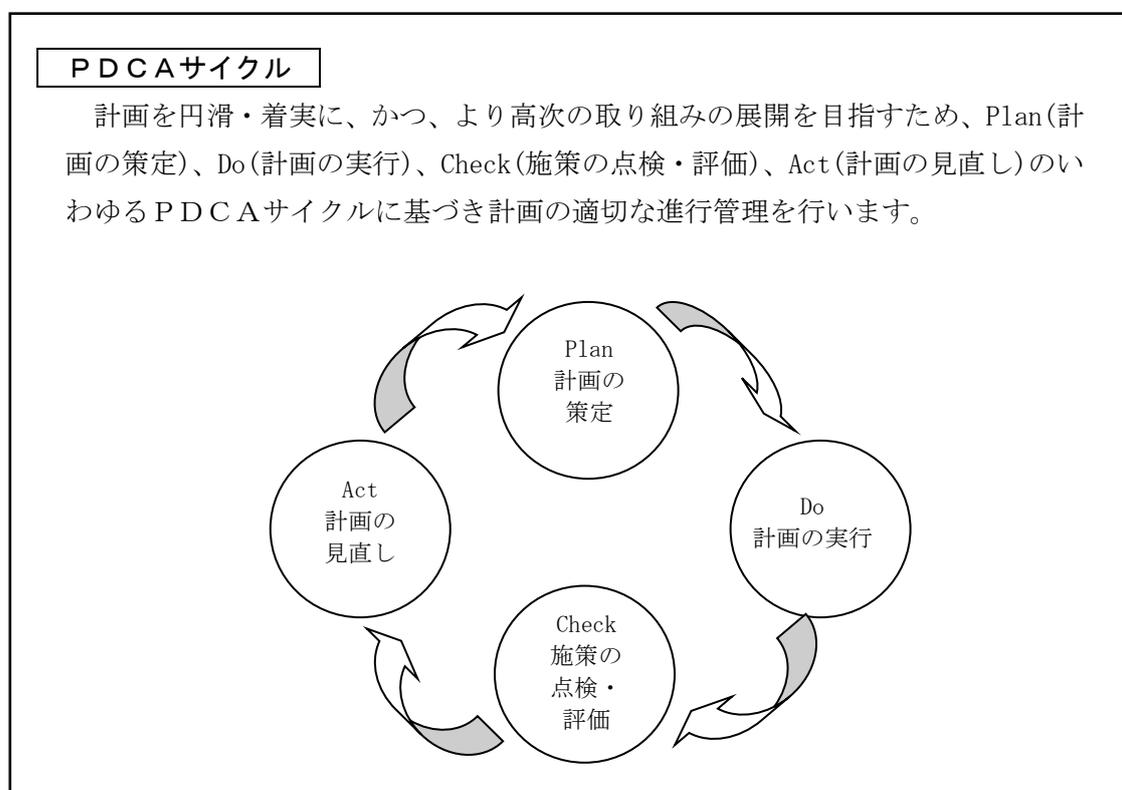
第5章 計画推進のために

5. 1 計画の進行管理

施設組合では、これまでの施設の適正管理の経験を活かし、本計画を円滑・着実に進め、さらに高次の取り組みの展開を目指すため、Plan(計画の策定)、Do(実行)、Check(評価)、Act(見直し)のいわゆるPDCAサイクルに基づく計画の適切な進行管理を行います。

また、施策実施の実績や、減量・資源化の取組の進捗状況等を簡潔かつ適切に住民や事業者に伝えるための指標等の評価手法について検討するとともに、施設組合の広報誌やホームページ等を活用し、計画の進捗状況を住民や事業者伝えていきます。

さらに、循環型社会の構築に向けた国等の動きや、住民・事業者の意識の変化など、本施設組合圏域の廃棄物行政を取り巻く状況の変化等に応じて、計画の適時適切な見直しを行っていきます。



5. 2 1市3町と施設組合との連携の強化

1市3町と施設組合とで、ごみ処理やリサイクルに関する重要課題を十分検討し、連携を強化します。

資 料 編

資料1 将来のごみ搬入量の予測（その1）

年度	年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
人口	人	160,287	160,314	159,609	158,889	158,184	157,478	156,345	155,244	155,244	155,244	155,244	155,244
可燃ごみ	t/年	37,022.7	36,096.6	35,862.8	35,631.4	35,408.3	35,189.7	34,880.0	34,581.6	34,676.3	34,581.6	34,581.6	34,581.6
プラスチック製容器包装	t/年	1,514.3	1,758.0	1,746.6	1,735.4	1,724.5	1,713.8	1,698.8	1,684.2	1,688.8	1,684.2	1,684.2	1,684.2
缶類	t/年	234.2	311.8	309.9	307.8	305.9	303.9	301.3	298.8	299.6	298.8	298.8	298.8
ペットボトル	t/年	147.9	187.1	185.8	184.7	183.5	182.4	180.8	179.2	179.7	179.2	179.2	179.2
ビン類	t/年	1,093.1	1,133.8	1,126.5	1,119.2	1,112.3	1,105.3	1,095.5	1,086.3	1,089.3	1,086.3	1,086.3	1,086.3
紙・布類	t/年	6.8	8.7	8.7	8.6	8.6	8.5	8.5	8.4	8.4	8.4	8.4	8.4
粗ごみ	t/年	968.9	820.9	815.5	810.2	805.1	800.2	793.3	786.4	788.6	786.4	786.4	786.4
大型ごみ	t/年	4,651.3	2,764.2	2,746.4	2,728.7	2,711.6	2,694.7	2,671.1	2,648.2	2,655.5	2,648.2	2,648.2	2,648.2
有害ごみ	t/年	15.8	21.3	21.1	21.0	20.9	20.7	20.5	20.3	20.4	20.3	20.3	20.3
計	t/年	37.1	48.8	48.5	48.2	47.9	47.5	47.1	46.7	46.8	46.7	46.7	46.7
剪定枝	t/年	852.0	393.8	391.2	388.7	386.3	383.9	380.6	377.2	378.2	377.2	377.2	377.2
合計	t/年	46,528.2	43,523.7	43,241.9	42,962.9	42,694.0	42,429.9	42,057.0	41,697.0	41,811.2	41,697.0	41,697.0	41,697.0

年度	年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
人口	人	31,722	31,965	31,983	32,002	31,934	31,867	31,799	31,732	31,664	31,514	31,363	31,213
可燃ごみ	t/年	7,913.7	7,853.5	7,849.2	7,844.6	7,841.0	7,793.1	7,759.2	7,734.3	7,738.2	7,671.6	7,625.9	7,581.7
プラスチック製容器包装	t/年	247.4	273.0	273.8	273.5	272.8	271.7	270.0	269.7	269.3	267.1	265.6	264.2
資源ごみ	t/年	50.7	62.4	62.4	62.3	62.3	61.9	61.6	61.4	61.5	60.9	60.6	60.2
缶類	t/年	37.5	36.8	36.8	36.7	36.7	36.5	36.4	36.2	36.3	35.9	35.7	35.5
ペットボトル	t/年	202.2	207.5	207.5	207.3	207.2	205.9	205.0	204.4	204.5	202.7	201.6	200.3
ビン類	t/年	3.1	4.1	4.1	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	3.9	3.9
紙・布類	t/年	293.5	310.8	310.8	310.3	310.2	308.3	307.0	306.0	306.3	303.5	301.8	299.9
粗ごみ	t/年	286.0	319.3	318.9	318.5	317.9	316.7	314.8	314.4	314.1	311.8	310.3	307.6
大型ごみ	t/年	222.5	217.5	217.2	217.0	217.3	216.5	214.8	214.6	214.0	213.2	211.8	210.4
有害ごみ	t/年	3.5	3.3	3.3	3.2	3.3	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2
計	t/年	7.7	8.3	8.3	8.3	8.3	8.3	8.3	8.3	8.3	8.3	8.2	8.2
剪定枝	t/年	11.2	11.6	11.6	11.5	11.6	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.4	11.4
合計	t/年	148.2	32.1	32.1	32.1	32.0	31.9	31.7	31.6	31.6	31.4	31.2	31.0
合計	t/年	9,122.4	9,017.8	9,013.6	9,007.5	9,002.8	8,949.7	8,909.0	8,892.1	8,885.0	8,810.1	8,758.0	8,706.2

年度	年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
人口	人	20,732	20,229	19,947	19,666	19,384	19,103	18,794	18,485	18,177	17,868	17,559	17,223
可燃ごみ	t/年	4,418.0	4,373.5	4,358.6	4,339.7	4,317.9	4,295.0	4,263.3	4,228.6	4,191.9	4,153.1	4,112.5	4,063.8
資源ごみ	t/年	186.6	185.7	175.1	165.1	155.4	146.1	137.2	128.6	120.5	112.7	105.2	98.0
缶類	t/年	43.9	44.8	42.4	40.0	37.8	35.6	33.5	31.5	29.6	27.8	26.1	24.4
ペットボトル	t/年	34.5	32.5	30.6	28.9	27.2	25.5	24.0	22.4	21.0	19.6	18.3	17.1
ビン類	t/年	151.6	139.7	132.0	124.6	117.4	110.6	104.0	97.7	91.7	85.9	80.3	75.1
紙・布類	t/年	4.9	4.6	4.3	4.1	3.8	3.6	3.4	3.2	3.0	2.8	2.6	2.4
蛍光灯	t/年	1.9	1.9	1.8	1.6	1.6	1.5	1.4	1.3	1.2	1.1	1.0	1.0
乾電池	t/年	3.9	3.7	3.5	3.3	3.1	2.9	2.7	2.6	2.4	2.2	2.1	1.9
計	t/年	427.2	412.9	389.7	367.6	346.3	325.8	306.2	287.3	269.4	252.1	235.6	219.9
粗ごみ	t/年	205.9	180.7	180.7	179.6	179.5	178.4	177.3	176.2	175.1	173.9	171.8	170.6
大型ごみ	t/年	156.6	161.5	174.5	186.4	196.4	206.3	215.2	223.1	231.0	238.0	243.8	248.7
剪定枝	t/年	10.1	9.4	8.8	8.3	7.8	7.4	6.9	6.5	6.1	5.7	5.3	4.9
合計	t/年	5,217.7	5,138.0	5,112.3	5,081.6	5,047.9	5,012.9	4,968.9	4,921.7	4,873.5	4,822.8	4,769.0	4,707.9

年度	年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
人口	人	10,799	10,678	10,564	10,450	10,337	10,223	10,110	9,997	9,883	9,770	9,656	9,546
可燃ごみ	t/年	2,648.1	2,583.6	2,583.6	2,513.8	2,513.8	2,513.8	2,444.0	2,444.0	2,374.2	2,374.2	2,374.2	2,304.3
資源ごみ	t/年	80.3	80.4	73.1	73.1	73.1	73.1	73.1	73.1	73.1	65.8	65.8	65.8
缶類	t/年	40.5	40.6	36.9	36.9	36.9	36.9	36.9	36.9	36.9	33.2	33.2	33.2
ペットボトル	t/年	22.3	22.3	20.3	20.3	20.3	20.3	20.3	20.3	20.3	18.2	18.2	18.2
ビン類	t/年	83.7	83.9	76.3	76.3	76.3	76.3	76.3	76.3	76.3	68.6	68.6	68.6
紙・布類	t/年	7.8	7.8	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1	6.4	6.4	6.4
蛍光灯	t/年	1.1	1.1	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	0.9	0.9	0.9
乾電池	t/年	2.1	2.1	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.7	1.7	1.7
計	t/年	237.9	238.2	216.6	216.6	216.6	216.6	216.6	216.6	216.6	194.8	194.8	194.8
粗大+不燃	t/年	83.0	55.4	46.2	46.2	46.2	46.2	46.2	46.2	46.2	46.2	46.2	46.2
粗ごみ	t/年	290.1	193.8	161.5	161.5	161.5	161.5	161.5	161.5	161.5	161.5	161.5	161.5
大型ごみ	t/年	373.0	249.2	207.7	207.7	207.7	207.7	207.7	207.7	207.7	207.7	207.7	207.7
剪定枝	t/年	18.6	18.6	17.0	17.0	17.0	17.0	17.0	17.0	17.0	15.3	15.3	15.3
合計	t/年	3,277.6	3,089.6	3,024.9	2,955.1	2,955.1	2,955.1	2,885.3	2,885.3	2,815.5	2,792.0	2,792.0	2,722.1

年度	年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
人口	人	223,540	223,186	222,103	221,007	219,839	218,671	217,048	215,458	214,968	214,396	213,822	213,226
可燃ごみ	t/年	52,002.4	50,907.2	50,654.2	50,329.5	50,081.0	49,791.6	49,346.5	48,988.5	48,980.6	48,780.5	48,694.2	48,531.4
プラスチック製容器包装	t/年	2,028.5	2,297.1	2,268.6	2,247.1	2,225.8	2,204.7	2,179.1	2,155.6	2,151.7	2,129.8	2,120.8	2,112.2
缶類	t/年	369.3	459.6	451.6	447.0	442.9	438.3	433.3	428.6	427.6	420.7	418.7	416.6
ペットボトル	t/年	242.1	278.7	273.5	270.6	267.7	264.7	261.5	258.1	257.3	252.9	251.4	250.0
ビン類	t/年	1,530.7	1,564.9	1,542.3	1,527.4	1,513.2	1,498.1	1,480.8	1,464.7	1,461.8	1,443.5	1,436.8	1,430.3
紙・布類	t/年	22.5	25.2	24.2	23.8	23.5	23.2	23.0	22.7	22.5	21.6	21.3	21.1
粗ごみ	t/年	1,543.8	1,376.3	1,361.3	1,354.5	1,348.7	1,341.5	1,331.6	1,323.2	1,324.0	1,318.3	1,314.7	1,310.8
大型ごみ	t/年	5,320.4	3,337.0	3,299.6	3,293.6	3,286.8	3,279.0	3,262.6	3,247.4	3,262.0	3,260.9	3,265.3	3,268.8
蛍光灯	t/年	22.2	27.6	27.2	26.8	26.8	26.4	26.1	25.8	25.8	25.5	25.4	25.4
乾電池	t/年	35.0	41.6	41.1	40.7	40.3	39.9	39.5	39.2	39.1	38.6	38.4	38.2
剪定枝	t/年	1,028.9	453.9	449.1	446.1	443.1	440.2	436.2	432.3	432.9	429.6	429.0	428.4
合計	t/年	64,145.8	60,769.1	60,392.7	60,007.1	59,699.8	59,347.6	58,820.2	58,386.1	58,385.2	58,121.9	58,016.0	57,833.2
日平均	t/日	175.3	166.5	165.5	164.4	163.1	162.6	161.2	160.0	159.5	159.2	158.9	158.4

資料1 将来のごみ搬入量の予測（その2）

1市3町	年度	年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
	可燃ごみ	t/年	53,031.3	51,361.1	51,103.3	50,775.6	50,524.1	50,231.8	49,782.7	49,420.8	49,413.6	49,210.1	49,123.2	48,959.8
不燃・粗大ごみ	t/年	6,864.1	4,713.3	4,660.9	4,648.1	4,635.5	4,620.5	4,594.2	4,570.6	4,585.9	4,579.2	4,580.0	4,579.6	
資源ごみ等	t/年	4,250.4	4,694.7	4,628.5	4,583.4	4,540.2	4,495.3	4,443.3	4,394.7	4,385.8	4,332.6	4,312.8	4,293.8	
合計	t/年	64,145.8	60,769.1	60,392.7	60,007.1	59,699.8	59,347.6	58,820.2	58,386.1	58,385.2	58,121.9	58,016.0	57,832.2	

焼却処理	年度	年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
	入口	可燃ごみ	t/年	52,002.4	50,907.2	50,654.2	50,329.5	50,081.0	49,791.6	49,346.5	48,988.5	48,980.6	48,780.5	48,694.2
	破碎処理から	t/年	7,081.7	4,577.5	4,526.6	4,513.0	4,499.4	4,483.9	4,457.3	4,433.0	4,447.7	4,439.3	4,440.0	4,439.7
	選別施設から	t/年	34.7	91.0	89.8	88.9	88.1	87.2	86.2	85.2	85.1	84.1	83.7	83.3
計		t/年	56,711.8	55,575.7	55,270.6	54,931.4	54,668.5	54,362.7	53,890.0	53,506.7	53,513.4	53,303.9	53,217.9	53,054.5
出口	灰溶融施設へ	t/年	5,100.7	4,998.5	4,971.0	4,940.5	4,916.9	4,889.4	4,846.9	4,812.4	4,813.0	4,794.2	4,786.4	4,771.7
	磁性灰	t/年	583.2	571.5	568.4	564.9	562.2	559.1	554.2	550.3	550.3	548.2	547.3	545.6
	大塊物	t/年	698.9	684.9	681.1	676.9	673.7	669.9	664.1	659.4	659.5	656.9	655.8	653.8
計		t/年	6,382.8	6,254.9	6,220.6	6,182.4	6,152.8	6,118.4	6,065.2	6,022.0	6,022.8	5,999.2	5,989.5	5,971.1

灰溶融処理	年度	年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
	入口	焼却施設から	t/年	5,100.7	4,998.5	4,971.0	4,940.5	4,916.9	4,889.4	4,846.9	4,812.4	4,813.0	4,794.2	4,786.4
出口	溶融スラグ	t/年	3,796.2	3,720.1	3,699.7	3,677.0	3,659.4	3,638.9	3,607.3	3,581.6	3,582.1	3,568.0	3,562.3	3,551.3
	溶融飛灰固化物	t/年	725.7	711.1	707.2	702.9	699.5	695.6	689.5	684.6	684.7	682.0	680.9	678.9
	溶融メタル	t/年	29.3	28.7	28.5	28.3	28.2	28.0	27.8	27.6	27.6	27.5	27.4	27.4
計		t/年	4,551.1	4,459.9	4,435.4	4,408.2	4,387.1	4,362.5	4,324.6	4,293.9	4,294.4	4,277.6	4,270.7	4,257.6

粗ごみ選別	年度	年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
	入口	粗ごみ	t/年	1,543.8	1,376.3	1,361.3	1,354.5	1,348.7	1,341.5	1,331.6	1,323.2	1,324.0	1,318.3	1,314.7
出口	破碎処理へ	t/年	1,277.5	1,138.9	1,126.5	1,120.9	1,116.1	1,110.1	1,101.9	1,095.0	1,095.6	1,090.9	1,087.9	1,084.7
	陶磁器類	t/年	184.8	164.8	163.0	162.1	161.5	160.6	159.4	158.4	158.5	157.8	157.4	156.9
	電線大塊金属等	t/年	81.5	72.6	71.8	71.5	71.2	70.8	70.3	69.8	69.9	69.6	69.4	69.2
計		t/年	1,543.8	1,376.3	1,361.3	1,354.5	1,348.7	1,341.5	1,331.6	1,323.2	1,324.0	1,318.3	1,314.7	1,310.8

破碎処理	年度	年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
	入口	大型ごみ	t/年	5,320.4	3,337.0	3,299.6	3,293.6	3,286.8	3,279.0	3,262.6	3,247.4	3,262.0	3,260.9	3,265.3
	粗ごみから	t/年	1,277.5	1,138.9	1,126.5	1,120.9	1,116.1	1,110.1	1,101.9	1,095.0	1,095.6	1,090.9	1,087.9	1,084.7
	剪定枝	t/年	1,028.9	453.9	449.1	446.1	443.1	440.2	436.2	432.3	432.9	429.6	429.0	428.4
計		t/年	7,626.7	4,929.8	4,875.2	4,860.6	4,846.0	4,829.3	4,800.7	4,774.7	4,790.5	4,781.4	4,782.2	4,781.9
出口	焼却へ	t/年	7,081.7	4,577.5	4,526.6	4,513.0	4,499.4	4,483.9	4,457.3	4,433.0	4,447.7	4,439.3	4,440.0	4,439.7
	破碎鉄	t/年	523.0	338.1	334.3	333.3	332.3	331.2	329.2	327.4	328.5	327.9	327.9	327.9
	破碎アルミ	t/年	22.1	14.3	14.3	14.3	14.3	14.3	14.3	14.3	14.3	14.3	14.3	14.3
計		t/年	7,626.7	4,929.8	4,875.2	4,860.6	4,846.0	4,829.3	4,800.7	4,774.7	4,790.5	4,781.4	4,782.2	4,781.9

選別処理	年度	年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
	入口	プラスチック製容器包装	t/年	2,028.5	2,297.1	2,268.6	2,247.1	2,225.8	2,204.7	2,179.1	2,155.6	2,151.7	2,129.8	2,120.8
	缶類	t/年	369.3	459.6	451.6	447.0	442.9	438.3	433.3	428.6	427.6	420.7	418.7	416.6
	ペットボトル	t/年	242.1	278.7	273.5	270.6	267.7	264.7	261.5	258.1	257.3	252.9	251.4	250.0
計		t/年	2,639.9	3,035.4	2,993.7	2,964.7	2,936.4	2,907.7	2,873.9	2,842.3	2,836.6	2,803.4	2,790.9	2,778.8
出口	プラスチック製容器包装	t/年	1,991.7	2,225.4	2,197.8	2,177.0	2,156.4	2,135.9	2,111.1	2,088.4	2,084.6	2,063.4	2,054.6	2,046.3
	プラスチック製容器包装異物	t/年	36.8	71.7	70.8	70.1	69.4	68.8	68.0	67.2	67.1	66.4	66.2	65.9
	鉄缶	t/年	272.1	337.4	331.5	328.1	325.1	321.7	318.1	314.6	313.9	308.8	307.3	305.8
	アルミ缶	t/年	108.8	116.5	114.5	113.3	112.3	111.1	109.9	108.7	108.4	106.7	106.2	105.6
	缶異物	t/年	-11.6	5.7	5.6	5.5	5.5	5.4	5.4	5.3	5.3	5.2	5.2	5.2
	ペットボトル	t/年	232.6	265.0	260.1	257.3	254.5	251.7	248.6	245.4	244.6	240.5	239.0	237.7
	ペットボトル異物	t/年	9.5	13.7	13.4	13.3	13.2	13.0	12.9	12.7	12.6	12.4	12.4	12.3
計		t/年	2,639.9	3,035.4	2,993.7	2,964.7	2,936.4	2,907.7	2,873.9	2,842.3	2,836.6	2,803.4	2,790.9	2,778.8

ストックヤード	年度	年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
	入口	びん類	t/年	1,530.7	1,564.9	1,542.3	1,527.4	1,513.2	1,498.1	1,480.8	1,464.7	1,461.8	1,443.5	1,436.8
	紙・布類	t/年	22.5	25.2	24.2	23.8	23.5	23.2	23.0	22.7	22.5	21.6	21.3	21.1
	乾電池	t/年	35.0	41.6	41.1	40.7	40.3	39.9	39.5	39.2	39.1	38.6	38.4	38.2
	蛍光灯	t/年	22.2	27.6	27.2	26.8	26.8	26.4	26.1	25.8	25.8	25.5	25.4	25.4
計		t/年	1,610.5	1,659.3	1,634.8	1,618.7	1,603.8	1,587.6	1,569.4	1,552.4	1,549.1	1,529.2	1,521.9	1,515.0
出口	茶ビン	t/年	364.1	400.6	394.6	390.8	387.2	383.2	378.9	374.7	374.0	369.1	367.4	365.7
	無色ビン	t/年	752.2	781.2	769.6	762.1	755.1	747.4	738.9	730.9	729.3	719.9	716.5	713.2
	その他	t/年	420.3	378.6	373.0	369.3	365.9	362.2	358.0	354.2	353.4	348.9	347.2	345.6
	びん類	t/年	1,536.6	1,560.3	1,537.3	1,522.1	1,508.1	1,492.9	1,475.8	1,459.8	1,456.7	1,438.0	1,431.1	1,424.6
	紙・布類	t/年	41.5	27.4	27.0	26.7	26.5	26.2	25.9	25.6	25.6	25.3	25.1	25.0
	乾電池	t/年	41.2	38.7	38.1	37.8	37.4	37.0	36.6	36.2	36.1	35.7	35.5	35.3
	蛍光灯	t/年	20.6	25.1	24.7	24.5	24.2	24.0	23.7	23.5	23.4	23.1	23.0	22.9
	ステンレス	t/年	1.0	0.8	0.8	0.8	0.8	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
	携帯電話	t/年	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	廃タイヤ・廃家電等	t/年	4.3	7.0	6.9	6.8	6.7	6.7	6.6	6.5	6.5	6.4	6.4	6.4
計		t/年	1,645.2	1,659.3	1,634.8	1,618.7	1,603.8	1,587.6	1,569.4	1,552.4	1,549.1	1,529.2	1,521.9	1,515.0

埋立処分量	年度	年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
溶融スラグ	t/年	3,796.2	3,720.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
磁性灰	t/年	583.2	571.5	568.4	564.9	562.2	559.1	554.2	550.3	550.3	548.2	547.3	545.6	
大塊物	t/年	698.9	684.9	681.1	676.9	673.7	669.9	664.1	659.4	659.5	656.9	655.8	653.8	
陶磁器類	t/年	184.8	164.8	163.0	162.1	161.5	160.6	159.4	158.4	158.5	157.8	157.4	156.9	
合計	t/年	5,263.1	5,141.3	4,125.5	4,104.0	4,139.7	4,139.6	4,137.7	4,136.0	4,136.3	4,136.9	4,136.0	4,135.3	

※平成27年度は実績値、平成28年度以降は各市町の基本計画で示されている予測値を用いた。ただし、各市町が独自に資源化等をしている品目は、搬入量から除外した。また、資源ごみ等で個別の品目の搬入量を推計していない場合は、平成27年度の実績から、個別品目の搬入量を推計した。

※平成27年度については、計量時期の違いにより、搬入重量の合計と搬出重量の合計が異なる場合がある。資源ごみの缶の異物重量がマイナスになっているのは、同様の理由で重量を調整したためである。

※川西市については、基本計画の期間が平成25年度から平成34年度までであるため、平成35年度以降の人口、排出原単位を平成34年度と同じとして、ご

資料2 減量目標を達成した場合のごみ搬入量の予測（その1）

年度		年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
川西市	人口	人	160,287	160,314	159,609	158,889	158,184	157,478	156,345	155,244	155,244	155,244	155,244	155,244
	可燃ごみ	t/年	37,022.7	34,556.3	33,945.9	33,341.4	32,748.5	32,163.5	31,500.0	30,852.5	30,937.0	30,852.5	30,852.5	30,852.5
	プラスチック製容器包装	t/年	1,514.3	1,716.8	1,695.7	1,675.0	1,654.9	1,635.3	1,611.7	1,588.9	1,593.3	1,588.9	1,588.9	1,588.9
	缶類	t/年	234.2	305.3	301.7	298.1	294.7	291.4	287.4	283.6	284.3	283.6	283.6	283.6
	ペットボトル	t/年	147.9	183.0	180.8	178.9	176.7	174.7	172.3	169.9	170.4	169.9	169.9	169.9
	ビン類	t/年	1,093.1	1,109.8	1,096.9	1,084.1	1,071.8	1,059.7	1,045.1	1,031.0	1,033.8	1,031.0	1,031.0	1,031.0
	紙・布類	t/年	6.8	8.7	8.7	8.6	8.6	8.5	8.4	8.4	8.4	8.4	8.4	8.4
	粗ごみ	t/年	968.9	789.3	776.3	763.4	750.7	738.2	724.0	710.0	712.0	710.0	710.0	710.0
	大型ごみ	t/年	4,651.3	2,339.8	2,218.1	2,097.6	1,978.6	1,860.9	1,739.7	1,620.6	1,625.0	1,620.6	1,620.6	1,620.6
	有害ごみ	t/年	15.8	21.3	21.2	21.0	20.8	20.7	20.5	20.3	20.4	20.3	20.3	20.3
	蛍光灯	t/年	21.3	27.5	27.3	27.2	27.0	26.8	26.6	26.4	26.5	26.4	26.4	26.4
	乾電池	t/年	37.1	48.8	48.5	48.2	47.9	47.6	47.2	46.8	46.9	46.8	46.8	46.8
	計	t/年	852.0	393.8	391.2	388.7	386.3	383.9	380.5	377.3	378.3	377.3	377.3	377.3
	剪定枝	t/年												
	合計	t/年	46,528.2	41,451.5	40,663.7	39,883.8	39,118.7	38,363.8	37,516.2	36,688.8	36,789.3	36,688.8	36,688.8	36,688.8

年度		年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
猪名川町	人口	人	31,722	31,965	31,983	32,002	31,934	31,867	31,799	31,732	31,664	31,514	31,363	31,213
	可燃ごみ	t/年	7,913.7	7,068.0	7,064.6	7,059.8	7,056.1	7,014.7	6,983.8	6,960.9	6,965.0	6,904.8	6,794.7	6,753.8
	プラスチック製容器包装	t/年	247.4	246.4	246.1	245.8	246.2	244.1	243.6	242.1	242.8	240.7	237.0	235.6
	資源ごみ	t/年	50.7	56.2	56.1	56.1	56.1	55.7	55.5	55.3	55.4	54.9	54.0	53.7
	缶類	t/年	37.5	33.1	33.1	33.1	33.1	32.8	32.7	32.6	32.6	32.4	31.8	31.7
	ペットボトル	t/年	202.2	186.8	186.6	186.6	186.5	185.3	184.4	184.0	184.1	182.5	179.6	178.5
	ビン類	t/年	3.1	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.5	3.5
	紙・布類	t/年	293.5	279.7	279.4	279.4	279.3	277.4	276.2	275.5	275.7	273.4	268.9	267.4
	粗ごみ	t/年	286.0	286.9	286.6	286.2	286.7	284.4	283.8	282.3	283.1	280.8	275.9	274.5
	大型ごみ	t/年	222.5	195.5	195.3	196.2	195.4	194.6	193.0	192.8	193.3	191.4	187.8	187.5
	有害ごみ	t/年	3.5	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9
	蛍光灯	t/年	7.7	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.4	7.4	7.5	7.4	7.4	7.4
	乾電池	t/年	11.2	10.4	10.4	10.4	10.4	10.4	10.3	10.3	10.4	10.3	10.3	10.3
	計	t/年	148.2	28.9	28.9	28.9	28.8	28.7	28.5	28.5	28.5	28.2	27.8	27.6
	剪定枝	t/年												
	合計	t/年	9,122.4	8,115.8	8,111.3	8,106.7	8,102.9	8,054.3	8,019.2	7,992.4	7,998.8	7,929.6	7,802.4	7,756.7

年度		年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
豊能町	人口	人	20,732	20,229	19,947	19,666	19,384	19,103	18,794	18,485	18,177	17,868	17,559	17,223
	可燃ごみ	t/年	4,418.0	4,371.6	4,253.1	4,145.5	4,040.6	3,915.0	3,805.5	3,688.3	3,582.4	3,467.3	3,354.9	3,238.8
	資源ごみ	t/年	186.6	195.2	194.3	193.2	192.8	191.3	189.7	188.4	187.5	185.3	183.7	181.9
	缶類	t/年	43.9	47.0	46.8	46.5	46.4	46.1	45.6	45.3	45.1	44.6	44.2	43.7
	ペットボトル	t/年	34.5	34.2	34.0	33.8	33.7	33.5	33.2	33.0	32.8	32.4	32.1	31.8
	ビン類	t/年	151.6	146.7	146.1	145.2	144.8	143.7	142.6	141.6	140.8	139.2	138.0	136.6
	紙・布類	t/年	4.9	4.8	4.8	4.8	4.7	4.7	4.7	4.6	4.6	4.6	4.5	4.5
	蛍光灯	t/年	1.9	2.0	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.8	1.8
	乾電池	t/年	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.8	3.8	3.8	3.7	3.7	3.7	3.6
	計	t/年	437.3	433.8	431.8	429.3	428.2	425.0	421.5	418.6	416.4	411.7	408.0	403.9
	粗ごみ	t/年	205.9	198.1	189.5	181.9	174.1	165.4	157.9	149.9	142.4	135.0	127.5	120.0
	大型ごみ	t/年	156.6	153.9	153.5	152.8	152.7	151.7	150.7	149.8	149.3	147.8	146.6	145.3
	剪定枝	t/年	10.1	9.8	9.8	9.7	9.7	9.6	9.6	9.5	9.5	9.3	9.3	9.2
	合計	t/年	5,217.7	5,167.2	5,037.7	4,919.2	4,805.3	4,666.7	4,545.2	4,416.1	4,300.0	4,171.1	4,046.3	3,917.2

年度		年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
能勢町	人口	人	10,799	10,678	10,564	10,450	10,337	10,223	10,110	9,997	9,883	9,770	9,656	9,546
	可燃ごみ	t/年	2,648.1	2,648.1	2,539.7	2,431.3	2,322.9	2,214.5	2,106.1	1,997.6	1,889.2	1,780.8	1,672.4	1,564.0
	資源ごみ	t/年	80.3	80.3	77.8	75.3	72.8	70.3	67.8	65.3	62.8	60.3	57.8	55.4
	缶類	t/年	40.5	40.5	39.2	38.0	36.7	35.5	34.2	33.0	31.7	30.5	29.2	28.0
	ペットボトル	t/年	22.3	22.3	21.6	20.9	20.2	19.5	18.8	18.1	17.4	16.7	16.0	15.3
	ビン類	t/年	83.7	83.7	81.1	78.5	75.9	73.3	70.7	68.1	65.5	62.9	60.3	57.7
	紙・布類	t/年	7.8	7.8	7.6	7.3	7.1	6.8	6.6	6.4	6.1	5.9	5.6	5.4
	蛍光灯	t/年	1.1	1.1	1.1	1.0	1.0	1.0	0.9	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8
	乾電池	t/年	2.1	2.1	2.0	2.0	1.9	1.8	1.8	1.7	1.7	1.6	1.5	1.5
	計	t/年	237.9	237.8	230.4	223.0	215.7	208.3	200.9	193.5	186.1	178.8	171.4	164.0
	粗大+不燃	t/年	83.0	83.0	79.0	75.0	71.0	67.0	63.0	58.9	54.9	50.9	46.9	42.9
	大型ごみ	t/年	290.1	290.1	275.1	260.0	245.0	229.9	214.9	199.8	184.8	169.7	154.7	139.6
	計	t/年	373.0	373.1	354.0	335.0	315.9	296.9	277.8	258.7	239.7	220.6	201.6	182.5
	剪定枝	t/年	18.6	18.6	17.0	17.0	17.0	17.0	17.0	17.0	17.0	15.3	15.3	15.3
	合計	t/年	3,277.6	3,277.6	3,141.2	3,006.3	2,871.5	2,736.6	2,601.8	2,466.9	2,332.1	2,195.5	2,060.7	1,925.8

年度		年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
1市3町	人口	人	223,540	223,186	222,103	221,007	219,839	218,671	217,048	215,458	214,968	214,396	213,822	213,226
	可燃ごみ	t/年	52,002.4	48,644.0	47,803.3	46,978.0	46,168.1	45,307.6	44,395.3	43,499.3	43,373.6	43,005.4	42,674.5	42,409.1
	プラスチック製容器包装	t/年	2,028.5	2,238.7	2,213.9	2,189.3	2,166.7	2,141.0	2,112.8	2,084.7	2,086.4	2,075.2	2,067.5	2,061.8
	缶類	t/年	369.3	449.0	443.9	438.7	434.0	428.7	422.8	417.1	416.5	413.5	411.0	408.9
	ペットボトル	t/年	242.1	272.6	269.5	266.6	263.7	260.6	257.1	253.7	253.2	251.5	249.9	248.8
	ビン類	t/年	1,530.7	1,527.0	1,510.7	1,494.4	1,479.1	1,462.0	1,442.8	1,424.7	1,424.2	1,415.6	1,408.9	1,403.8
	紙・布類	t/年	22.5	24.9	24.6	24.3	23.9	23.6	23.3	22.9	22.7	22.4	22.0	21.8
	粗ごみ	t/年	1,543.8	1,357.3	1,331.3	1,306.4	1,282.5	1,255.0	1,228.6	1,201.2	1,192.4	1,176.7	1,160.3	1,147.4
	大型ごみ	t/年	5,320.4	2,979.3	2,841.9	2,706.6	2,571.6	2,437.1	2,298.2	2,163.0	2,152.4	2,129.5	2,109.6	2,093.0
	蛍光灯	t/年	22.2	27.3	27.0	26.8	26.6	26.5	26.3	26.0	26.0	26.0	25.8	25.8
	乾電池	t/年	35.0	41.0	40.8	40.6	40.3	40.0	39.6	39.3	39.4	39.1	39.1	38.9
	剪定枝	t/年	1,028.9	451.1	446.9	444.3	441.8	439.2	435.6	432.3	433.3	430.1	429.7	429.4
	合計	t/年	64,145.8	58,012.1	56,953.9	55,916.0	54,898.4	53,821.4	52,682.4	51,564.2	51,420.2	50,985.0	50,598.2	50,288.5
	日平均	t/日	175.3	158.9	156.0	153.2	150.0	147.5	144.3	141.3</				

資料2 減量目標を達成した場合のごみ搬入量の予測(その2)

年度		年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
1市3町	可燃ごみ	t/年	53,031.3	49,095.1	48,250.2	47,422.3	46,609.9	45,746.8	44,831.0	43,931.6	43,806.9	43,435.4	43,104.1	42,838.4
	不燃・粗大ごみ	t/年	6,864.1	4,336.6	4,173.3	4,013.0	3,854.1	3,692.1	3,526.8	3,364.2	3,344.8	3,306.2	3,270.0	3,240.4
	資源ごみ等	t/年	4,250.4	4,580.4	4,530.3	4,480.7	4,434.4	4,382.5	4,324.6	4,268.5	4,268.5	4,243.3	4,224.1	4,209.7
合計		t/年	64,145.8	58,012.1	56,953.9	55,916.0	54,898.4	53,821.4	52,682.4	51,564.2	51,420.2	50,985.0	50,598.2	50,288.5

年度		年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38		
焼却処理	入口	可燃ごみ	t/年	52,002.4	48,644.0	47,803.3	46,978.0	46,168.1	45,307.6	44,395.3	43,499.3	43,373.6	43,005.4	42,674.5	42,409.1	
		破砕処理から	t/年	7,081.7	4,228.1	4,076.3	3,928.6	3,782.1	3,633.2	3,480.1	3,329.9	3,174.3	3,143.3	3,277.9	3,246.3	3,220.6
		選別施設から	t/年	34.7	88.8	87.8	86.8	85.9	84.9	83.8	82.7	82.7	82.7	82.2	81.9	81.6
	計	t/年	56,711.8	52,960.9	51,967.4	50,993.4	50,036.1	49,025.7	47,959.3	46,911.9	46,770.6	46,365.5	46,002.7	45,711.3		
		出口	灰溶融施設へ	t/年	5,100.7	4,763.3	4,674.0	4,586.4	4,500.3	4,409.4	4,313.5	4,219.3	4,206.6	4,170.1	4,137.5	4,111.3
			磁性灰	t/年	583.2	544.7	534.4	524.4	514.6	504.2	493.2	482.4	481.0	476.8	473.1	470.1
大塊物	t/年		698.9	652.6	640.4	628.4	616.6	604.2	591.0	578.1	576.4	571.4	566.9	563.3		
計	t/年	6,382.8	5,960.6	5,848.8	5,739.2	5,631.4	5,517.7	5,397.7	5,279.8	5,263.9	5,218.3	5,177.5	5,144.7			

年度		年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	
灰溶融処理	入口	焼却施設から	t/年	5,100.7	4,763.3	4,674.0	4,586.4	4,500.3	4,409.4	4,313.5	4,219.3	4,206.6	4,170.1	4,137.5	4,111.3
	出口	溶融スラグ	t/年	3,796.2	3,545.1	3,478.6	3,413.4	3,349.3	3,281.7	3,210.3	3,140.2	3,130.7	3,103.6	3,079.3	3,059.8
		溶融飛灰固化物	t/年	725.7	677.7	664.9	652.5	640.2	627.3	613.7	600.3	598.4	593.3	588.6	584.9
		溶融メタル	t/年	29.3	27.3	26.8	26.3	25.8	25.3	24.7	24.2	24.1	23.9	23.7	23.6
計	t/年	4,551.1	4,250.1	4,170.3	4,092.2	4,015.3	3,934.3	3,848.7	3,764.6	3,753.3	3,720.8	3,691.7	3,668.3		

年度		年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	
粗ごみ選別	入口	粗ごみ	t/年	1,543.8	1,357.3	1,331.3	1,306.4	1,282.5	1,255.0	1,228.6	1,201.2	1,192.4	1,176.7	1,160.3	1,147.4
	出口	破砕処理へ	t/年	1,277.5	1,123.2	1,101.7	1,081.1	1,061.3	1,038.5	1,016.7	994.0	986.7	973.8	960.2	945.5
		陶磁器類	t/年	184.8	162.5	159.4	156.4	153.5	150.2	147.1	143.8	142.7	140.9	138.9	137.4
		電線大塊金属等	t/年	81.5	71.6	70.3	69.0	67.7	66.2	64.8	63.4	62.9	62.1	61.2	60.6
計	t/年	1,543.8	1,357.3	1,331.3	1,306.4	1,282.5	1,255.0	1,228.6	1,201.2	1,192.4	1,176.7	1,160.3	1,147.4		

年度		年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38		
破砕処理	入口	大型ごみ	t/年	5,320.4	2,979.3	2,841.9	2,706.6	2,571.6	2,437.1	2,298.2	2,163.0	2,152.4	2,129.5	2,109.6	2,093.0	
		粗ごみから	t/年	1,277.5	1,123.2	1,101.7	1,081.1	1,061.3	1,038.5	1,016.7	994.0	986.7	973.8	960.2	945.5	
		剪定枝	t/年	1,028.9	451.1	446.9	444.3	441.8	439.2	435.6	432.3	433.3	430.1	429.7	429.4	
	計	t/年	7,626.7	4,553.5	4,390.6	4,232.0	4,074.7	3,914.8	3,750.5	3,589.2	3,572.4	3,533.3	3,499.5	3,471.9		
		出口	焼却へ	t/年	7,081.7	4,228.1	4,076.3	3,928.6	3,782.1	3,633.2	3,480.1	3,329.9	3,174.3	3,277.9	3,246.3	3,220.6
			破砕鉄	t/年	523.0	312.3	301.1	290.2	279.4	268.5	257.2	246.1	245.0	242.3	240.0	238.1
破砕アルミ	t/年		22.1	13.2	13.2	13.2	13.2	13.2	13.2	13.2	13.2	13.2	13.2	13.2		
計	t/年	7,626.7	4,553.5	4,390.6	4,232.0	4,074.7	3,914.8	3,750.5	3,589.2	3,572.4	3,533.3	3,499.5	3,471.9			

年度		年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38		
選別処理	入口	プラスチック製容器包装	t/年	2,028.5	2,238.7	2,213.9	2,189.3	2,166.7	2,141.0	2,112.8	2,084.7	2,086.4	2,075.2	2,067.5	2,061.8	
		缶類	t/年	369.3	449.0	443.9	438.7	434.0	428.7	422.8	417.1	416.5	413.5	411.0	408.9	
		ペットボトル	t/年	242.1	272.6	269.5	266.6	263.7	260.6	257.1	253.7	252.2	251.5	249.9	248.8	
	計	t/年	2,639.9	2,960.2	2,927.2	2,894.6	2,864.4	2,830.3	2,792.6	2,755.5	2,756.2	2,740.2	2,728.3	2,719.4		
		出口	プラスチック製容器包装	t/年	1,991.7	2,168.8	2,144.8	2,121.0	2,099.1	2,074.2	2,046.9	2,019.7	2,021.3	2,010.5	2,003.0	1,997.4
			プラスチック製容器包装異物	t/年	36.8	69.8	69.1	68.3	67.6	66.8	65.9	65.0	65.1	64.7	64.5	64.3
			鉄缶	t/年	272.1	329.6	325.8	322.0	318.6	314.7	310.3	306.2	305.8	303.5	301.7	300.2
			アルミ缶	t/年	108.8	113.8	112.5	111.2	110.0	108.7	107.2	105.8	105.6	104.9	104.2	103.7
			缶異物	t/年	-11.6	5.6	5.5	5.4	5.4	5.3	5.2	5.2	5.2	5.1	5.1	5.1
			ペットボトル	t/年	232.6	259.2	256.2	253.5	250.8	247.8	244.4	241.2	240.8	239.1	237.6	236.6
			ペットボトル異物	t/年	9.5	13.4	13.2	13.1	13.0	12.8	12.6	12.5	12.4	12.4	12.3	12.2
			計	t/年	2,639.9	2,960.2	2,927.2	2,894.6	2,864.4	2,830.3	2,792.6	2,755.5	2,756.2	2,740.2	2,728.3	2,719.4

年度		年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	
ストックヤード	入口	びん類	t/年	1,530.7	1,527.0	1,510.7	1,494.4	1,479.1	1,462.0	1,442.8	1,424.7	1,424.2	1,415.6	1,408.9	1,403.8
		紙・布類	t/年	22.5	24.9	24.6	24.3	23.9	23.6	23.3	22.9	22.7	22.4	22.0	21.8
		乾電池	t/年	35.0	41.0	40.8	40.6	40.3	40.0	39.6	39.3	39.4	39.1	39.1	38.9
		蛍光灯	t/年	22.2	27.3	27.0	26.8	26.6	26.5	26.3	26.0	26.0	26.0	25.8	25.8
		計	t/年	1,610.5	1,620.2	1,603.1	1,586.1	1,570.0	1,552.2	1,532.0	1,513.0	1,512.3	1,503.1	1,495.8	1,490.2
	出口	茶ビン	t/年	364.1	391.1	387.0	382.9	379.0	374.7	369.8	365.2	365.1	362.9	361.1	359.7
		無色ビン	t/年	752.2	762.8	754.7	746.7	739.1	730.7	721.2	712.3	712.0	707.7	704.2	701.6
		その他	t/年	420.3	369.6	365.7	361.9	358.2	354.1	349.5	345.2	345.0	342.9	341.3	340.0
		びん類	t/年	1,536.6	1,523.6	1,507.5	1,491.5	1,476.3	1,459.6	1,440.6	1,422.7	1,422.1	1,413.4	1,406.5	1,401.3
		紙・布類	t/年	41.5	26.8	26.5	26.2	25.9	25.6	25.3	25.0	25.0	24.8	24.7	24.6
		乾電池	t/年	41.2	37.8	37.4	37.0	36.6	36.2	35.7	35.3	35.3	35.1	34.9	34.8
		蛍光灯	t/年	20.6	24.5	24.2	24.0	23.7	23.5	23.1	22.9	22.9	22.7	22.6	22.5
		ステンレス	t/年	1.0	0.8	0.8	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
		携帯電話	t/年	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		廃タイヤ・廃家電等	t/年	4.3	6.8	6.7	6.7	6.6	6.5	6.4	6.4	6.4	6.3	6.3	6.3
		計	t/年	1,645.2	1,620.2	1,603.1	1,586.1	1,570.0	1,552.2	1,532.0	1,513.0	1,512.3	1,503.1	1,495.8	1,490.2

年度		年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
埋立処分量	溶融スラグ	t/年	3,796.2	3,545.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	磁性灰	t/年	583.2	544.7	534.4	524.4	514.6	504.2	493.2	482.4	481.0	476.8	473.1	470.1
	大塊物	t/年	698.9	652.6	640.4	628.4	616.6	604.2	591.0	578.1	576.4	571.4	566.9	563.3
	陶磁器類	t/年	184.8	162.5	159.4	156.4	153.5	150.2	147.1	143.8	142.7	140.9	138.9	137.4
	合計	t/年	5,263.1	4,904.9	4,334.2	4,309.2	4,284.7	4,258.6	4,231.3	4,204.3	4,200.1	4,189.1	4,178.9	4,170.8

年度		年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
資源化物 搬出量	溶融スラグ	t/年	-	-	3,478.6	3,413.4	3,349.3	3,281.7	3,210.3	3,140.2	3,130.7	3,103.6	3,079.3	3,059.8
	溶融飛灰固化物	t/年	725.7	677.7	664.9									

※平成 27 年度は実績値、平成 28 年度以降は各市町の基本計画で示されている目標値を用いた。ただし、各市町が独自に資源化等をしている品目については、搬入量から除外した。また、資源ごみ等で個別の品目の搬入量を推計していない場合は、平成 27 年度の実績から個別品目の搬入量を推計した。

※平成 27 年度については、計量時期の違いにより、搬入重量の合計と搬出重量の合計が異なる。資源ごみの缶の異物重量がマイナスになっているのは、同様の理由で重量を調整したためである。

※川西市については、基本計画の期間が平成 25 年度から平成 34 年度までであるため、平成 35 年度以降の人口、排出原単位を平成 34 年度と同じとして、ごみ排出量を算出した。

※猪名川町の基本計画は平成 37 年度までだが、平成 38 年度のごみ量を推計しており、その値を用いた。

※豊能町については、最終目標年度の平成 43 年度に減量目標を達成するよう、目標年度の排出原単位を独自に設定した上で各年度のごみ量を算出した。

※能勢町については、最終目標年度である平成 38 年度に減量目標を達成するよう、目標年度の排出量を推計した上で、各年度のごみ量を算出した。

※埋立処分量と資源化物搬出量について、溶融スラグは平成 28 年度までは埋立処分、平成 29 年度以降は資源化の見込みであることから、平成 28 年度までは埋立処分の欄に、平成 29 年度以降は資源化物搬入量としてカウントしている。

※参考として、減量目標を達成した場合の豊能町のごみ搬入量の予測値について、本計画の最終目標年度である平成 38 年度から、豊能町の最終目標年度である平成 43 年度までを下記に示した。

<参考>平成 38～43 年度までの豊能町の減量目標を達成した場合のごみ搬入量の予測

年度		年度	H38	H39	H40	H41	H42	H43	
豊能町	人口	人	17,223	16,887	16,552	16,216	15,880	15,520	
	可燃ごみ	t/年	3,238.8	3,141.4	3,020.7	2,910.3	2,809.3	2,705.6	
	資源ごみ	プラスチック製容器包装	t/年	181.9	180.2	177.7	175.6	173.2	171.2
		缶類	t/年	43.7	43.3	42.7	42.3	41.6	41.2
		ペットボトル	t/年	31.8	31.5	31.1	30.7	30.3	30.0
		ビン類	t/年	136.6	135.4	133.5	131.8	130.1	128.6
		紙・布類	t/年	4.5	4.4	4.4	4.3	4.3	4.2
		蛍光灯	t/年	1.8	1.8	1.8	1.8	1.7	1.7
		乾電池	t/年	3.6	3.6	3.6	3.5	3.5	3.4
	計	t/年	403.9	400.2	394.8	390.0	384.7	380.3	
	粗ごみ	t/年	120.0	113.7	106.3	99.3	93.2	86.7	
	大型ごみ	t/年	145.3	144.1	142.3	140.8	139.0	137.6	
	剪定枝	t/年	9.2	9.1	9.0	8.9	8.7	8.6	
	合 計		t/年	3,917.2	3,808.50	3,673.10	3,549.30	3,434.90	3,318.80